

令和7年習志野市教育委員会第8回定例会

日時: 令和7年8月26日(火)15時00分

場所: 市庁舎3階大会議室

日 程

審議順

1 会議録の承認

(予定)

2 報告事項

- | | | |
|---------------------------------|-----------|---|
| ※(1) 令和7年度教育費予算案(9月補正)について | (教育総務課) | 8 |
| (2) 中学校部活動の地域展開について | (保健体育安全課) | 1 |
| (3) 小学校宿泊自然体験学習の現状と今後の方向性について | (指導課) | 2 |
| (4) 生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について | (社会教育課) | 3 |

3 議決事項

- | | | | |
|--------|---|---------|---|
| 議案第28号 | 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について | (教育総務課) | 4 |
| 議案第29号 | 令和8年度習志野市立幼稚園園児募集要項について | (学務課) | 5 |
| 議案第30号 | 令和8年度使用教科用図書の採択について
(学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書) | (指導課) | 6 |

4 協議事項

- | | | |
|-------|--|---|
| 協議第1号 | 次回教育委員会定例会の期日について
令和7年9月24日(水)午後3時00分 | 7 |
|-------|--|---|

5 その他

※は非公開の見込み

令和7年習志野市教育委員会第8回定例会 議題概要

【報告事項(1)については非公開の見込み】

報告事項(1)【非公開予定】

令和7年度教育費予算案(9月補正)について

- ・令和7年度教育費予算案(9月補正)について、報告するものです。

報告事項(2)

中学校部活動の地域展開について

- ・中学校部活動の地域展開について、報告するものです。

報告事項(3)

小学校宿泊自然体験学習の現状と今後の方向性について

- ・小学校宿泊自然体験学習の現状と今後の方向性について、報告するものです。

報告事項(4)

生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について

- ・生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について、報告するものです。

議案第28号

令和7年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民へ公表するものです。

議案第29号

令和8年度習志野市立幼稚園園児募集要項について

- ・習志野市立幼稚園管理規則の規定により、令和8年度習志野市立幼稚園の園児募集方法等について、定めるものです。

議案第30号

令和8年度使用教科用図書の採択について

(学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書)

- ・習志野市教育委員会行政組織規則第3条第16号の規定に基づき、令和8年度に習志野市立小学校及び中学校の特別支援学級で使用することができる教科用図書を採択するものです。

報 告 事 項(1)

令和7年度教育費予算案(9月補正)について

令和7年度教育費予算案(9月補正)について、別紙のとおり報告する。

令和7年8月26日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

令和7年度教育費予算案（9月補正）説明書

歳出概要及び財源内訳

(単位:千円)

No.	款・項・目	事業名	事業概要等	事業費	事業費	財源内訳				
				(申入れ額)	(確定額)	国庫支出金	県支出金	地方債	その他の財源	一般財源
1	10. 2. 3 (教育総務課)	小学校空調整備事業	国土交通省が令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価を決定し、公表したことに伴う賃金や物価等の急激な変動に対処するための措置、いわゆるインフレスライド条項に基づく契約金額の変更を行うにあたり、予算不足が生じたことから増額補正を行うもの。	11,000	11,000	0	0	11,000	0	0
2	10. 3. 3 (教育総務課)	中学校空調整備事業		13,800	13,800	0	0	13,800	0	0
3	10. 4. 4 (習志野高校)	高等学校施設整備事業		3,300	3,300	0	0	3,300	0	0
4	10. 7. 3 (生涯スポーツ課)	体育施設整備事業		670	700	0	0	700	0	0
5	10. 6. 2 (社会教育課)	旧鵜田家住宅維持管理費	茅葺屋根の傷みが顕著で、棟瓦の不陸や雨漏りが生じている。また、茅が損傷している影響により、L字型の谷部分の屋根の銅板が落下する事象も発生しており、安全性の観点からも早急に葺替工事を実施するにあたって、設計を行うもの。	3,102	3,102	0	1,551	0	0	1,551
合 計				31,872	31,902	0	1,551	28,800	0	1,551

報 告 事 項(2)

中学校部活動の地域展開について

中学校部活動の地域展開について、別紙のとおり報告する。

令和7年8月26日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

中学校部活動の地域展開について（報告）

1 本市における中学校部活動の地域展開について

（１）目的

現在、文部科学省の方針に基づき、中学校部活動の地域展開（※）が全国的に求められている。これに伴い、習志野市内の中学校においても、休日の活動について地域と連携した形での移行を進めている。

この地域展開の目的は、地域の人材や施設などの資源を活用することで、生徒が多様な指導者のもとで活動できる環境を整備し教員の業務負担を軽減することにより、将来的に部活動を持続可能性のある制度にしていくものである。

※部活動「地域移行」の名称変更については、令和７年５月１６日に開催された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめにおいて学校と地域の二項対立の印象を与えかねないとの懸念があるため「地域展開」に名称変更する考えが示された。

（２）休日の活動の現状

ア．運動部活動において「学校部活動地域連携型」７校７部活動を継続

イ．運動部活動において「地域クラブ型」として陸上競技を追加で実施

ウ．運動部活動「民間委託型」は７校７部活動を新規実施

※「学校部活動地域連携型」（既存の部活動に市から部活動指導員を派遣する仕組み）

※「地域クラブ型」（学校の枠を超えて一つのクラブに集まり活動する仕組み）

※「民間委託型」（市が委託した民間事業者を確保し、学校から要望のあった部活動に指導者を派遣し運営する仕組み）

（３）令和８年度以降の休日の活動の実施計画案

ア．令和８年度以降～令和１０年度（部活動改革実行期間前期）

「学校部活動地域連携型」「地域クラブ型」「民間委託型」を総合的に展開し、令和９年度以降各中学校との調整を進めつつ、民間委託型の実行対象を拡大

イ．令和１１年度～令和１３年度（部活動改革実行期間後期）

受益者負担を取り入れた形での「民間委託型」の展開を目指す

年度	学校部活動地域連携型	地域クラブ型	民間委託型
令和 ８年度	７校７部活動	陸上競技	実証対象の拡大
令和 ９年度	民間委託型に移行	民間委託型に移行	学校部活動地域連携型 及び地域クラブ型を併合
令和１０年度			受益者負担について <u>学校及び保護者</u> への説明
令和１１年度～			７校７部活完全移行 受益者負担開始

2 民間委託型の導入について

(1) 民間委託のメリット

- ①専門的な指導：民間のスポーツクラブや指導者団体は、各種目に関する専門的な知識とスキルがあるため、生徒がより高度な指導を受けられる。
- ②指導者の安定供給：教員のみ依存せず、民間から指導者を確保することで、特定分野の指導者不足を解消し、幅広い活動を行うことができる。

(2) 令和7年度民間委託事業者

会社名：株式会社 オークスベストフィットネス

所在地：佐倉市上志津1641-1

実績：柏市、千葉市、成田市や埼玉県のさいたま市等で地域展開業務委託

契約額：6,333,250円（令和7年8月から令和8年3月の期間に7校7部活動）

(3) 活動日数について

活動実施期間中、週1日程度（土曜日、日曜日または祝祭日）の活動を原則として、実施期間内で25日を上限とする。なお、練習試合等を行う場合は、原則、10日を上限とする（自校や近隣校等で交通費が発生しない場合は練習試合は回数の上限に含めない）。

(4) 種目・実施場所・参加校等

No	種目	実施場所	参加校	参加予定人数（人）	兼職兼業希望教員数（人）
1	女子バレーボール①	第一中学校	第一中学校	37	0
2	女子バレーボール②	第五中学校	第五中学校	46	1
3	野球	第二中学校	第二中学校	13	2
4	ソフトボール	各参加校のいずれか	第三中学校	8	1
			第七中学校	4	2
5	女子ソフトテニス	第四中学校	第四中学校	26	0
6	男子バスケットボール	第六中学校	第六中学校	20	1
7	男子卓球	第七中学校	第七中学校	7	0

※平日の部活動に関しては、引き続き顧問が指導を行う。

(5) 「民間委託型」の令和7年度の見込み令和8年度以降の目標数値について

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
目標数値	約10%	約20%	約50%	約70%
実施部活動数 (全部活動数77)	7	14	38	54

(6) 近隣他市の民間委託に係る取り組み

浦安市	令和8年1月10日から令和8年8月30日まで、3校3部活を民間委託開始予定。(ソフトボール部・陸上競技部・サッカー部)
八千代市	指導員を派遣している。
市川市	総合型スポーツクラブと連携予定。
船橋市	現在は部活動連携型を実施している。民間委託は今のところ選択肢にはない。完全実施の形態は検討中。
千葉市	令和7年の9月よりすべての市立中学校で、各校2つ以上の部活動を対象として約150部を民間委託実施。この参加できる地域クラブには2種類あり、「市内全域を対象として、参加者を募集する地域クラブ」と「学校を限定して、参加者を募集する地域クラブ」がある。

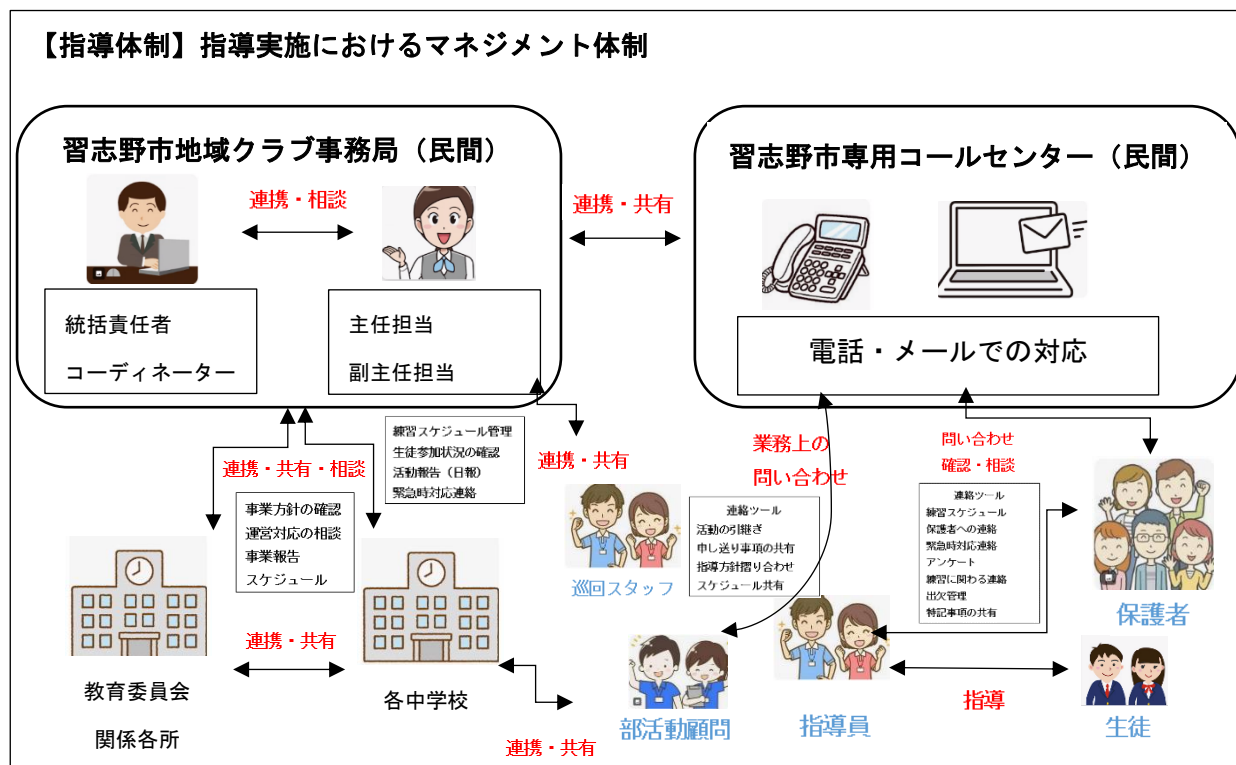
3 まとめ

本市では、今年2学期から中学校部活動の地域展開において、「民間委託型」の導入を開始し、その効果や課題についての検証を進めるところである。

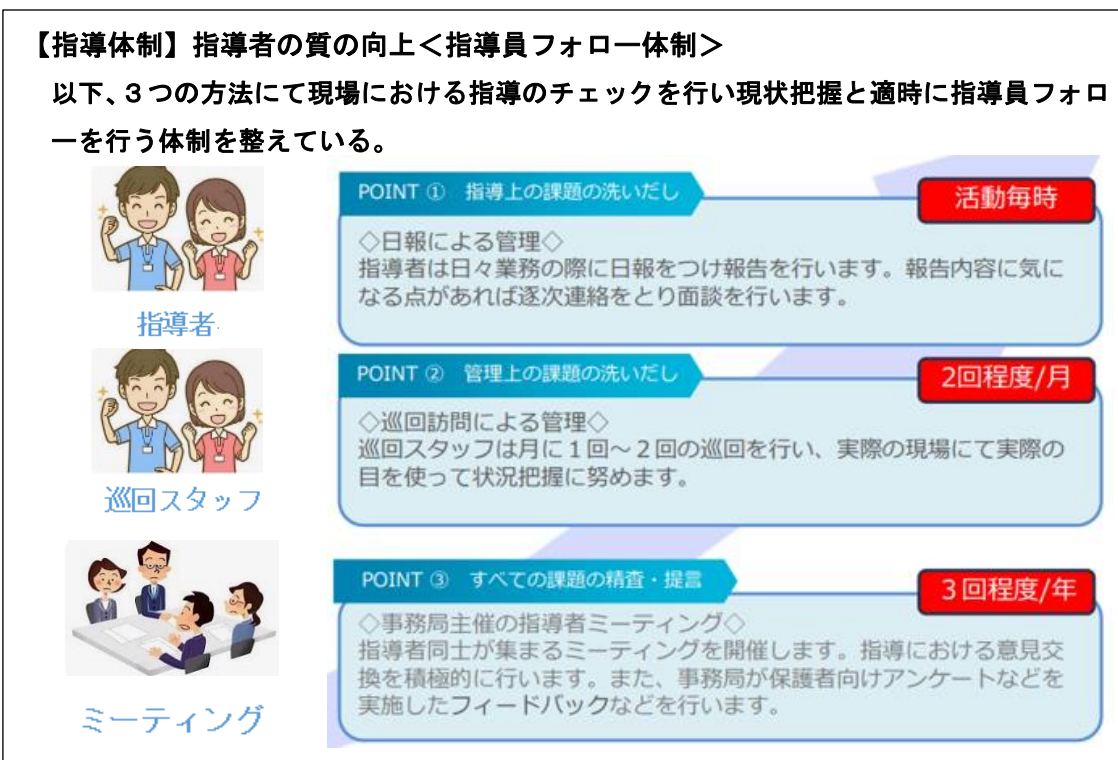
今後の地域展開にあたっては、これまでの部活動の形をできる限り維持しながら、生徒の活動機会を保障することが基本方針となる。具体的には、指導を希望する教員については、所定の「兼職兼業届」を提出した上で、民間事業者に所属して指導にあたることが可能となる。一方、教員による指導希望がない場合や指導者が不足している部活動については、民間事業者が専門の指導者を確保し、各部活動に派遣する体制を整える。また、生徒数が減少等により単独での活動が困難な部活動については、近隣中学校との連携により、合同チームを編成し、活動の継続を図る。この場合の指導体制についても、希望する教員もしくは民間事業者が派遣する地域の指導者により対応することとする。

更に、地元の企業から地域貢献の一環として中学校部活動の指導者の協力についても提案をいただいております。今後検討していく。

別紙資料①



別紙資料②



報 告 事 項(3)

小学校宿泊自然体験学習の現状と今後の方向性について

小学校宿泊自然体験学習の現状と今後の方向性について、別紙のとおり報告する。

令和7年8月26日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

小学校宿泊自然体験学習の現状と今後の方向性について（報告）

1 小学校宿泊自然体験学習の現状について

自然体験学習を通して主体性・自立心の育成や協調性・社会性の向上、また挑戦と達成による自己肯定感の向上を目指し、鹿野山少年自然の家を使用して小学校4年生～6年生が宿泊自然体験学習を実施している。しかしながら、これまで2泊3日で自然体験学習を行っていたが、気候の変化に伴い夏場の利用が難しくなり、また、6年生は修学旅行と併せ二度の宿泊行事があることで、引率する教職員の負担感も大きくなっていることから、6年生は1泊2日、4・5年生は2泊3日で宿泊自然体験学習を実施している。

現在、鹿野山少年自然の家の周辺環境が大きく変化しており、今後は現状と同様の宿泊自然体験学習の実施が難しくなることが見込まれ、これまで目指してきた教育効果が得られない可能性があることから、市の施設である富士吉田青年の家を活用した宿泊自然体験学習の検証実施を行うこととした。今年度は市内の小規模校2校が富士吉田青年の家での宿泊自然体験学習を実施した。実施場所が変わっても、児童にとって有意義な自然体験学習となるように活動内容は検討を重ねている。

今後は今年度の検証結果を踏まえ、児童の安全面・健康面を最優先に考えて検討し、検証を行っていきたいと考えている。

【参考】鹿野山少年自然の家の周辺環境の変化について

※ハイキングコースは私有地であり、近年土地の売却等により開発が進んでいる。

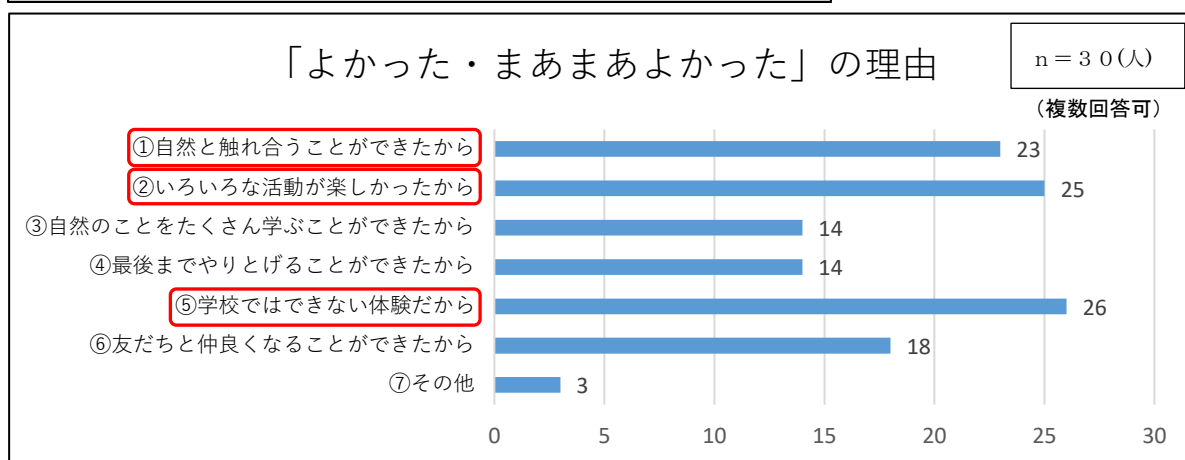
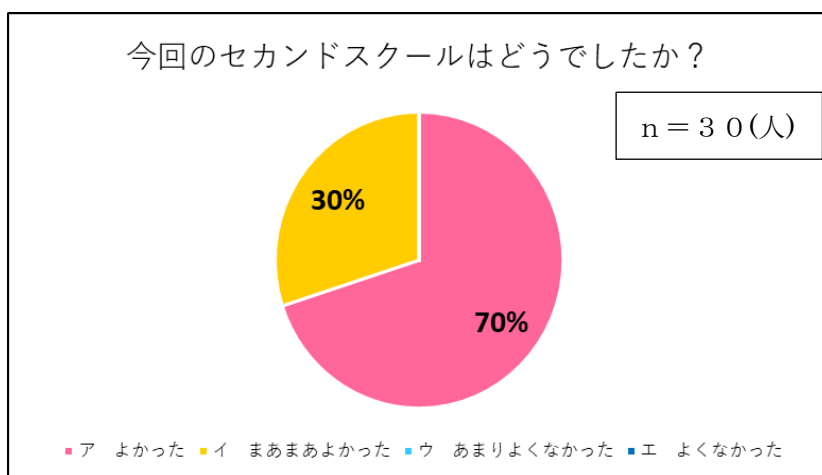
- ①サバイバルゲーム場の開発
- ②モトクロススクールの開設
- ③サウナ施設の開業
- ④森林・道路・ハイキングコース沿いの自然の荒廃
- ⑤気候変動による暑さ問題（児童の宿泊部屋にエアコンがない）

2 検証実施校の活動報告と事後アンケート結果について

習志野市立秋津小学校【令和7年6月5日（木）～6日（金）実施】

実施内容	晴れバージョン
道路状況	事故・渋滞無し
活動内容【1日目】	・軽登山 ・キャンプファイヤー
活動内容【2日目】	・飯盒炊さん（ご飯を炊く・カレー作り）

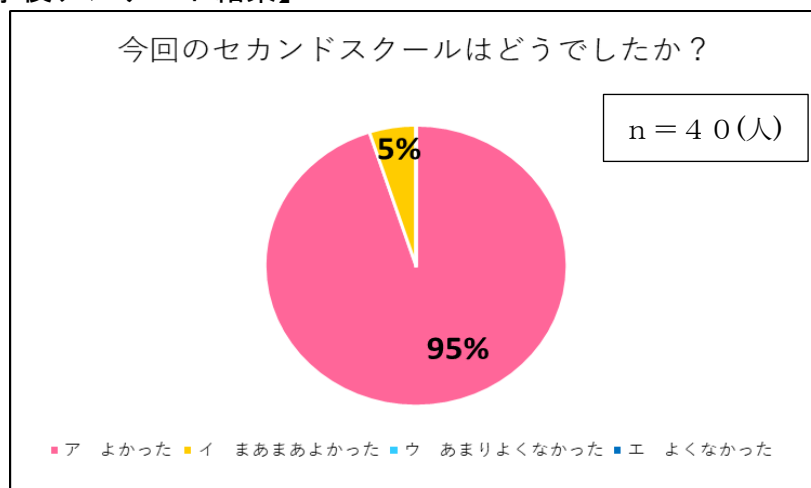
【事後アンケート結果】

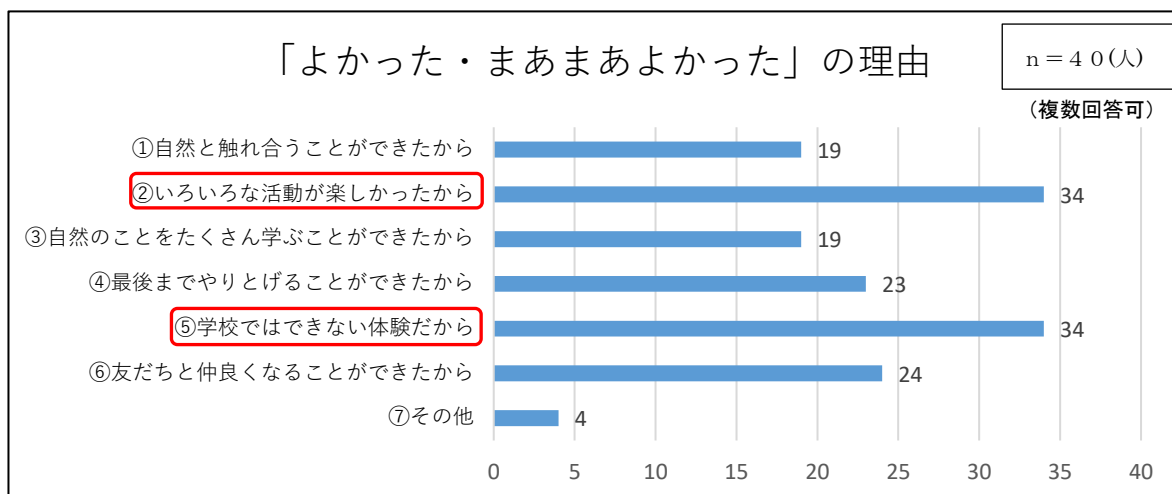


習志野市立香澄小学校【令和7年7月3日（木）～4日（金）実施】

実施内容	雨天バージョン
道路状況	事故・渋滞無し
活動内容【1日目】	・浅間神社散策 ・火起こし体験 ・キャンプファイヤー
活動内容【2日目】	・飯盒炊さん（ご飯を炊く・カレー作り）

【事後アンケート結果】

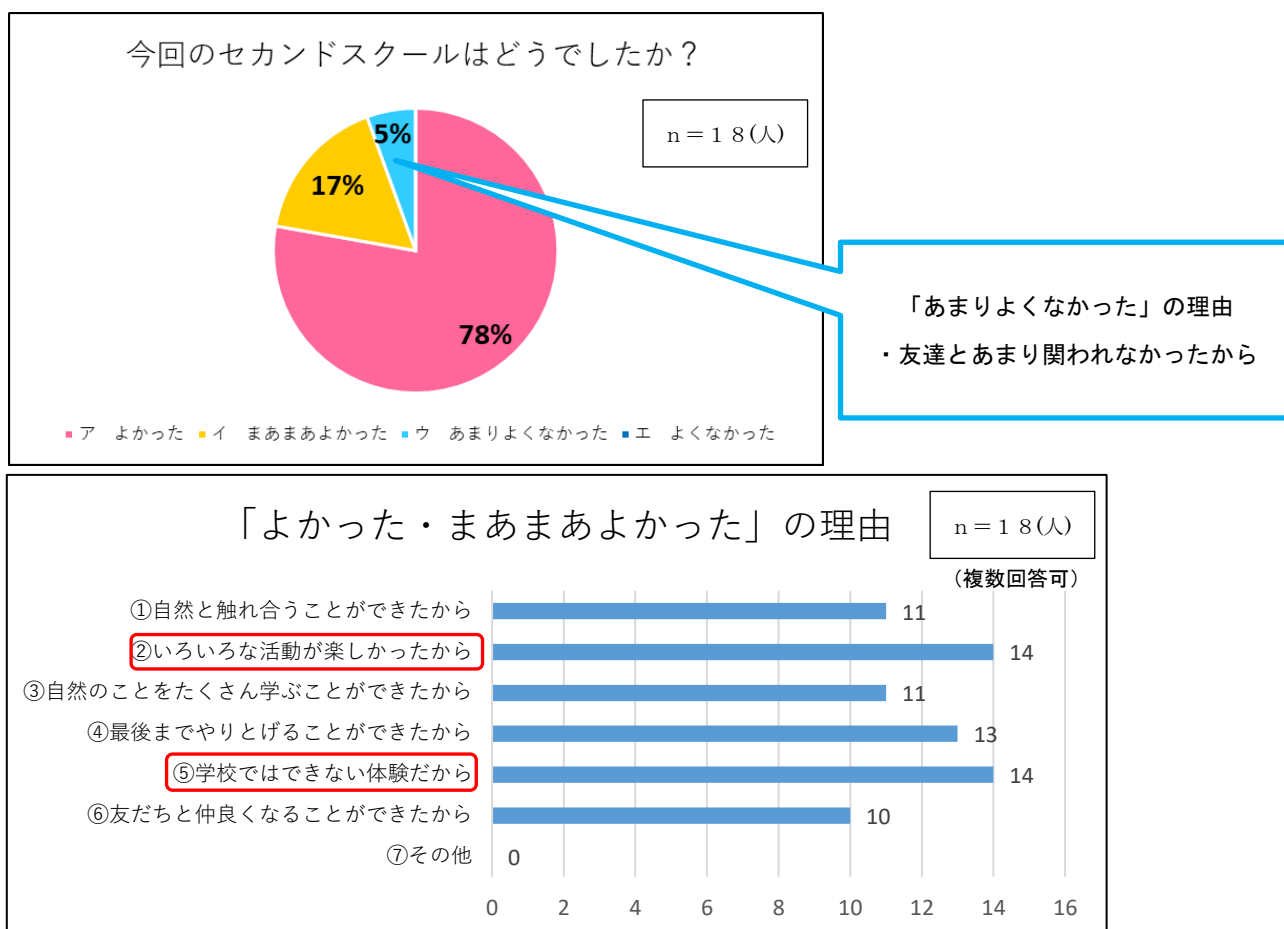




【事後アンケートより】

- ・両校ともに、すべての児童が「よかった」「まあまあよかった」と回答。
- ・普段の生活では体験できないことが楽しかったと回答する児童が多かった。
- ・富士吉田青年の家や鹿野山少年自然の家の先生方のサポートに感謝しているという記述が多く見られた。
- ・「いろいろな葉の種類を教えてくれた」「富士五湖がどのように出来上がったのかを知ることができた」「普段見られない景色が見られた」等の感想が見られた。

【参考】鹿野山少年自然の家で実施した学校のアンケート結果〔抽出校2校分〕



3 今後の方向性について

令和8年度は、富士吉田青年の家（2校）と鴨川青少年自然の家（2校）での検証を検討している。どの施設を利用した場合も同等の自然体験学習ができるようにと検討した結果、富士吉田青年の家に加え鴨川青少年自然の家を選択した。

今後、鹿野山少年自然の家以外の施設を使用して実施をしていく場合、個人負担額が多くなることと、引率する教職員の負担が大きくなると考えられることから、1泊2日を実施していきたいと考えている。なお、6年生については、鹿野山セカンドスクールは実施せず、修学旅行において自然体験学習を行う。

	習志野市立 鹿野山少年自然の家	習志野市立 富士吉田青年の家	千葉県立 鴨川青少年自然の家
4年生	10月～11月 16校（1泊2日）		
5年生	4月～6月 12校（1泊2日）	4月～6月 中規模校2校（1泊2日）	4月～6月 大規模校2校（1泊2日）
所員構成	所長・研究指導主事2名 会計年度職員9名	市職員2名 会計年度職員3名	委託業者職員
体験活動 ★所員指導 ☆所員説明	★ハイキング ★オリエンテーリング ★テント泊 ☆キャンプファイヤー ☆キャンドルサービス ★ナイトハイク ★野外炊事	★ハイキング ★浅間神社散策 ★テント泊 ☆キャンプファイヤー ☆キャンドルサービス ★富士山学習 ★野外炊事	・ハイキング ☆ウォークラリー ☆キャンプファイヤー ☆キャンドルサービス ・星空観察、ナイトハイク ★野外炊事
雨天 プログラム	・火起こし体験（100円） ・竹けん玉作り（50円） ・竹とんぼ作り（50円）	・富士山レーダードーム館 見学（230円） ・浅間神社散策	・切りえ（150円） ・うちわ（300円） ・扇子作り（200円）・勾玉作り（300円） ・焼き板（300円） 【どれも最大定員120人】
収容人数	192人	100人	360人
宿泊費	無料	無料	300円
食費	1,635円	2,400円	2,100円
リネン代	225円	260円	235円
個人負担計	1,860円	2,660円	2,635円
バス単価	往復176,000円 （高速代含む）	往復220,770円 （高速代含む） （+運転手宿泊費1泊分 約8,000円）	往復254,200円 （高速代含む）

※上記以外にも、キャンプファイヤーや飯盒炊さんの薪代や、活動に係る費用が追加されるため、個人負担額はさらに増える見込みである。

※検証校については令和7年度同様、鹿野山の保護者負担額と同額になるよう補う予定。

報 告 事 項(4)

生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について

生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について、別紙のとおり報告する。

令和7年8月26日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

生涯学習部所管施設の 指定管理者モニタリング結果について



令和7年8月26日

習志野市教育委員会生涯学習部

令和6年度 指定管理者モニタリング評価を 実施した生涯学習施設

施設名	指定管理者
1. 中央図書館を除く市立図書館 (東習志野・新習志野・谷津)	株式会社図書館流通センター
2. 新習志野公民館	株式会社オーエンス
3. 実花、袖ヶ浦、谷津公民館	株式会社オーエンス
4. スポーツ9施設	公益財団法人 習志野市文化スポーツ振興財団
5. 習志野市生涯学習施設 「プラッツ習志野」	習志野大久保未来プロジェクト株式会社

* 令和6年4月1日付けで、「公益財団法人習志野市スポーツ振興協会」と「公益財団法人習志野文化ホール」が合併し、名称を「公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団」として事業を進めている。

「習志野市公の施設における指定管理者制度の実施に関する指針」に基づく

モニタリングとは

1. 定期の業務の遂行確認

現地で業務遂行状況の確認を行うとともに、指定管理者から関係書類の提出を求め、その内容を確認します。

2. 事業決算の確認

指定管理者から提出された事業報告書に基づき、施設の管理、住民利用、経理の状況について確認します。

3. 管理業務の評価、指導

定期の業務遂行確認及び事業決算の確認等の結果に基づき、市は指定管理者のサービス水準が維持されているかを評価し、その結果をフィードバックします。

4. 随時の業務遂行確認、評価、指示

業務改善の必要があった場合、その都度、業務遂行を確認・評価・指示をします。

5. 評価の体制

評価については、設置者である市が自ら行うものとし、所管課が収集したデータに基づき、生涯学習部に設置した指定管理者制度検討委員会により、適宜適切に評価を行うこととしています。

モニタリングにおける4つの評価段階



* 要求水準は、仕様書等に基づくものです。 5

総合評価と各評価点の内訳

		東習志野・新習志野・谷津図書館	新習志野公民館	実花・袖ヶ浦・谷津公民館	スポーツ9施設	プラッツ習志野
総合評価		A	A	A	A	A
内訳	A+（要求水準を上回る）	9	6	6	3	4
	A（要求水準と同等）	2 8	3 5	3 5	3 8	4 3
	B（要求水準だが、一部課題あり）	1	1	0	1	0
	C（要求水準に至らない）	0	0	0	0	0
	計	3 8	4 2	4 1	4 2	4 7

* 各施設の評価項目と数は、それぞれの施設の仕様書等の内容によって異なります。

総合所見

1. 協定書、仕様書、事業計画書において求める運営管理の水準を達成しており、適正にサービスが提供され、安定的に管理・運営されていた。

2. 特に積極的だった取り組み

(1) 当該施設や事業等に関する効果的な広報・啓発

(2) 地域との交流・連携に関する取り組みを通じた地域交流の支援

指定管理者実績評価表（令和6年度実績）

中央図書館

施設名	習志野市立東習志野図書館・習志野市立新習志野図書館・習志野市立谷津図書館
指定管理者	株式会社図書館流通センター
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日

特記事項	総合評価
・情報提供について、ブログでお知らせを掲載するだけでなく、開催した講座の様子やおはなし会で読んだ本のリストを掲載するなど、利用者の興味を引き、次回の参加に結び付ける工夫をした。 ・館内掲示・サインのデザインや色の統一（谷津）や、図書を利用しやすいよう配置の変更（東習志野、新習志野）など、利用者が利用しやすいよう取り組みをした。 ・図書館を利用していない方にも図書館活動が伝わり利用につながるよう、市内の広報掲示板に講座のお知らせを掲示したり、X（旧Twitter）の投稿件数の増に取り組んだ。 ・図書館の専門会社として専門性を高める様々な研修を実施、サービス水準の向上に取り組んだ。 ・選書内容や児童向けサービス、広報活動について、複数の館のスタッフが情報共有し、連携してサービス向上に取り組んだ。 ・電子図書館やデジタルアーカイブなどの事業を継続した他、児童向け講座「セラピードックといっしょに絵本を読んでみよう」など多くの自主事業を実施し、利用者の好評を得た。 ・利用登録人数、貸出人数、貸出数等の施設の利用減少が課題となっている。 全体として、概ね良好である。	A

区分	項目	評価観点	個別の評価	
I 市民の 平等な 利用の 確保	1 施設の設置目的・「公の施設」としての基本方針の確立及び施設目的の達成度	1 施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立しており、職員が理解しているか。	A	要求水準
		2 意欲的な管理運営がなされ、それを通じて施設目的を達成できているか。	A	
	2 市民への事業広報活動等、市民の平等な利用の確保についての工夫	1 市民の平等な利用が確保されたか。どのように工夫しているか。	A	要求水準を上回る
		2 全ての利用者が等しく利用情報を得ることができるよう、適切な情報提供を行っているか。	A+	
II 管理を 安定して 行う物 的能力、 財政的 能力及 び人的 能力の 保有	1 施設管理、安全対策の内容の妥当性	1 建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持が実現されているか。	A	要求水準
		2 備品が適切に管理されているか。	A	
		3 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を実践し、ごみの減量に取り組んでいるか。	A	
		4 地球温暖化防止に係る取り組み（冷暖房温度設定・節水・節電他）を実践しているか。	A	
	2 経済的（経営・収支・資産等）に安定した運営	1 経営的（収支・資産等）に安定しているか。	A	
		2 仕様書に定められた、若しくは事業計画書のとおり開館しているか。	A	
	3 適正な職員の配置	1 管理職を含む常勤職員及び非常勤職員の勤務実績、配置状況は適切か。（仕様書の人員配置は満たされたか）	A	
	4 個人情報の保護措置	1 個人情報の保護に対する体制が整っているか。	A	
		1 事故防止のための体制の構築・取り組みを行っているか。	A	
		2 事故発生時の対応体制が確立されているか。	A	
	5 緊急事態への対応策	3 災害発生時の対応体制が確立しているか。	A	

区分	項目	評価観点	個別の評価	
Ⅲ 当該施設の効用を最大限に発揮させる能力及び経費の縮減	1 サービス向上及び利用者の増加等、施設の効用を最大限に発揮させる取り組み内容	1 利用しやすい受付案内を実施しているか。	A+	要求水準を上回る
		2 当該施設について、広報誌やPR誌を作成するなど、具体的な取り組みを実施し、潜在的な利用者にアピールしているか。	A+	
		3 利用者の満足度を高める適切な接遇がなされているか。	A	要求水準
		4 個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないよう、施設のサービス水準を確保するための取り組みを行っているか。（研修計画は適切であったか。）	A+	要求水準を上回る
		5 職員間で、適切に各種情報の共有化が実現されているか。	A+	
		6 利用者が意見や苦情を述べやすい環境を整備しているか。	A	要求水準
		7 利用者の意見や苦情等を受けて、迅速に対応できる体制を構築しているか。	A	
		8 サービス全体に対する利用者の満足度を把握し、課題がある場合には対応策を講じているか。	A	
		9 利用者の望む自主事業を適切に実施しているか。独自の工夫等はあるか。	A	
		10 地域との交流・連携に関する取り組みを実施し、地域交流の支援を実施しているか。	A	
	2 管理運営経費の縮減	1 指定管理料は適正に執行されているか。	A	要求水準を上回る
		2 収支がプラスになっているか。	A	
		3 効率的な管理を目指し、経費節減の努力を行っているか。	A+	
Ⅳ 施設の利用状況	1 施設の利用実績	1 利用登録人数	B	要求水準だが一部課題がある
		2 貸出人数	A	要求水準
		3 貸出数	A	
		4 レファレンス受付件数	A+	要求水準を上回る
Ⅴ 個別事項	1 職員の待遇	1 安定的な職員配置が出来るように職員の待遇が配慮されているか。	A	要求水準
	2 図書館管理者としての適格性	1 習志野市文教住宅都市憲章にふさわしい図書館運営が行われているか。	A	
		2 乳幼児、児童、障がい者、高齢者等多様な利用者の利用に対して配慮されているか。	A	
	3 蔵書管理	1 図書館資料の管理が適正に行われているか。	A+	要求水準を上回る
	4 自主事業	1 施設の特性を理解したサービスが提供されているか。	A	要求水準
		2 施設の設置目的に沿った自主事業が行われているか。	A+	要求水準を上回る

評価段階：A+～C	A+（要求水準を上回る）の数	9
※要求水準とは、協定書・仕様書及び事業計画書において求める運営管理の水準。	A（要求水準と同等）の数	28
	B（要求水準だが一部課題がある）の数	1
	C（要求水準に至らない）の数	0

指定管理者実績評価表（令和6年度実績）

中央公民館

施設名	習志野市新習志野公民館
指定管理者	株式会社オーエンス
指定期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日

特記事項	総合評価
・ 若干増減のある領域があるが、公民館の各事業を積極的に実施された。 ・ 利用者より接客対応及び施設の清潔感について良好な評価を得ており、利用者が快適に利用できるよう取り組んでいる。 ・ 公民館の講座情報、施設状況等情報発信に取り組んでいる。 全体として概ね良好である。	A

区分	項目	評価観点	個別の評価	
Ⅰ 市民の 平等な 利用の 確保	1 施設の設置目的・「公の施設」としての基本方針の確立及び施設目的の達成度	1 施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立しており、職員が理解しているか。	A	要求水準
		2 意欲的な管理運営がなされ、それを通じて施設目的を達成できているか。	A+	要求水準を上回る
	2 市民への事業広報活動等、市民の平等な利用の確保についての工夫	1 市民の平等な利用が確保されたか。どのような工夫しているか。	A	要求水準
		2 全ての利用者が等しく利用情報を得ることができるよう、適切な情報提供を行っているか。	A	
Ⅱ 管理を 安定して 行う 物的能力、 財政的 能力及 び 人的 能力の 保有	1 施設管理、安全対策の内容の妥当性	1 建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持が実現されているか。	A	
		2 施設周辺（外構、植栽、樹木等含む）の環境が適切に維持管理・整備されているか。	A	
		3 備品が適切に管理されているか。	A	
		4 清掃業務において、利用者が快適に利用できるよう状態が保持されているか。	A	
		5 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を実践し、ごみの減量に取り組んでいるか。	A	
		6 複合施設全体として、地球温暖化防止に係る取り組み（冷暖房温度設定・節水・節電他）を実践しているか。	A	
		7 複合施設の特性を理解し取りまとめの役割を担った運営がされているか。	A	
	2 経済的（経営・収支・資産等）に安定した運営	1 経営的（収支・資産等）に安定しているか。	A	
		2 仕様書に定められた、若しくは事業計画書のとおり開館しているか。	A	
	3 適正な職員の接遇	1 管理職を含む常勤職員及び非常勤職員の勤務実績、配置状況は適切か。（仕様書の人員配置は満たされたか）	A+	要求水準を上回る
	4 個人情報の保護措置	1 個人情報の保護に対する体制が整っているか。	A	要求水準
	5 緊急事態への対応策	1 事故防止のための体制の構築・取り組みを行っているか。	A	
		2 事故発生時の対応体制が確立されているか。	A	
		3 災害発生時の対応体制が確立しているか。	A	

区分	項 目	評 価 観 点	個別の評価	
Ⅲ 当該施設の 効用を最大 限に発揮さ せる能力及 び経費の縮 減	1 サービス向上及 び利用者の増加等、 施設の効用を最大限 に発揮させる取り組 み内容	1 利用しやすい受付案内を実施しているか。	A	要求水準
		2 当該施設について、広報誌やPR誌を作成するな ど、具体的な取り組みを実施し、潜在的な利用者にア ピールしているか。	A+	要求水準を上回る
		3 利用者の満足度を高める適切な接遇がなされてい るか。	A+	
		4 個々のサービスについて、対応職員によって格差 が生じないように、施設のサービス水準を確保するた めの取り組みを行っているか。（研修計画は適切で あったか。）	A	要求水準
		5 職員間で、適切に各種情報の共有化が実現されて いるか。	A	
		6 利用者が意見や苦情を述べやすい環境を整備して いるか。	A	
		7 利用者の意見や苦情等を受けて、迅速に対応でき る体制を構築しているか。	A	
		8 サービス全体に対する利用者の満足度を把握し、 課題がある場合には対応策を講じているか。	A	
		9 利用者の望む自主事業を適切に実施しているか。 独自の工夫等はあるか。	A	
		10 地域との交流・連携に関する取り組みを実施 し、地域交流の支援を実施しているか。	A+	要求水準を上回る
	2 管理運営経費の 縮減	1 指定管理料は適正に執行されているか。	A	要求水準
		2 収支がプラスになっているか。	B	要求水準だが 一部課題がある
		3 効率的な管理を目指し、経費節減の努力を行って いるか。	A	要求水準
利Ⅳ 用施設 状況の	1 施設の利用実績	1 年間施設利用回数	A	
		2 年間施設利用人数（延べ）	A	
Ⅴ 個別事 項	1 職員の待遇	1 安定的な職員配置ができるように職員の待遇が配 慮されているか。	A	要求水準
	2 公民館管理者と しての適格性	1 市の基本方針や教育基本計画に沿った公民館運営 が行われているか。	A	
		2 乳幼児、児童、障がい者、高齢者等多様な利用者 の利用に対して配慮されているか。	A	
	3 生涯学習活動の 普及（領域別主催事 業実績）	1 計画に沿った事業が実施されたか。		
		1 「家庭教育」	A	要求水準
		2 「少年親子」	A	
		3 「青年」	A	
		4 「成人」	A	
		5 「高齢者」	A	
		6 「地域協働・文化活動」	A+	要求水準を上回る

評価段階：A+～C	A+（要求水準を上回る）の数	6
※要求水準とは、協定書・仕 様書及び事業計画書において 求める運営管理の水準。	A（要求水準と同等）の数	35
	B（要求水準だが一部課題がある）の数	1
	C（要求水準に至らない）の数	0

指定管理者実績評価表（令和6年度実績）

中央公民館

施設名	習志野市実花公民館・習志野市袖ヶ浦公民館・習志野市谷津公民館
指定管理者	株式会社オーエンス
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日

特記事項	総合評価
・昨年度の実績から若干の減少がみられる領域があるが、公民館の各事業を積極的に実施された。 ・利用者より接客対応及び施設の清潔感について良好な評価を得ており、利用者が快適に利用できるよう取り組んでいる。 ・公民館の講座情報、施設状況等情報発信に取り組んでいる。 全体として概ね良好である。	A

区分	項目	評価観点	個別の評価	
Ⅰ 市民の 平等な 利用の 確保	1 施設の設置目的・「公の施設」としての基本方針の確立及び施設目的の達成度	1 施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立しており、職員が理解しているか。	A	要求水準
		2 意欲的な管理運営がなされ、それを通じて施設目的を達成できているか。	A+	要求水準を上回る
	2 市民への事業広報活動等、市民の平等な利用の確保についての工夫	1 市民の平等な利用が確保されたか。どのような工夫しているか。	A	要求水準
		2 全ての利用者が等しく利用情報を得ることができるよう、適切な情報提供を行っているか。	A	
Ⅱ 管理を 安定して 行う物的 能力、 財政的 能力及 び人的 能力の 保有	1 施設管理、安全対策の内容の妥当性	1 建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持が実現されているか。	A	要求水準
		2 施設周辺（外構、植栽、樹木等含む）の環境が適切に維持管理・整備されているか。	A	
		3 備品が適切に管理されているか。	A	
		4 清掃業務において、利用者が快適に利用できるよう状態が保持されているか。	A	
		5 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を実践し、ごみの減量に取り組んでいるか。	A	
		6 複合施設全体として、地球温暖化防止に係る取り組み（冷暖房温度設定・節水・節電他）を実践しているか。	A	
	2 経済的（経営・収支・資産等）に安定した運営	1 経営的（収支・資産等）に安定しているか。	A	要求水準
		2 仕様書に定められた、若しくは事業計画書のとおり開館しているか。	A	
	3 適正な職員の接遇	1 管理職を含む常勤職員及び非常勤職員の勤務実績、配置状況は適切か。（仕様書の人員配置は満たされたか）	A+	要求水準を上回る
	4 個人情報の保護措置	1 個人情報の保護に対する体制が整っているか。	A	要求水準
	5 緊急事態への対応策	1 事故防止のための体制の構築・取り組みを行っているか。	A	
		2 事故発生時の対応体制が確立されているか。	A	
		3 災害発生時の対応体制が確立しているか。	A	

区分	項 目	評 価 観 点	個別の評価	
Ⅲ 当該施設の効用を最大限に発揮させる能力及び経費の縮減	1 サービス向上及び利用者の増加等、施設の効用を最大限に発揮させる取り組み内容	1 利用しやすい受付案内を実施しているか。	A	要求水準
		2 当該施設について、広報誌やPR誌を作成するなど、具体的な取り組みを実施し、潜在的な利用者にアピールしているか。	A+	要求水準を上回る
		3 利用者の満足度を高める適切な接遇がなされているか。	A+	
		4 個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないように、施設のサービス水準を確保するための取り組みを行っているか。（研修計画は適切であったか。）	A	要求水準
		5 職員間で、適切に各種情報の共有化が実現されているか。	A	
		6 利用者が意見や苦情を述べやすい環境を整備しているか。	A	
		7 利用者の意見や苦情等を受けて、迅速に対応できる体制を構築しているか。	A	
		8 サービス全体に対する利用者の満足度を把握し、課題がある場合には対応策を講じているか。	A	
		9 利用者の望む自主事業を適切に実施しているか。独自の工夫等はあるか。	A	
		10 地域との交流・連携に関する取り組みを実施し、地域交流の支援を実施しているか。	A+	要求水準を上回る
	2 管理運営経費の縮減	1 指定管理料は適正に執行されているか。	A	要求水準
		2 収支がプラスになっているか。	A	
		3 効率的な管理を目指し、経費節減の努力を行っているか。	A	
利Ⅳ 用施設状況の	1 施設の利用実績	1 年間施設利用回数	A	
		2 年間施設利用人数（延べ）	A	
Ⅴ 個別事項	1 職員の待遇	1 安定的な職員配置ができるように職員の待遇が配慮されているか。	A	要求水準
	2 公民館管理者としての適格性	1 市の基本方針や教育基本計画に沿った公民館運営が行われているか。	A	
		2 乳幼児、児童、障がい者、高齢者等多様な利用者の利用に対して配慮されているか。	A	
	3 生涯学習活動の普及（領域別主催事業実績）	1 計画に沿った事業が実施されたか。		要求水準
		1 「家庭教育」	A	
		2 「少年親子」	A	
		3 「青年」	A	
		4 「成人」	A	
		5 「高齢者」	A	
		6 「地域協働・文化活動」	A+	要求水準を上回る

評価段階：A+～C	A+（要求水準を上回る）の数	6
※要求水準とは、協定書・仕様書及び事業計画書において求める運営管理の水準。	A（要求水準と同等）の数	35
	B（要求水準だが一部課題がある）の数	0
	C（要求水準に至らない）の数	0

指定管理者実績評価表（令和6年度実績）

生涯スポーツ課

施設名	スポーツ9施設 袖ヶ浦体育館、東部体育館、袖ヶ浦テニスコート、実籾テニスコート、秋津テニスコート、芝園テニスコート・フットサル場、秋津サッカー場、秋津野球場、茜浜パークゴルフ場
指定管理者	公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団
指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日

特記事項	総合評価
- 施設の安全・安心な運営、点検チェックなど快適なスポーツ施設の運営に取り組んでいる。 - 施設の修繕、周辺環境の整備では、職員を育成し経費節減や迅速な対応に努めていた。 - 災害時の各施設でのマニュアルの確認や避難訓練なども企画だけではなく、消防団協力事業所としても登録し、行政との連携に努めていた。 - スポーツプログラマーや保健体育の免許取得者が様々なスポーツ事業で初心者指導を行い、スポーツの推進に貢献している。 - アンケート等を踏まえ、3世代など幅広い方々が参加できるような自主事業を企画しており、「する」スポーツの振興に努めていた。 - 管理運営、経費の縮減においては、人件費の増額（最低賃金のアップ）や天候不良による使用中止が影響している。 - デジタルサイネージを採用し、多様な情報の発信に努め、利用しやすい受付案内に取り組んでいる。 - 熱中症アラートが発令された場合には夜間を問わず終日無料で対応し、利用者の満足度を高めるよう努めていた。 - テニスコートでの冬時間を実施し、利用者の意見を意欲的に取り込んでいる。 以上のことから、施設管理、安全対策、サービス向上、経費削減において、良好な経営がなされている。	A

区分	項目	評価観点	個別の評価
Ⅰ 市民の 平等な 利用の 確保	1 施設の設置目的・「公の施設」としての基本方針の確立及び施設目的の達成度	1 施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立しており、職員が理解しているか。	A
		2 意欲的な管理運営がなされ、それを通じて施設目的を達成できているか。	A
	2 市民への事業広報活動等、市民の平等な利用の確保についての工夫	1 市民の平等な利用が確保されたか。どのように工夫しているか。	A
		2 全ての利用者が等しく利用情報を得ることができるよう、適切な情報提供を行っているか。	A
Ⅱ 管理を 安定して 行う物的 能力、 財政的 能力及び 人的能力 の保有	1 施設管理、安全対策の内容の妥当性	1 建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持が実現されているか。	A
		2 備品が適切に管理されているか。	A
		3 清掃業務において、利用者が快適に利用できるような状態が保持されているか。	A
		4 警備業務において、安全で安心感のある環境を確保しているか。	A
		5 外構施設の保守点検において、安全性が確保され、良好な機能が保持されているか。	A
		6 植栽・樹木等の維持管理において、利用者が快適に過ごせるような景観が保たれているか。	A
		7 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を実践し、ごみの減量に取り組んでいるか。	A
		8 地球温暖化防止に係る取り組み（冷暖房温度設定・節水・節電他）を実践しているか。	A
	2 経済的（経営・収支・資産等）に安定した運営	1 経営的（収支・資産等）に安定しているか。	A
		2 仕様書に定められた、若しくは事業計画書のとおり開館しているか。	A
	3 適正な職員の配置	1 管理職を含む常勤職員及び非常勤職員の勤務実績、配置状況は適切か。（仕様書の人員配置は満たされたか）	A
	4 個人情報の保護措置	1 個人情報の保護に対する体制が整っているか。	A
	5 緊急事態への対応策	1 事故防止のための体制の構築・取り組みを行っているか。	A
		2 事故発生時の対応体制が確立されているか。	A
		3 災害発生時の対応体制が確立しているか。	A

要求水準

区分	項 目	評 価 観 点	個 別 の 評 価	
Ⅲ 当該施設の 効用を最大限に 発揮させる能力 及び経費の縮減	1 サービス向上及び利用者の増加等、施設の効用を最大限に発揮させる取り組み内容	1 利用しやすい受付案内を実施しているか。	A+	要求水準を上回る
		2 当該施設について、広報誌やPR誌を作成するなど、具体的な取り組みを実施し、潜在的な利用者にアピールしているか。	A	要求水準
		3 利用者の満足度を高める適切な接遇がなされているか。	A+	要求水準を上回る
		4 個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないように、施設のサービス水準を確保するための取り組みを行っているか。（研修計画は適切であったか。）	A	要求水準
		5 職員間で、適切に各種情報の共有化が実現されているか。	A	
		6 利用者が意見や苦情を述べやすい環境を整備しているか。	A	
		7 利用者の意見や苦情等を受けて、迅速に対応できる体制を構築しているか。	A	
		8 サービス全体に対する利用者の満足度を把握し、課題がある場合には対応策を講じているか。	A+	要求水準を上回る
		9 利用者の望む自主事業を適切に実施しているか。独自の工夫等はあるか。	A	要求水準
		10 地域との交流・連携に関する取り組みを実施し、地域交流の支援を実施しているか。	A	
	2 管理運営経費の縮減	1 指定管理料は適正に執行されているか。	A	要求水準だが一部課題がある
		2 収支がプラスになっているか。	B	
		3 事業計画書等で示した利用料金収入の目標値がどの程度達成されているか。（当初収支計画と実態の相違）	A	要求水準
		4 効率的な管理を目指し、経費節減の努力を行っているか。	A	
利Ⅳ 用施設 状況の	1 施設の利用実績	1 施設利用者延べ人数	A	要求水準
		2 施設利用者一日平均人数	A	
V 他その	1 市民（利用者）から寄せられた具体的意見	1 寄せられた苦情の具体的事例及び対応	A	
Ⅵ 個別事項	1 生涯スポーツに係る普及・育成（利用者の拡大）	1 初心者等に指導できる体制が整っているか。	A	
		2 各種のスポーツ振興への積極的な協力ができているか。	A	
		3 魅力的な自主事業を実施しているか。	A	
		4 する・みる・支えるスポーツを実践しているか。	A	
		5 安定的な職員配置が出来るように職員の待遇が配慮されているか。	A	
		6 乳幼児、児童、障がい者、高齢者など多様な利用者の利用に対して配慮されているか。	A	

評価段階：A+～C	A+（要求水準を上回る）の数	3
※要求水準とは、協定書・仕様書及び事業計画書において求める運営管理の水準。	A（要求水準と同等）の数	38
	B（要求水準だが一部課題がある）の数	1
	C（要求水準に至らない）の数	0

指定管理者実績評価表（令和6年度実績）

社会教育課

施設名	習志野市生涯学習複合施設「プラッツ習志野」
指定管理者	習志野大久保未来プロジェクト株式会社
指定期間	令和元年9月1日～令和21年8月31日

特記事項	総合評価
・開館から5年を経過するなか、多くの自主事業やフューチャーセンターでの活動が指定管理者や利用者の発案により意欲的に実施され、また、周年イベントを大々的に開催するなど、賑わいの創出や、市民同士の交流に繋がっている。 ・利用者からの意見について、対応可能なものから順次、また、必要に応じて市側と調整の上、迅速に対応する姿勢が見られる。 ・職員・スタッフの対応に関するアンケート項目では、年々良好な評価が見られ、利用者にとって利用しやすい施設の管理運営に努めていると言える。 ・引き続き、自主事業参加者への個別アンケートの結果の活用などさまざまな創意工夫により、利用者満足度の向上を図っていただきたい。 全体として概ね良好である。	A

区分	項目	評価観点	個別の評価	
Ⅰ 市民の平等な利用の確保	1 施設の設置目的・「公の施設」としての基本方針の確立及び施設目的の達成度	1 施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立しており、職員が理解しているか。	A	要求水準
		2 意欲的な管理運営がなされ、それを通じて施設目的を達成できているか。	A+	要求水準を上回る
	2 市民への事業広報活動等、市民の平等な利用の確保についての工夫	1 市民の平等な利用が確保されたか。どのように工夫しているか。	A	要求水準
		2 全ての利用者が等しく利用情報を得ることができるよう、適切な情報提供を行っているか。	A	
Ⅱ 管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力の保有	1 施設管理、安全対策の内容の妥当性	1 建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持が実現されているか。	A	
		2 備品が適切に管理されているか。	A	
		3 清掃業務において、利用者が快適に利用できるような状態が保持されているか。	A	
		4 警備業務において、安全で安心感のある環境を確保しているか。	A	
		5 外構施設の保守点検において、安全性が確保され、良好な機能が保持されているか。	A	
		6 植栽・樹木等の維持管理において、利用者が快適に過ごせるような景観が保たれているか。	A	
		7 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を実践し、ごみの減量に取り組んでいるか。	A	
		8 地球温暖化防止に係る取り組み（冷暖房温度設定・節水・節電他）を実践しているか。	A	
	2 経済的（経営・収支・資産等）に安定した運営	1 経営的（収支・資産等）に安定しているか。	A	
		2 仕様書に定められた、若しくは事業計画書のとおり開館しているか。	A	
	3 適正な職員の配置	1 管理職を含む常勤職員及び非常勤職員の勤務実績、配置状況は適切か。（仕様書の人員配置は満たされたか）	A	
	4 個人情報の保護措置	1 個人情報の保護に対する体制が整っているか。	A	
	5 緊急事態への対応策	1 事故防止のための体制の構築・取り組みを行っているか。	A	
		2 事故発生時の対応体制が確立されているか。	A	
		3 災害発生時の対応体制が確立しているか。	A	

区分	項目	評価観点	個別の評価	
Ⅲ 当該施設の効用を最大限に発揮させる能力及び経費の縮減	1 サービス向上及び利用者の増加等、施設の効用を最大限に発揮させる取り組み内容	1 利用しやすい受付案内を実施しているか。	A	要求水準
		2 当該施設について、広報誌やPR誌を作成するなど、具体的な取り組みを実施し、潜在的な利用者にアピールしているか。	A+	要求水準を上回る
		3 利用者の満足度を高める適切な接遇がなされているか。	A	要求水準
		4 個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないよう、施設のサービス水準を確保するための取り組みを行っているか。（研修計画は適切であったか。）	A	
		5 職員間で、適切に各種情報の共有化が実現されているか。	A	
		6 利用者が意見や苦情を述べやすい環境を整備しているか。	A	
		7 利用者の意見や苦情等を受けて、迅速に対応できる体制を構築しているか。	A+	要求水準を上回る
		8 サービス全体に対する利用者の満足度を把握し、課題がある場合には対応策を講じているか。	A	要求水準
		9 利用者の望む自主事業を適切に実施しているか。独自の工夫等はあるか。	A	
		10 地域との交流・連携に関する取り組みを実施し、地域交流の支援を実施しているか。	A+	要求水準を上回る
	2 管理運営経費の縮減	1 指定管理料は適正に執行されているか。	A	
		2 収支がプラスになっているか。	A	
		3 事業計画書等で示した利用料金収入の目標値がどの程度達成されているか。（当初収支計画と実体の相違）	A	
		4 効率的な管理を目指し、経費節減の努力を行っているか。	A	
利Ⅳ 用施設状況の	1 施設の利用実績	1 施設利用者延べ人数	A	
		2 施設利用者一日平均人数	A	
Ⅴ 個別事項	維持管理業務	1 駐車場・駐輪場が適切に管理され、利用者の安全を確保し、快適に利用できるような状態が保持されているか。	A	要求水準
		2 中央公園や多目的広場等が適切に管理され、利用者の安全を確保し、快適に利用できるような状態が保持されているか。	A	
		3 建物・設備・外構施設の環境衛生が適切に管理され、利用者の安全を確保し、快適に利用できるような状態が保持されているか。	A	
		4 建物・設備・備品・外構施設の修繕、更新が適切に行われ、利用者の安全を確保し、快適に利用できるような状態が保持されているか。	A	
	運営業務	1 統括マネージャーを配置し、関係者間の調整や各施設の業務運営責任者及び市との連絡調整等が適切に行われているか。	A	
		2 中央公民館の受付や減免関係業務、備品の貸出業務、備品預かり庫の管理等が適切に行われているか。	A	
		3 市民ホールの受付や減免関係業務、備品や設備の貸出業務、舞台操作業務等が適切に行われているか。	A	
		4 中央図書館の資料の貸出や返却業務、返却資料の書架への返架、書架の整理、資料の修理等が適切に行われているか。	A	
		5 南館（体育館含む）の受付や減免関係業務、備品の貸出業務等が適切に行われているか。	A	
		6 中央公園や多目的広場の占用や使用の受付、野球場やパークゴルフ場、テニスコートの受付、備品の貸出業務等が適切に行われているか。	A	
		7 全施設の予約システムの構築と運営業務が適切に行われているか。	A	
		8 全施設の利用案内やホームページの作成、更新が適切に行われているか。	A	

評価段階：A+～C	A+ （要求水準を上回る）の数	4
※要求水準とは、協定書・仕様書及び事業計画書において求める運営管理の水準。	A （要求水準と同等）の数	43
	B （要求水準だが一部課題がある）の数	0
	C （要求水準に至らない）の数	0

議 案 第 28 号

令和7年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

令和7年度教育委員会における教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、別紙のとおり作成する。

令和7年8月26日提出

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民へ公表するものである。

令和7年度

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価

点検・評価 報告書(案)
(令和6年度対象)

習志野市教育委員会



目次

(ページ)

〇はじめに

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価(令和6年度対象)の実施について	3
--	---

I 教育委員会の活動及び運営状況

1 教育長及び教育委員会委員(令和6年度在籍)	5
2 教育委員会会議の開催状況	5
3 令和6年度教育委員会会議での主な報告事項	5
4 令和6年度教育委員会会議での審議状況	6
5 総合教育会議の開催状況	6

II 教育振興基本計画の概要

1 基本目標	7
2 教育振興基本計画の施策体系	7
3 本市教育行政の方向性(4つの政策と18の基本方針)	8
4 教育行政方針と点検・評価の位置づけ	9
5 令和6年度 習志野市教育行政方針	10
6 教育行政方針の評価結果一覧(45施策)	28
7 教育行政方針の点検・評価の見方	30
8 教育行政方針の主な取り組みに対する点検・評価	31
基本方針 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上(施策1~5)	31
基本方針 2 子育て・子育て支援の充実(施策6~7)	38
基本方針 3 信頼を築く習志野教育の進展(施策8~10)	40
基本方針 4 子どもの生きる力を育む教育の充実(施策11~15)	46
基本方針 5 子どもを未来につなげる教育の展開(施策16~19)	54
基本方針 6 魅力ある市立高校づくり(施策20~21)	61
基本方針 7 生涯学習推進のまち習志野の推進(施策22~25)	63
基本方針 8 芸術・文化活動の振興(施策26)	68
基本方針 9 文化財の保存と活用(施策27~28)	69
基本方針10 青少年健全育成の推進(施策29~32)	71
基本方針11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進(施策33)	75
基本方針12 家庭教育力の向上(施策34~35)	77
基本方針13 地域に開かれた学校づくり(施策36~37)	80
基本方針14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり(施策38)	83
基本方針15 安全で潤いのある学校環境の整備(施策39~42)	84
基本方針16 社会教育施設の再編・整備(施策43)	88
基本方針17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備(施策44)	89
基本方針18 教育行政の効率的・効果的な展開(施策45)	90

III 学識経験者からの意見聴取の結果	92
---------------------	----

資料I「習志野市の教育課題」	101
----------------	-----

はじめに

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和6年度対象）の実施について

Ⅰ 趣 旨

習志野市教育委員会では「文教住宅都市憲章」の理念のもと、平成13年に「習志野市教育基本計画」を策定し「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」を進めてきました。現在は令和2年に策定した「習志野市教育振興基本計画（令和2年度～令和7年度）（以下、「教育振興基本計画」という。）」に基づく「習志野市教育行政方針」の点検・評価を通して、年度ごとに計画の見直しを行い、確実な取り組みにつなげております。

令和6年度は、新型コロナウイルスの影響が薄れ、体験学習や交流等、コロナ禍に行うことができていなかった様々な活動が再開されました。また、活動を再開する中で、新型コロナウイルスの対応で得た経験を生かした教育活動が数多く展開されました。特に各学校では、1人1台のタブレット端末やICT機器を最大限に活用して、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が図られました。

一方で、いじめの重大事態の発生件数や、不登校の児童生徒数は増加しており、個々に対する細やかな支援は急務であります。加えて、昨今の自然災害や気候変動による学習環境への影響、デジタルトランスフォーメーションへの対応など、教育委員会として取り組むべき課題は山積しております。

これらに対処するためには、一つ一つの政策を適切かつ確実に実施していくことが求められ、そのためには各々の施策、事業の執行状況やその成果について点検・評価し、その進捗状況を公表していくことが大切であると捉えます。

習志野市教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条の規定に基づき、教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、報告書としてまとめ、議会に提出するとともに、市のホームページ上で公表しております。

※令和7年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和6年度対象）」報告書は、以下「R7報告書」と略記。他の年度の報告書も同様。

参考：地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第26条【教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等】

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の対象

- (1)「習志野市の教育課題」(資料1)を踏まえた「令和6年度習志野市教育行政方針」に基づく教育委員会の取り組み。

3 点検・評価の方法

- (1)教育委員会会議の審議状況、習志野市教育行政方針に基づく教育委員会の取り組み状況について、事務局がまとめました。
- (2)点検・評価の客観性を確保するために、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りました。今回御意見等をいただいた方々は、次のとおりです。(敬称略)

氏 名	所 属 等
楨 英子	淑徳大学教授
村田 均	元習志野市立第三中学校長

- (3)教育委員会会議において、教育委員による点検・評価を実施しました。
- (4)教育委員会による点検・評価の結果をR7報告書としてまとめ、習志野市議会へ提出するとともに、市民の皆様に公表します。

4 報告書の構成

R7報告書は、次の3つの内容(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)で構成しています。

なお、教育委員会の担当課、法律に関する名称、団体名等に関しては、すべて最新ののものに変えて表記しています。

報告書の構成

Ⅰ 教育委員会の活動及び運営状況

教育委員会会議の開催状況、審議状況等について記載しています。

Ⅱ 令和6年度習志野市教育行政方針の点検・評価

令和6年度習志野市教育行政方針に定める18の基本方針(「教育振興基本計画」における基本方針に対応)に基づく45の施策の進捗状況等についての点検・評価です。

Ⅲ 学識経験者からの意見

教育委員会が行った点検・評価に対して、学識経験者からの意見聴取を行い、その結果を記載しています。

参考：教育基本法(抜粋)

第17条 【教育振興基本計画】

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

I 教育委員会の活動及び運営状況

習志野市教育委員会では、毎月1回の定例会と必要に応じて臨時会を開催し、施策や事業の効果的・効率的な実施や緊急な課題への適切な対応を図るための協議等を重ねております。

また、最新の教育情報等に関する意見交換等を積極的に行っております。

さらに、教育委員は二十歳の門出式等関係行事へ出席し、事業の実態を把握するとともに、教育現場の状況を直接見聞する機会として、入学式や卒業式への参加、学校訪問での授業視察、公開研究会への参会等、様々な活動を行っております。

1 教育長及び教育委員会委員（令和6年度在籍）

区 分	氏 名	就 任 年 月 日
教 育 長	小 熊 隆	平 成 3 0 年 1 2 月 2 7 日
教育長職務 代 理 者	古 本 敬 明	平 成 2 6 年 1 0 月 1 日
委 員	赤 澤 智 津 子	平 成 3 0 年 4 月 1 日
委 員	高 橋 浩 之	平 成 3 1 年 4 月 1 日
委 員	馬 場 祐 美	令 和 2 年 4 月 1 日

2 教育委員会会議の開催状況

原則、毎月第4水曜日に教育委員会定例会を、また、必要に応じて臨時会を開催しています。令和6年度は、合計で13回開催しました。

① 教育委員会定例会・・・12回 ②教育委員会臨時会・・・1回

3 令和6年度教育委員会会議での主な報告事項

令和6年度は、学びの多様化学校の開設、教育費にかかる保護者負担軽減に向けた取り組みなど、教育委員会として新たに取り組み始めたことについて、報告事項として取り上げられました。また、増えつつある不登校児童生徒やその保護者への対応が取り上げられ、全国的に話題となっている様々な諸問題が、本市においても課題となっていることが、報告事項の内容からも顕著でした。

4 令和6年度教育委員会会議での審議状況

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条及び習志野市教育委員会行政組織規則第 3 条の規定に基づき、令和6年度は、合計で59件の付議案件を議決及び承認しました。

内 容	件 数
教育行政の運営に関する基本方針を定めること	6
教育委員会の規則及び訓令を制定し、又は改廃すること	6
予算その他議会の議決を要する事件の議案について市長に意見を申し出ること	13
市立学校教育職員の人事の一般方針を定めること	3
県費負担教職員たる校長及び教頭の任免等について内申すること	1
6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事並びに5級の教育機関の長並びに市立幼稚園の園長及び教頭並びに市立高校の校長及び教頭を任免すること	3
附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること	12
教育功労者を表彰すること	7
教科用図書を採択すること	3
市立高校生徒の募集に関する大綱及び入学者選抜の方法を定めること	1
市立幼稚園の園児募集に関する大綱を定めること	1
その他	3
計	59

※教育長の臨時代理を含む

5 総合教育会議の開催状況

市長と教育委員会が、本市教育の課題や方向性について協議する総合教育会議が、令和7年2月12日に開催され、今年度に策定する「習志野市教育大綱」について話し合われました。

Ⅱ 教育振興基本計画の概要

Ⅰ 基本目標

豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」

教育は人づくりであり、人づくりはまちづくりにつながります。

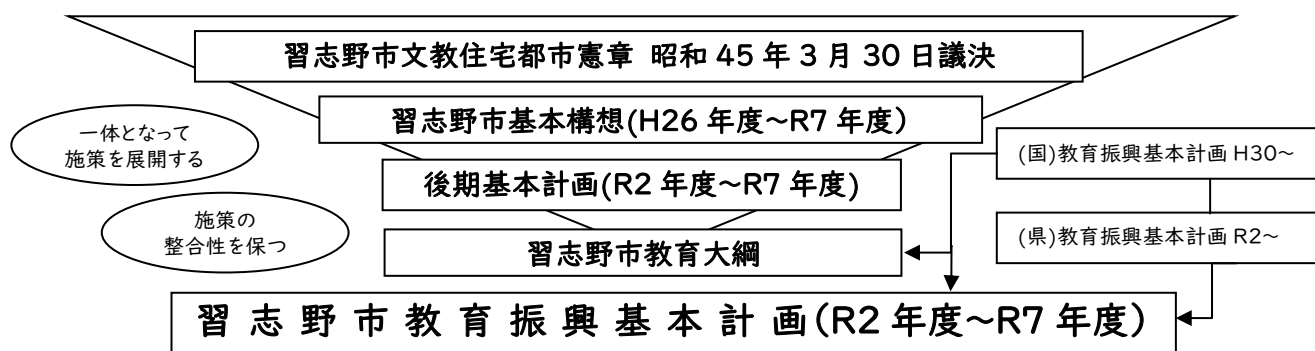
教育委員会では、教育基本法(平成18年改正)に示された「教育の目標」と目標を一に
する中で、自立しつつ継続的に学び続け、やさしさと思いやりをもって他者とつながることの
できる「豊かな人間性」に溢れた人づくりを推進します。

あわせて、生涯学習機会の充実を図り、知識・技能を再構成することや、適切に人と人をつ
なげること、芸術・文化を発展させることなど、新しいものを生み出すことのできる「優れた創
造性」を育みます。

【キーワード 信頼と情熱あふれる教育 夢のある学び 地域・市民との連携】

2 教育振興基本計画の施策体系

施策の体系イメージ



(基本目標) 豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり
～信頼と情熱あふれる教育、夢のある学び、地域・市民との連携～

政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進

基本方針

- [幼児教育の向上]
- 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上
- 2 子育て・子育て支援の充実
- [学校教育の向上]
- 3 信頼を築く習志野教育の進展
- 4 子どもの生きる力を育む教育の充実
- 5 子どもを未来につなげる教育の展開
- 6 魅力ある市立高校づくり

政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進

基本方針

- 12 家庭教育力の向上
- 13 地域に開かれた学校づくり
- 14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進

基本方針

- 7 生涯学習推進のまち習志野の推進
- 8 芸術・文化活動の振興
- 9 文化財の保存と活用
- 10 青少年健全育成の推進
- 11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進

政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備

基本方針

- 15 安全で潤いのある学校環境の整備
- 16 社会教育施設の再編・整備
- 17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備
- 18 教育行政の効率的・効果的な展開

3 本市教育行政の方向性(4つの政策と18の基本方針)

(1) 政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進

(基本方針1) 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上

- ① 幼児の主体性を伸ばし、心と体を育てる保育を展開します。
- ② 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みを推進します。

(基本方針2) 子育て・子育て支援の充実

- ① 就園前の段階から、家庭・保護者への啓発に努め、基本的な生活習慣を身に付けていくことができるようにしていきます。

(基本方針3) 信頼を築く習志野教育の進展

- ① いじめ・不登校の未然防止・早期発見に努め、いじめや不登校が発生した場合の解消に向けた取り組み体制を整備します。
- ② 特別な支援を必要とする子どもたちに対して、長期的な視点をもって、ニーズに合った指導を行い、自立と社会参加を推進します。
- ③ 教職経験や教育現場の課題に応じた教職員研修を推進し、指導力の向上を図ります。

(基本方針4) 子どもの生きる力を育む教育の充実

- ① 個に応じた「わかる・できる」授業で「確かな学力」を身に付けさせます。
- ② 思いやりの心を持ち、互いを認め合い尊重し合うことができる「豊かな心」を育むとともに、自立して社会で生きていくための基礎を培います。
- ③ 規範意識を育て、自立して社会で生きていくための基礎を培います。
- ④ 体力の維持・向上を図るとともに、自分自身で心と体の健康の保持・増進を進めていくことのできる力を培います。

(基本方針5) 子どもを未来につなげる教育の展開

- ① 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育を展開します。
- ② 読書活動の充実を図ります。
- ③ グローバルな社会で自己実現を図ることのできる国際性を身に付けさせるとともに、地域社会の問題に関心をもち、具体的に貢献できる資質を伸ばします。
- ④ ICT機器を整備し、確かな学力の基礎としての情報活用能力の育成を図ります。
- ⑤ 安全教育の見直しを図り、交通安全を含めた自助・共助の精神を養います。

(基本方針6) 魅力ある市立高校づくり

- ① 文武両道を実現するために進路実現と部活動の充実を目指します。
- ② 魅力ある学校づくりに一層取り組みます。
- ③ 地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、地域との連携と交流に取り組みます。

(2) 政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進

(基本方針7) 生涯学習推進のまち習志野の推進

- ① 生涯学習機会の充実を図ります。

(基本方針8) 芸術・文化活動の振興

- ① 芸術・文化に親しみ、みずみずしい感性を育むことができるまちづくりを進めます。

(基本方針9) 文化財の保存と活用

- ① 文化遺産に触れる機会を充実し、郷土愛を育みます。

(基本方針10) 青少年健全育成の推進

- ① 情報の共有を促進し、関連機関との連携により、青少年の健全育成を推進します。
- ② インターネットトラブルの未然防止に向けて取り組みます。

(基本方針11) 「する」「みる」「支える」スポーツの推進

- ① 年齢や世代を越え、誰もがスポーツによって人生を豊かにすることができるよう支援します。

(3) 政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進

(基本方針12) 家庭教育力の向上

- ① 家庭教育力の向上に向けて積極的に取り組みます。
- ② 家庭教育に関わる相談の充実を図ります。

(基本方針13) 地域に開かれた学校づくり

- ① 社会に開かれた教育課程の実現を推進します。

(基本方針14) 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

- ① 街頭補導活動を定期的実施し活動を充実させます。
- ② 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ安全を守るシステムづくりを推進していきます。

(4) 政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備

(基本方針15) 安全で潤いのある学校環境の整備

- ① 習志野市第2次学校施設再生計画に基づき学校施設の改築・長寿命化・大規模改修等を推進します。
- ② 小中学校の適正規模・適正配置について検討します。

(基本方針16) 社会教育施設の再編・整備

- ① 適切な規模と機能を併せ持った生涯学習施設の整備を進めます。

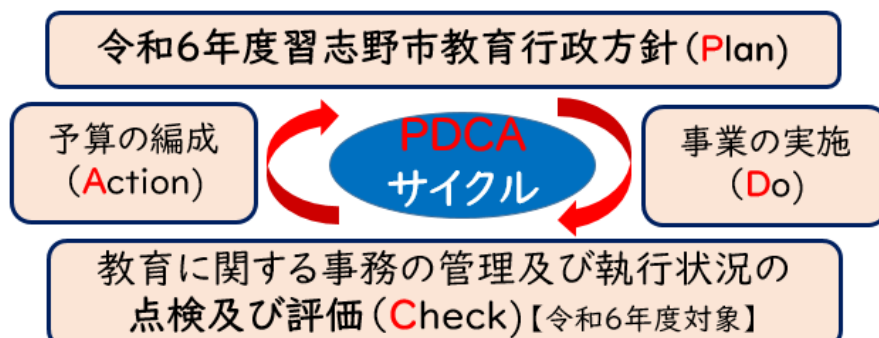
(基本方針17) 健康・体力を育むスポーツ施設の整備

- ① スポーツ施設の改修等に取り組むとともに、学校体育施設等の活用を推進します。

(基本方針18) 教育行政の効率的・効果的な展開

- ① 子どもと向き合う環境を整備します。
- ② 教育行政に関する PDCA サイクルの確立と、積極的な情報発信により、教育委員会の活動の充実を図ります。
- ③ 先進的な施策の継続的研究と中・長期的視野に立った施策の策定と、必要に応じた組織づくり、予算の計上を進めます。

4 教育行政方針と点検・評価の位置づけ



5 令和6年度 習志野市教育行政方針

「令和6年度 習志野市教育行政方針」は「習志野市教育振興基本計画(令和2年度～令和7年度)」の年次計画に相当し、令和6年度における重点を示すものです。(○は継続、◎は新規)

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	(1)社会の変化に対応した幼児教育の推進【施策番号1】 ① 主体性を育む教育課程を編成します。 ○ 主体性を育てる計画的で創意工夫のある環境づくりに努めます。 ○ 幼稚園教育要領等を踏まえ、次代の要請に応じた教育・保育を推進します。 ② 幼児一人一人の発達と理解に基づいた教育活動を展開します。 ○ 発達の特性を踏まえ、見通しをもった指導計画の実践・見直し・改善に取り組みます。 ③ 体験を重視した教育活動を行います。 ○ 豊かな自然環境の中で幼児がさまざまな事象に興味や関心をもち、充実感を味わえる教育活動を行います。 ④ 言葉による思いの伝え合いを重視した教育活動を行います。 ○ 絵本の読み聞かせ、図書館との交流、ボランティアによるお話会等を通して、幼児期における言語環境を整え、豊かな感性や言語表現能力を育てます。 ⑤ 幼稚園教員の資質向上を目指した研修を推進します。 ○ 職務別研修、保育実践研修、新任者研修、幼保合同特別研修等を計画的に実施します。 ○ 各園の研究テーマに向けて園内研究や公開研究会を実施し、よりよい指導方法を学び、指導力の向上を図ります。 ○ 各園の課題を踏まえた研究研修の充実のため指導主事が要請により訪問します。 ○ 園内研究や研修において、ICT活用を推進し学びの充実を図ります。	こども保育課 こども保育課 こども保育課 こども保育課 こども保育課
		(2)「健康な心と体」を育てる教育の推進【施策番号2】 ① 健康な心と体を育む身体活動を推進します。 ○ 幼児期運動指針を踏まえ、楽しく体を動かす環境づくりや指導法の工夫に努めます。 ○ 健康な心と体を育てる食育の推進や保護者との連携による基本的生活習慣の定着に努めます。 ② 自他を思いやり、命を大切にする人権教育の充実を図ります。 ○ 幼児期にふさわしい道徳性や規範意識の芽生えを培う教育を推進します。 ③ 自分の健康に対する意識をもたせる健康教育の充実を図ります。 ○ 健康な心と体を育てる食育の推進や保護者との連携による基本的生活習慣の定着に努めます。	こども保育課 こども保育課 こども保育課
		(3)幼児の安全・安心を守る教育の推進【施策番号3】 ① 安全教育を推進します。 ○ 防災マニュアルの内容の見直しや改善を図り、避難訓練、防災訓練を計画的に実施します。 ② 安全管理を推進します。 ○ 訓練や日々の生活を通して、危険予知、危険回避が身につくように、幼児が理解できる安全教育を実施します。	こども保育課 こども保育課

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	(4)特別支援教育の推進【施策番号4】 ① 特別支援教育の更なる充実を図ります。 ○ 特別な支援を要する幼児を含む学級での教育・保育の質的向上を図るため、指導主事と臨床心理士による訪問支援を実施します。 ② 関係機関との連携と研修体制の充実を図ります。 ○ 特別支援教育コーディネーターを中心に幼児の困り感や対応について学び、支援の強化に努めます。 ○ 就学及び特別支援に関する研修や、相談活動の充実と保護者支援に努めます。	こども保育課 こども保育課
		(5)幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進【施策番号5】 ① 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に努めます。 ○ 各地域における幼保小の連携の一層の推進に努めます。 ○ 幼保小相互の教育・保育に生かす研修会の充実に努めます。 ○ 習志野市接続期カリキュラムを活用し、小学校への円滑な接続に向けて各園・学校が連携して取り組みます。	こども保育課 総合教育センター
		2 (1)多様なニーズに対応した子育て支援の推進【施策番号6】 ① 家庭・地域での子育て支援を推進します。 ○ 幼児の変化や保護者の様子から、虐待の兆候の早期発見に努め、関係機関と連携を図ります。 ○ 地域のボランティアとの連携により「子育てふれあい広場」や園独自の施設開放の充実に努め、地域の子育て支援を支えます。 ② 預かり保育の内容の充実を図ります。 ○ 長期休業中を含めた預かり保育の実施を継続し、保護者のニーズにこたえていくとともに、幼児の一日の生活の流れに配慮し、安定した豊かな時間を過ごせるように環境の工夫に努めます。	こども保育課 こども保育課
3 信頼を築く習志野教育の進展		(2)家庭・地域との連携の強化【施策番号7】 ① 地域に根ざした園づくりを推進します。 ○ 地域の行事に参加することで地域を知り、地域に根ざした園経営に努めます。 ○ 家庭、地域に信頼される幼稚園運営に向けて、関係者による評価を教育・保育の見直し・改善に反映するように努めます。 ○ 保護者連絡アプリを活用し、即時性のある情報や写真等の発信により、教育活動のさらなる理解につながるよう、家庭への効果的な配信に努めます。	こども保育課
		(1)いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展【施策番号8】 ① 生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」を推進します。 ○ 児童生徒が自ら学ぶ意欲をもち、達成感や充実感を味わい、自己理解に努め、自己実現を図れるよう、授業改善を図ります。また、教育活動の基盤である学級経営において児童生徒理解を重点に行っていきます。 ○ 教員と児童生徒や児童生徒同士の共感的人間関係を基盤に、一人一人が自己存在感を持てる場面や、自己決定する場面のある、生徒指導の機能を生かした授業を実現します。 ○ 不登校児童生徒一人一人の状態を捉え、共有し、個々の状況に応じた具体的な指導・支援ができるよう、迅速に組織で対応します。また、一人一人が自己肯定感や自己有用感を感じることができたり、安心できたりする「居場所づくり」を推進し、社会の中で自立して生きていくことができる力や意欲を育みます。	指導課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく 習志野教育の推進	3	② 計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制の充実を図ります。 ○ 年間生徒指導計画に基づき、教員間の共通認識を深め、具体的な指導が行われるよう生徒指導体制の充実を図ります。 ○ 生徒指導に関する校内研修の充実を図ることや、生徒指導巡回指導員が学校を訪問して教員への指導・助言を行うことなどを通して、教員の指導力向上に努めます。 ○ 登校しぶり、不登校児童生徒について、来所相談、電話相談、訪問相談、適応指導教室「フレンドあいあい」等の利用を通して本人・保護者の支援に努めます。 ○ 適応指導教室「フレンドあいあい」における多様な学習機会を確保するために、学生ボランティアを配置します。 ○ 適応指導教室「フレンドあいあい」等を利用した取り組みを通して、学校に登校が難しい児童生徒の居場所づくりの充実を目指します。 ○ 保護者の了承のもと、学校と連携して不登校児童生徒への対応に取り組みます。 ○ 学校・家庭・地域の連携を進めるとともに、学校及び指導課・総合教育センター・子育て支援課等の連携の充実を図ります。 ◎ 学びの多様化学校の設置に向けて、検討委員会を開催します。	指導課 総合教育センター
		③ 習志野市いじめ防止基本方針に基づく施策を展開します。 ○ 年間3回の習志野市いじめアンケートを実施し、いじめを早期発見するとともに、校内いじめ対策委員会において組織的に早期対応することを徹底します。 ○ いじめ問題対策連絡協議会を開催し、市立小・中・高等学校の児童生徒のいじめ防止等に関係する団体の連携を図り、いじめの未然防止策や解決策等について協議し、その成果を学校に還元します。 ○ いじめ問題に適切に対応するために、法的対応に関する相談体制を整えます。子どもの人権やいじめ問題等に識見を有する弁護士による教職員研修や児童生徒向け出張授業を実施します。 ○ いじめ防止に向けて、児童生徒間の信頼関係を築けるよう、児童生徒が中心となって行ういじめを防止する活動を推進し、各校での実践を共有し、自校での実践に生かしていく取り組みを進めます。 ○ 心の安全・安心の確保を考え、心のアンケートの実施結果による、教育相談を学期に1回、年3回以上実施します。また、日頃からの児童生徒の様子を注視し、躊躇なく相談ができる体制を作ります。また、生徒指導巡回相談員の訪問指導及び指導主事による毎学期末の学校訪問を通じて、生徒指導上の課題協議を実施します。 ○ 児童生徒、保護者、教職員等がいじめに関して安心して相談できるよう、各学校と連携し、いじめの早期発見、早期対応ができる、充実した相談体制をつくります。また、メール相談では、タブレット端末を用いた匿名メール相談WEBアプリによる相談を行い、より相談しやすい環境づくりを進めます。	指導課 総合教育センター 学務課

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	3 信頼を築く習志野教育の進展	(2) 特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展【施策番号9】 ① 特別支援教育の充実を図ります。 ○ 学校全体として特別支援教育についての理解や認識が深まり、支援を必要とする児童生徒に対して、合理的配慮の提供や学習環境等のユニバーサルデザイン化、教育的ニーズに応じた指導・支援体制が充実するよう、校内教育支援委員会と関係機関との連携・協力を推進します。 ○ 発達や障がいに関する相談や、特別な支援を受けるための就学相談等を丁寧に行い、適切な支援や適正な就学のために、専門的な知識等をもって相談に取り組んでいきます。 ○ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就学や支援に関して、学校や保護者へ専門的な助言を行えるよう、教育支援委員会の開催回数を増やすなど、機能の充実を図ります。 ◎ 児童生徒一人一人の障がいの特性に応じた切れ目のない支援を行うため、特別支援学級や通級指導教室など、連続性のある多様な学びの場の充実を目指し、環境の整備について検討を進めます。 ② 就学に係る校内教育支援委員会等の機能の充実を図ります。 ○ 校内支援体制の整備や、特別支援教育コーディネーターを中心とする効果的な組織の運用を促進します。 ○ 就学に関する手続きは指導課、就学相談に関しては総合教育センターで行い、保護者や学校に対して情報提供や指導の充実を図ります。 ③ 発達障がいなどに対する支援を推進します。 ○ 学校訪問や学校との相談の機会を拡充し、学校との情報共有と連携強化に努めます。 ○ 「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成状況を把握し、効果的かつ実効性のある計画の活用を確実に進めるとともに、それぞれの計画の機能を生かして、保護者や関係機関（子育てや福祉関係の部署）との連携を深め、児童生徒一人一人のニーズを踏まえた指導・支援の充実を図ります。 ○ デジタル教科書を配備することで、児童生徒の興味・関心・意欲を高め、デジタルの良さを効果的に活用しながら個別最適な学びの支援を充実させていきます。 ④ 特別支援教育の理解啓発のための研修の充実を図ります。 ○ すべての教員が特別支援教育に対する専門的な知識を高め、適切な指導・支援が行えるようになることを目指し研修会の充実を図ります。 ○ 交流及び共同学習は、社会性を養い、豊かな人間性を育んだり、教科等のねらいの達成を目的としりしながら、多様性を尊重する機会となっています。共生社会の形成に向けて、個別の指導計画を活用し、目的・意図を明確にした交流及び共同学習の取り組みを推進します。 ⑤ 支援員の適切な配置に努めます。 ○ 教育現場の支援を要する状況に応じて、適切な配置を行うとともに、支援員の資質向上と教職員と支援員との連携強化に向けて、研修会の内容等の工夫に努めます。	指導課 総合教育センター 指導課 総合教育センター 指導課 総合教育センター 指導課 指導課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	3 信頼を築く習志野教育の進展	(3)教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展【施策番号10】 ① 教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実を図ります。 ○ 教職員の資質向上に向け、教職経験や職務に応じた研修内容の充実を図ります。 ○ 教職員自らが、自主的に取り組む子どもの生きる力を育むための研修体制づくりを進めます。 ○ 若年層教職員に対しては、教職経験5年を経るまでに、教科指導や学級づくりの基礎基本を身に付けられるようにし、教職員としての指導力の向上を図ります。 ○ 教職未経験の臨時的任用講師に対して、学習指導や生徒指導に関する指導力向上を図ります。 ② 教職現場の課題やニーズに対応した実践的な研修を推進します。 ○ デジタル教科書・教材による授業力の向上と学力向上のための学習方法について支援します。 ○ 各教科ごとに、具体的なタブレット端末の活用実践を共有し、広めます。 ○ 児童生徒のニーズに対応して教育相談や特別支援教育、情報活用能力など、学校現場のさまざまな課題に対応できる教職員の指導力向上を推進します。	総合教育センター 学務課 総合教育センター 指導課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	4 子どもの生きる力を育む教育の充実	(1)確かな学力を保障する教育の推進【施策番号11】 ① 個に応じた指導の充実を図ります。 ○ 自分の考えを自身の言葉で伝える資質・能力の育成を図るために、授業の振り返り等で自分の考えを書く時間を確保したり、話し合い等で互いの意見を伝え合う活動を意図的・計画的に取り入れたりするよう努めます。 ○ 児童生徒の実態を的確に把握し、少人数指導やチーム・ティーチングによる指導などを工夫して、児童生徒の個に応じた指導を推進します。また、配慮を必要とする児童生徒への適切な支援の推進に努めます。 ○ 日本語指導教室での日本語指導や、言語・文化指導者を派遣して、日本語を母語としない児童生徒の困り感に応じて言語及び学校生活への適応を援助することで、個に応じた指導の充実を図ります。 ○ 教員が、意図的にICT機器を活用し、わかる授業を実施できるよう、ICT学習指導員及びICT支援員による支援の充実を図ります。 ○ 1人1台のタブレット端末やデジタル教科書を効果的に活用して、児童生徒の個に応じた学習を推進します。AI型デジタルドリルを活用し、個別最適な学びを推進します。 ② 指導と評価の一体化を図ります。 ○ 児童生徒の「わかる・できる」までの過程を重視し、児童生徒のよさや可能性、進歩の状況を積極的に評価するように努めるとともに、評価の結果に即して指導内容や指導方法を適切に改善するなどして、指導と評価の一体化を図り、児童生徒一人一人にきめ細かく対応できるようにしていきます。 ○ 文部科学省で取り組み始めている「教員育成指標等の策定のためのモデル事業」等を参考にし、教員の授業力の評価方法の改善に努めます。	指導課 総合教育センター 指導課

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	4 子どもの生きる力を育む教育の充実	③ 児童生徒の学力の分析と指導方法の改善を図ります。 ○ 習志野市学力向上推進委員会において、全国学力・学習状況調査の結果分析を通して、本市児童生徒の学力の傾向や変容を把握します。その上で、明らかになった課題について「ならしの学力向上プラン」としてまとめ、指導方法の改善策を教務主任研修や教科会議等を活用して市内各小・中学校に周知するとともに、学校訪問で指導主事が指導します。	総合教育センター 指導課
		④ 緊急時における学びの保障を図ります。 ○ 感染症や自然災害等により通常の登校ができない時には、学習機会の確保の1つとして1人1台タブレット端末を活用し、学校がオンラインで家庭とつながることができるよう支援します。	総合教育センター
		(2) 豊かな心を育む教育の一層の推進【施策番号12】 ① 豊かな体験活動の充実を図ります。 ○ 「鹿野山セカンドスクール」や「富士吉田自然体験学習」などの宿泊体験活動内容の工夫を図り、友達と協力する喜びや、やり遂げる喜びなど、感動あふれる体験活動を支援します。 ○ 小学校4・5・6年生において、宿泊自然体験学習を実施します。実施に際しては、宿泊時の宿舍での安全指導の徹底と感染症対策の充実を図ります。 ○ 児童生徒の豊かな体験を実現するために、富士吉田青年の家と連携した宿泊自然体験学習の可能性を検討していきます。 ○ 宿泊自然体験学習実施内容の充実、施設運営の効率化の観点から、民間の活力を導入した業務委託の可能性を検討します。 ○ 教職員を対象とした幼稚園・保育所（園）・こども園・小学校・中学校連携研修の成果を活用して、児童と就学前児との交流学习を更に充実させます。 ○ 中学校家庭科による保育体験学習など、異年齢との交流を通じた学習の充実に努め、思いやりの心や人間関係を築く力の基礎を培います。 ○ わくわく学びランドでは、年間10回の講座を募集定員を45名として実施します。そして、市内にある高等学校や大学等と連携した科学教室の実施、退職校長会の協力による学習教室等を実施するなど、児童生徒の学びに対する興味関心を高める工夫をします。また、夏休み後半に実施していた学習教室を参加者のニーズに合わせ、開催時期、対象者について工夫して実施します。 ② 学校、家庭、地域と連携した道徳教育の充実を図ります。 ○ 道徳教育推進教師の役割を明確にし、学校の教育活動全体で進める道徳教育の一層の充実に努めます。 ○ 千葉県教育委員会作成の「映像教材」等の活用を促進し、道徳科の年間指導計画の充実を図るとともに、研修等を通じて、道徳科に関する教員の指導力向上を図ります。 ○ 学校、家庭、地域が連携した、あいさつ運動やごみゼロ活動など、学校、家庭、地域との協働活動を通じた児童生徒の道徳性の涵養を図ります。 ③ 学校人権教育の充実を図ります。 ○ 千葉県教育委員会作成の資料「大切な自分 大切なあなた」を学校に周知し、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育みます。 ○ 教職員の人権意識を高めるとともに、人権教育に関する指導力の向上に向けて、千葉県教育委員会研修事業等を活用し、推進役となるリーダー層の育成を図ります。	学務課 指導課 こども保育課 総合教育センター 鹿野山少年自然の家

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課	
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	4 子どもの生きる力を育む教育の充実	○ インクルーシブ教育やLGBT等の性的マイノリティーに関する教育など、日々の学校生活における喫緊の課題について、組織的な対応を進めます。 ○ 教育相談やSOSの出し方教育の充実を図り、よりよく社会と関わる資質・能力や実行力を養います。	指導課	
		④ 豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進を図ります。 ○ 総合教育展、読書感想文コンクール、英語発表会、席書会、芸術鑑賞教室などの開催や『文集ならしの』の発行（デジタル化も検討）等の習志野市文化連盟事業や芸術鑑賞教育をととして、幼児児童生徒の豊かな情操を育てます。 ○ 「音楽のまち習志野」ならではの芸術・情操教育を推進していきます。習志野文化ホール休館後も、他市のホールを活用した各学校の合唱コンクールや部活動行事への支援及び小中学校音楽会、ならしの学校音楽祭の開催などを通して、芸術振興・情操教育の充実を図ります。		
		◎ 休日の部活動において、文化部活動の地域移行を推進し、生徒にとって望ましい文化芸術環境の構築と本市の特色を生かした活動に努め、豊かな情操を育てます。		指導課
		(3) 健やかな体を育む教育の推進【施策番号13】 ① 学校と家庭・地域が連携した健康教育を推進します。 ○ 保健主事・養護教諭が中心となり、健康教育を計画的に推進します。 ○ 各中学校区にて小中合同学校保健委員会を開催し、健康課題を協議することにより、健康意識の向上を図ります。 ○ 家庭・地域と連携し、よりよい生活習慣の確立に努めます。		保健体育安全課
		② 体力・運動能力の向上を図ります。 ○ 児童生徒の体力や運動能力の向上を目指して、体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を活用し、体育・保健体育の授業改善を進めるとともに、学校行事、業間体育や、運動部活動等を活用し、身体を動かす機会や、遊・友スポーツランキングちばに積極的に取り組み充実を図ります。 ○ 体育に関する教員の指導力の向上に向けて、教員の課題やニーズを把握し、体力・技能向上に効果的な研修内容を工夫するとともに、保健体育科の授業を相互に参観する機会を設けるなど、授業改善を図る取り組みの充実に努めます。 ○ 持続可能な運動部活動に向けて、部活動ガイドラインに基づいて、合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進するとともに、部活動支援事業を引き続き推進するなどして、自主的・自発的活動の更なる活性化に努めます。 ○ 休日の部活動において、運動部活動の地域移行を推進し、生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築と本市が築いてきた部活動の良さを生かした活動に努めます。	保健体育安全課	
		③ 児童生徒・教職員の健康管理を進めます。 ○ 各種検査や健康診断・ストレスチェックの実施により、児童生徒・教職員の健康状態を把握し、健康の保持増進を図ります。	保健体育安全課	
		(4) 食育の充実と安全・安心な学校給食の実施【施策番号14】 ① 食育の充実を図ります。 ○ 栄養教諭や栄養職員による、児童・生徒の実態に合わせた食育を実施します。 ○ 朝食の喫食率の向上をめざし、保護者や地域と連携した食育を進めていきます。	保健体育安全課 学校給食センター	

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	4 子どもの生きる力を育む教育の充実	② 地産地消を推進します。 ○ 学校給食に地元農家の野菜を積極的に取り入れるなど、地産地消に努めます。 ③ 安全な給食の提供を進めます。 ○ 「習志野市学校給食食物アレルギー対応基本方針」に基づき、アレルギー対応を実施します。 ○ 学校給食における危機管理マニュアルを遵守した衛生管理の徹底を図ります。 ④ 第3子以降の児童生徒の学校給食費を無償化することで、多子世帯の経済的負担軽減を図ります。 ◎ 「習志野市第3子以降学校給食費補助金交付要綱」に基づき、第3子以降の学校給食費を無償化します。	保健体育安全課 学校給食センター 保健体育安全課 学校給食センター 保健体育安全課
		(5) 特色ある学校づくりの進展【施策番号15】 ① 特色ある学校づくりを推進します。 ○ 各学校による独自の研究において、確かな教育に関する研究を行ったり、市指定校の研究において特定の課題を追究し、その解明のための研究をしたりすることを支援し、推進していきます。 ○ 各学校がそれぞれの特性や地域の実態に応じた創意工夫ある取り組みを発揮し、特色ある学校づくりを行えるよう、学校職員の資質向上を図り、教育効果を高めるために指導主事等が学校を訪問し、教育課程や教科研究について指導、助言を行います。 ○ 各学校が取り組む研究を広く公開し、小・中学校の研究成果を市内全体で共有していくことで授業力の向上に努めます。 ○ 日本語を母語としない児童生徒がより充実した学校生活を送ることができるよう、日本語指導教室での指導を継続して実施していきます。また、日本語指導教室を核として、在籍校の担任、言語・文化指導者とも連携し、これまで以上に体系的な日本語指導と支援体制の充実を図ります。 ② 地域の教育環境を生かした教材の開発を進めます。 ○ 各学校の地域の特色を生かして、その地域にある素材を教材化して授業を構成したり、地域・家庭の優れた人材を授業で活用したりして、児童生徒の学びを豊かなものにし、地域の風がいきかうあたたかい学びを創造する中で、人間関係形成能力を育みます。	指導課 指導課
	5 子どもを未来につなげる教育の展開	(1) 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開【施策番号16】 ① 「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ります。 ○ 児童生徒が自ら課題を持ち、学び合いの中で自分の考えを広げたり深めたりすることができるよう、日常生活や社会生活の中に題材を求めて興味関心を高めたり、多様な場面や形態での話し合い活動を取り入れたりと授業改善を図ります。 ○ 1人1台のタブレット端末を活用する等、個に応じた学びの推進を図ることで、児童生徒の基礎・基本の定着を図ることを目指します。 ○ 各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、言語活動や実践的・体験的な活動等を通して、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成することを目指します。 ○ デジタル教科書の積極的な活用を推進し、児童生徒の理解を深めるように努めます。 ○ カリキュラム・マネジメントと関連付けた授業形態や指導方法を工夫し、情報活用能力の育成を図る単元・題材を設定するよう努めます。	指導課

	政策 基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	５ 子どもを未来につなげる教育の展開	② 読書教育の充実を図ります。 ○ 「習志野市子どもの読書活動推進計画(2019～2025)」に基づき、実践を進めます。また、学校図書館の利活用促進と整備を図り「優秀図書館」「いつでも利用できる図書館」を目指すとともに、市立図書館との連携を図ります。 ◎ 学校における学校電子図書館の活用を推進します。朝読書に加え、授業の中で電子図書館の本を活用した読書や調べ学習を取り入れたり、家庭学習にも活用したりすることで、児童生徒がデジタルで長い文章を読む能力の育成を目指します。	指導課
		(2) 国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開 【施策番号17】 ① 個に応じた進路指導の充実を図ります。 ○ 生涯学習の基礎として、また、将来に向けた人生設計へと発展していくために、児童生徒一人一人が自分の能力・適性や可能性を把握し、主体的に進路を自己選択できる資質・能力の育成を図ります。	指導課
		② キャリア教育の基礎的・汎用的能力の育成を図ります。 ○ 大きく変化していく社会を児童生徒が遅く生きていく力を育むために必要な、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力を、学校の教育活動全体を通して身に付けさせます。	指導課
		③ 外国語教育・国際理解教育の充実を図ります。 ○ 外国語及び外国語活動において、コミュニケーションの素地及び基礎を養うなど、社会の変化に柔軟に対応できる力を培うために、英語指導助手の活用や小中連携、指導法の研修等を充実させます。 ○ 総合的な学習の時間や外国語、外国語活動等の時間を通して、諸外国の生活様式や文化に対する理解を深める学習の充実を図ります。 ○ ICTを活用しての国際交流の推進について、検討を進めていきます。	指導課
		④ 平和教育・環境教育の充実を図ります。 ○ 本市の「核兵器廃絶平和都市宣言」に基づき、習志野市原爆被害者の会と連携した「被爆体験講話」の実施やDVDの視聴等により、児童生徒の平和意識を高めます。 ○ 指導主事による教科指導や研修を行い、総合的な学習の時間を核としながら、各教科等横断的にSDGsに対する児童生徒の知識・理解を深めるとともに、持続可能な社会の創り手を育成します。	指導課
		(3) １人１台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開 【施策番号18】 ① １人１台タブレット端末の効果的な活用を図ります。 ○ ICT活用推進プロジェクトにおいて、学習指導の一層の充実、学校と家庭との連携強化、臨時休業時や欠席の児童生徒における学習保障（オンライン授業）のためのICT機器の活用を推進します。	総合教育センター 指導課

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 子どもを未来をひらく教育の推進	5	② 学校のデジタル化における1人1台タブレット端末の活用の充実を図ります。 ○ 全小・中学校でより効果的なICT機器の活用が図れるよう、指導主事及びICT学習指導員が活用事例を示して指導するとともに、ICT支援員によるさらなる支援の充実を図り、教員の授業力向上に努めます。 ○ 各小・中学校のICT活用を推進するリーダーとなるようICTマイスターを育成し、各校においてICTマイスターが中心となったOJTによる研修の充実を図ります。 ③ 1人1台タブレット端末を活用した指導力向上のための研修等の充実を図ります。 ○ 各教科ごとに、ICTマイスター等を講師とした実践的な研修を実施し、教員のICT機器を活用した指導力の向上を図ります。 ○ ICT活用の基本的な内容を中心とした基礎研修を実施します。複数の講師を配置し、少人数で学ぶ場を設定することで、教員の不安感・苦手意識を軽減し、指導力向上を図ります。	総合教育センター 総合教育センター
		(4) 安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開 【施策番号19】 ① 安全管理を徹底します。 ○ 各学校にて危機管理マニュアルを見直し、教職員の役割分担を明確化します。安全教育の充実の観点から、その取り組み評価をPDCAサイクルの視点で改善を図ります。 ○ 学校や通学路等で発生した事故の状況をデータベース化して分析し、安全対策を進めるとともに、関係機関との連携を図ります。 ○ 地域と連携した実効性のある防災訓練を実施します。 ○ 通学路安全対策協議会を設置し、学校、道路管理課、防犯安全課、習志野警察、教育委員会が連携し、通学路の点検及び定期的な学校施設の安全点検と安全教育を行います。 ② 安全教育を推進します。 ○ 児童生徒等が災害時に自らの命を守るために主体的に行動できるように教育活動全体を通して、生活安全、交通安全、災害安全の指導に努めます。 ○ 各学校における学校安全計画の内容を確認し、取り組みの検証を行います。安全に対する職員の研修を学校安全計画に位置付け、安全教育を通して、児童生徒の危険予測能力・危険回避能力の育成を図るとともに、保護者や地域と連携して、安全対策を推進します。 ○ 習志野警察、道路管理課、防犯安全課と連携し、児童生徒に対する自転車の乗り方や交通ルールについての啓発及び指導のための資料を整理し、学校での活用を推進します。	保健体育安全課 教育総務課 保健体育安全課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅱ 生涯学習推進のまちづくりの推進	7	(1) 学習機会の充実【施策番号22】 ① 公民館講座の充実を図ります。 ○ 乳幼児から高齢者まで幅広い世代の目的や志向、ライフステージに対応した魅力ある公民館講座を企画し、実施します。また、子どもたちの作品展示、親子講座、青年講座等を積極的に実施し、来館者の増加を図ります。 ○ 多様な学習課題に対応した講座としてSDGsの視点で、安全・安心のための地域防災、生涯にわたる健康づくり、地域の「伝統・文化」を継承する講座を実施するとともに、大学や企業、地縁組織との連携による講座を実施します。 ○ 公民館の学習情報をホームページや広報習志野に掲載して利用者につながる情報発信を図ります。	公民館
		② 図書館資料の充実を図ります。 ○ 市民のニーズに基づいた資料整備と市民の学習に役立つ情報を幅広く提供するための多様な情報源の整備と周知に取り組みます。 ○ 市民が図書館に来館しなくても読書活動が行えるよう、インターネットを通じた電子書籍の貸出事業の整備と周知に取り組みます。	図書館
		③ 公民館と図書館が連携した事業を実施します。 ○ 活動・交流の場である公民館と知識・情報の入手の場である図書館が連携した事業を実施し、市民の活動の場と幅を拡大させます。	社会教育課 公民館・図書館
		④ 習志野市民カレッジの充実を図ります。 ○ 市民の自発的な学習活動を支援するため、習志野市民カレッジの充実を図ります。	社会教育課
		⑤ 子どもの読書活動を推進します。 ○ 「子どもの読書活動推進計画」に基づき、本市のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、社会の変化に対応した読書環境を整備します。また、児童や保護者への効果的な情報発信、学校と市立図書館の連携、市立図書館の事業の積極的な案内等を実施し、子どもの読書活動を推進します。具体的な取り組みとして、家読(うちどく)の啓発、「家読に役立つ絵本の選び方講座」の開催、「ナラシド♪ライブラリー」の読み放題パックに掲載されているシリーズ物の続巻を市立図書館で借りることができることの広報、ジュニア司書の拡充等を実施します。 ○ 子どもと中高生向けのフロアを備えた中央図書館の機能を生かし、小学校新入生に図書館の利用登録の案内をするなど、学校・保育所・児童会等と連携しながら事業を推進します。	社会教育課 図書館・指導課 学校等
		(2) 学習成果の活用【施策番号23】 ① 学習成果を生かす場の提供を図ります。 ○ 地域で自主的に活動する機会の充実や多様な学習機会の提供と情報提供の推進を図るとともに、学習成果を発表する場の提供に取り組めます。 ② 地域における人材(コーディネーター)の育成を図ります。 ○ 市民カレッジ卒業生を中心に、地域活動を推進する人材(コーディネーター)の育成に取り組めます。また、サークルや団体等が学習・芸術・文化等の活動を自ら進んで行うことができるよう、サークルや人材の育成に取り組めます。 ○ 生涯学習の拠点であるプラッツ習志野において、各施設が連携した新たなイベント、活動を実施し、フューチャーセンターを中心に市民の新たな出会いや交流の促進、にぎわいを創出します。	社会教育課 公民館・図書館 社会教育課 公民館

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅱ 生涯学習推進にわたる学びの推進	7	(3) 社会教育指導者の確保と養成【施策番号24】 ①指導者の確保に努めます。 ○ 社会教育主事有資格者や社会教育主事など、社会教育を推進する上で必要な専門職員の確保に努めるとともに、社会教育に関する専門的な知識を得るための研修会に積極的に参加します。また、指定管理者制度を導入している公民館については、社会教育主事有資格者を配置します。 ②指導者の養成に努めます。 ○ 専門的な知識を得るため、各種研修会に積極的に参加するとともに、専門職員が相互に教えあい、学びあうことで、職員の資質向上を図ります。また、指定管理者制度を導入している公民館については、社会教育主事有資格者の配置により、日常業務の中で専門性を生かした職員の指導を行います。	社会教育課 公民館 社会教育課 公民館
		(4) 自主自立課題解決型社会の推進【施策番号25】 ① 自主活動(サークル活動等)の場の提供を図ります。 ○ 市民の自主的な活動をより活発に展開できるよう、また、社会教育団体や周辺地域の町会・自治会等が継続的に活動することができるよう、公民館を活動場所として提供します。 ○ 全公民館において、施設内の諸室でサークル等が活動する際に利用できるよう、持ち運びが可能なポケット型Wi-Fiの貸し出しを引き続き実施します。 ② 図書館機能の充実を図ります。 ○ 市民が自らの力で課題解決できるよう、図書資料の整備やLINE等による情報提供に努めます。	社会教育課 公民館 図書館
	8	(1) 芸術・文化活動の振興【施策番号26】 ① 文化振興計画に基づいた事業の推進を図ります。 ○ 「習志野市文化振興計画」に基づき、関係する部署と連携を図りながら文化芸術事業を推進します。 ○ 文化事業に関するホームページの充実と情報の一元化を図り、分かりやすく、情報を入手しやすいよう引き続き整備します。 ○ 習志野文化ホールの閉館(令和5年度)後、本市の文化芸術の振興において、従来の文化ホールを中心とした取り組みから公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団、及び習志野市芸術文化協会と相互に連携・補完しあいながらアウトリーチ事業の展開や文化芸術団体への活動支援等、新たなアプローチにより充実を図ります。 ② 市民参加行事の充実を図ります。 ○ 公民館等において、地域の歴史や文化の学習、体験等を目的とした講座や行事の開催、地域の特色を活かしたコンサート等を開催するなど、市民の芸術・文化活動の発表の場と芸術・文化を身近に親しめる機会の充実を図ります。 ③ 質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供を図ります。 ○ 本市の芸術・文化の振興と推進を担う公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団が取り組む文化事業を支援します。	社会教育課 社会教育課 公民館 社会教育課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進	9 文化財の保存と活用	(1)文化財の保存【施策番号27】 ① 文化財の収集・保存の充実を図ります。 ○ 指定文化財の維持管理、資料収集・資料調査等、文化財の保存に取り組みます。 ○ これまでの市史において追加・修正を要する点に加え、新たな歴史的事実等を踏まえながら、市の歴史をわかりやすく、読みやすく解説した「新版 習志野 ―その今と昔(平成16年5月)」の加筆修正に取り組みます。 ② 開発に伴う埋蔵文化財調査の充実を図ります。 ○ 事業者及び関係機関との調整・協議を綿密に行い、引き続き、埋蔵文化財の保護に努めます。	社会教育課 社会教育課
		(2)文化財の活用【施策番号28】 ① 旧大沢家住宅・旧鴛田家住宅の活用の充実を図ります。 ○ 旧大沢家住宅・旧鴛田家住宅の利用を推進するため、旧大沢家住宅の改修工事等施設の整備や主催行事の充実を図ります。 ② 文化財の展示・普及を推進します。 ○ 埋蔵文化財調査室を中心に、文化財の展示の充実を図ります。 また、史跡説明板の補修に取り組みます。	社会教育課 社会教育課
	10 青少年健全育成の推進	(1)青少年育成団体の活動支援【施策番号29】 ① 青少年育成団体連絡協議会の協力体制を推進します。 ○ 青少年の健全育成に寄与する団体同士の連携がスムーズに展開できるよう、定期的な意見交換等の場を提供します。 ② 各団体の自主事業に対する支援体制の強化を図ります。 ○ 各青少年健全育成団体の活動の支援及び協力体制の強化を図ります。	社会教育課 社会教育課
		(2)家庭や地域の青少年教育力の向上【施策番号30】 ① 情報の共有を促進し、関連機関との連携により、青少年の健全育成を推進します。 ○ 青少年補導委員連絡協議会や中学校区青少年健全育成連絡協議会と協力し、見守り活動や補導活動を行います。また、「少年の日のポスター展」「青少年健全育成標語展」や小学生対象の体験学習など、青少年が社会の一員であることの意識の向上と体験的な学習を通して青少年の育成及び非行の未然防止を目指します。 ○ 青少年の健全育成を目指す関連する他課との連携を深め、ボランティア活動や体験的な学習、相談活動の充実を図ります。 ② インターネットトラブルの未然防止に向けて取り組みます。 ○ 青少年のネット被害防止に向けた実態調査や関係団体からの情報収集を行い、学校との情報共有を図ります。県青少年インターネット適正利用啓発講演の講師派遣要請に加え、青少年センター職員派遣による適正利用啓発学習会を推奨し、学校の情報モラル教育を支援してまいります。また、県の県民生活課が実施するネットパトロールとの連携を、引き続き行います。	青少年センター 青少年センター
		(3)青少年のための施設における活動の充実【施策番号31】 ① 富士吉田青年の家における活動の充実を図ります。 ○ 青少年の社会性と環境理解の育成に重点を置き、市民を対象とした主催事業では、富士山を教材に当施設の特性を効果的に提供する5事業を実施します。	社会教育課 富士吉田青年の家

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進	10 青少年健全育成の推進	(4) 子どもの居場所づくりの推進【施策番号32】 ① 放課後等における子どもの安全・安心な居場所の整備を図ります。 ◎ 就学児童を対象に放課後等の安全・安心な子どもの居場所づくりとして、鷺沼小学校に「放課後子供教室」を開設します。 ② 地域で子どもを育てる環境づくりを推進します。 ○ 「放課後子供教室」において、学習やスポーツ、芸術文化活動、地域住民との交流等の機会を提供し、心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組みます。	社会教育課 社会教育課
	11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進	(1) 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進【施策番号33】 ① 「する」スポーツを推進します。 ○ 働き盛り・子育て世代がスポーツに取り組めるよう「親子参加」の機会拡充を図ります。 ○ ニュースポーツの周知・普及を推進し、誰でも気軽に取り組むことができる環境づくりに努めます。 ○ 自宅等でも運動が続けられるよう、オンライン等のスポーツ教室に取り組みます。 ② 「みる」スポーツを推進します。 ○ トップチーム、トップアスリートの試合を誘致し、市民が身近に観戦できる機会を提供します。 ③ 「支える」スポーツを推進します。 ○ スポーツ活動やコミュニティ活動の充実を図るため、スポーツ推進委員や市民スポーツ指導員、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ推進団体の活動を支援します。 ○ 市民にスポーツを身近に感じてもらえるよう、スポーツイベント等の広報活動の充実を目指します。	生涯スポーツ課 生涯スポーツ課 生涯スポーツ課
政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	12 家庭教育力の向上	(1) 家庭教育に関する学習機会の充実【施策番号34】 ① 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の充実を図ります。 ○ 乳幼児から中学生までの子どもの発達段階に応じた家庭教育について、具体的に学べる講座を開催するとともに、PTA家庭教育学級や幼児家庭教育学級等では魅力ある講座内容や保護者が参加しやすい開催方法等を検討します。	公民館
		(2) 家庭教育相談の充実【施策番号35】 ① 家庭と学校、他機関をつなぐコーディネーター的役割を推進します。 ○ 子どもに関する多様な相談、家庭や学校の困り感に耳を傾け、それぞれに合った教育相談を進めていきます。外部とのつながりが必要な児童生徒には、適応指導教室「フレンドあいあい」や訪問相談などにつなげていきます。 ○ 事例研修を通じて、適切な支援を行うことができるよう、相談員の専門的な知識や技術の向上に努めます。 ○ 学校、指導課、子育て支援課、ひまわり発達相談センター、千葉県子どもと親のサポートセンター、児童相談所等の関係諸機関との連携を図り、相談者の要望に応じた相談の充実に努めます。 ○ 保護者や教職員等を対象とした、不登校に関する理解や対策を推進する支援の場の拡充を図ります。	総合教育センター

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	12 家庭教育力の向上	② 不登校児童生徒解消を推進します。 ○ ひきこもり傾向がある児童生徒には、訪問相談が活用できるように積極的に働きかけるなど、家庭や学校と連携して、不登校児童生徒の支援に取り組みます。 ③ 児童虐待の未然防止、早期発見・解消に向けた迅速な対応を図ります。 ○ 小・中学校の教職員は、児童虐待を最も発見しやすい立場にあることから、子どもの変化から児童虐待の兆候やヤングケアラーの早期発見に努めます。 ○ 子どもの命と人権を守るために、市長事務局、児童相談所、民生委員・児童委員、人権擁護委員等の関係諸機関と速やかに連携し、組織的な解決を図ります。 ④ 一時保護等から学校に戻った児童生徒への組織的な対応を図ります。 ○ 児童相談所による一時保護等から学校に戻った児童生徒について、学校と関係諸機関との情報共有が継続して図られるよう体制の見直しに努めます。 ○ 関係諸機関が作成した資料等を活用して、学校が対応する際のポイント等について、研修会等を通じて周知します。	総合教育センター 指導課 指導課
		(1) 積極的な情報公開と意見交換の充実【施策番号36】 ① 学校と家庭・地域相互の情報交換を推進します。 ○ 各学校のホームページに、発信する必要がある情報が掲載されるよう、確認・支援に努めます。	総合教育センター
	13 地域に開かれた学校づくり	(2) 地域とともにある学校づくりの推進【施策番号37】 ① 社会に開かれた教育課程を推進します。 ○ 社会に開かれた教育課程の事例について各学校への情報提供を行い、教育課程の編成を支援します。 ② 地域社会との連携・協働した活動を推進します。 ○ 学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちを見守り、育成するため、各小・中学校の地域学校協働本部を活用し、地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働する地域学校協働活動を推進します。 ③ 学校運営協議会の運営を支援します。 ○ 令和5年度より全小・中・高等学校に設置した学校運営協議会において、学校・保護者・地域が連携し、よりよい学校運営のための支援をします。	指導課 社会教育課 指導課 学務課 習志野高校
		(1) 地域住民との協働による防犯・補導活動の推進【施策番号38】 ① 街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実を図ります。 ○ 青少年補導委員や中学校区青少年健全育成連絡協議会との連携のもと、街頭補導活動や防犯パトロールの実施回数を確保し、定期的に実施します。各地区の活動について情報共有を行い、補導活動の充実を図ります。 ○ 青色回転灯を装着した公用車による補導活動を実施し、犯罪未然防止の一翼を担います。 ② 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりを推進します。 ○ ホームページやパンフレットによるPRや出張登録会等を積極的に実施するとともに、学校と連携し、保護者や子どもたちに「子ども110番の家」を周知します。また、加入者へのアンケート調査や研修会の開催などを実施し、制度の充実を図ります。	青少年センター 青少年センター

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備	15 安全で潤いのある学校環境の整備	(1) 幼稚園・こども園の教育環境の整備【施策番号39】 ① 新たなこども園の設置と幼稚園の再編を図ります。 ○ 「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」に基づき、取り組みを進めます。 ② 幼稚園・こども園の施設補修を図ります。 ○ 老朽化等への対策及び適正な教育・保育環境を維持するため、施設の改修工事等を行います。	こども政策課 こども保育課 こども政策課
		(2) 小・中学校の教育環境の整備【施策番号40】 ① 学校施設の改築・長寿命化改修・大規模改修等を推進します。 ○ 「習志野市第2次学校施設再生計画」に基づき、校舎等の改築や長寿命化改修並びにそれに向けた設計に取り組みます。 ・大規模改修：谷津南小学校（工事）、袖ヶ浦東小学校（工事） ・長寿命化改修：向山小学校（工事）、屋敷小学校（工事）、第一中学校（工事）、藤崎小学校（設計）、実花小学校（設計） ・建替え：大久保小学校（工事）、第二中学校（工事）、大久保東小学校（設計）、鷺沼小学校（設計） ◎ 学校で働く教職員の働き方改革に資する健康維持や健康回復を支援するため、育児休業明け教職員の搾乳やすべての教職員がリフレッシュ出来る機能の確保に努めます。 ② 小中学校の体育館への空調設置を推進します。 ◎ 猛暑の影響による熱中症対策が急務であることを鑑み、市内全小・中学校の体育館への空調設置を推進します。	教育総務課 教育総務課
		(3) 市立高等学校の教育環境の整備【施策番号41】 ① 習志野高校の教育環境の整備を推進します。 ◎ 猛暑の影響による熱中症対策が急務であることを鑑み、体育館への空調設置を推進します。 ○ 老朽化した施設の改修や点検結果に基づく対策など、学校施設の環境改善に努めます。	習志野高校
		(4) 学校関連施設の環境整備【施策番号42】 ① 給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバックを進めます。 ○ SPC構成企業と定期的な協議会を実施します。 ② 給食センターの日常業務の円滑化を進めます。 ○ SPC構成企業との情報共有化と連絡体制を確立します。 ③ 総合教育センターの再整備に向けた準備作業を進めます。 ◎ 次期公共建築物再生計画期間内の前倒しの実施を検討し、適切な時期に着手できるよう準備を進めます。	学校給食センター 保健体育安全課 学校給食センター 総合教育センター
	16 社会教育施設の再編・整備	(1) 社会教育施設の整備【施策番号43】 ① 社会教育施設の改修・整備を推進します。 ○ 市民が社会教育施設を安全に使用することができるよう、適切な維持補修に努めます。 ○ 富士吉田青年の家では、第2次公共建築物再生計画に基づき、令和7年度から8年度に予定する長寿命化工事の設計委託を令和5年度から6年度に実施し、築75年まで施設を安全に継続使用できるよう努めます。	社会教育課 公民館・図書館 富士吉田青年の家

6 教育行政方針の評価結果一覧(45施策)

【施策の評価】

(A)十分取り組めた (B)概ね取り組めた (C)あまり取り組めなかった (D)全く取り組めなかった

基本方針		施策 番号		評価
1	生きる力の基礎を育む 幼児教育の向上	1	社会の変化に対応した幼児教育の推進	(B)
		2	「健康な心と体」を育てる教育の推進	(B)
		3	幼児の安全・安心を守る教育の推進	(B)
		4	特別支援教育の推進	(B)
		5	幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進	(B)
2	子育て・子育て支援の充実	6	多様なニーズに対応した子育て支援の推進	(B)
		7	家庭・地域との連携の強化	(B)
3	信頼を築く 習志野教育の進展	8	いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展【学校教育 課題⑤】	(B)
		9	特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展	(A)
		10	教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展	(B)
4	子どもの生きる力を育む 教育の充実	11	確かな学力を保障する教育の推進【学校教育 課題②】	(B)
		12	豊かな心を育む教育の一層の推進【学校教育 課題③】	(B)
		13	健やかな体を育む教育の推進【学校教育 課題④】	(B)
		14	食育の充実と安全・安心な学校給食の実施	(A)
		15	特色ある学校づくりの進展	(A)
5	子どもを未来につなげる 教育の展開	16	学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開	(B)
		17	国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開	(B)
		18	1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開	(B)
		19	安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開	(B)
6	魅力ある市立高校づくり	20	多様な高校教育の一層の充実	(A)
		21	地域や社会に開かれた高校づくりの推進	(B)

基本方針		施策 番号		評価
7	生涯学習推進のまち 習志野の推進	22	学習機会の充実	(B)
		23	学習成果の活用	(B)
		24	社会教育指導者の確保と養成	(B)
		25	自主自立課題解決型社会の推進	(B)
8	芸術・文化活動の振興	26	芸術・文化活動の振興	(B)
9	文化財の保存と活用	27	文化財の保存	(B)
		28	文化財の活用	(B)
10	青少年健全育成の推進	29	青少年育成団体の活動支援	(A)
		30	家庭や地域の青少年教育力の向上	(B)
		31	青少年のための施設における活動の充実	(B)
		32	子どもの居場所づくりの推進	(A)
11	「する」「みる」「支える」 スポーツの推進	33	生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進	(B)
12	家庭教育力の向上	34	家庭教育に関する学習機会の充実	(B)
		35	家庭教育相談の充実	(B)
13	地域に開かれた学校づくり 【学校教育 課題①】	36	積極的な情報公開と意見交換の充実	(B)
		37	地域とともにある学校づくりの推進	(B)
14	地域ぐるみで子どもを 見守る仕組みづくり	38	地域住民との協働による防犯・補導活動の推進	(B)
15	安全で潤いのある 学校環境の整備	39	幼稚園・こども園の教育環境の整備	(B)
		40	小・中学校の教育環境の整備	(B)
		41	市立高等学校の教育環境の整備	(B)
		42	学校関連施設の環境整備	(A)
16	社会教育施設の再編・整備	43	社会教育施設の整備	(B)
17	健康・体力を育む スポーツ施設の整備	44	「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用)	(B)
18	教育行政の 効率的・効果的な展開	45	教育委員会事務局の活性化	(B)

7 教育行政方針の点検・評価の見方

政策○	「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」(基本目標)を推進するために必要な教育行政の観点別のねらいを示しています。	施策の 通し番号
基本方針□	「政策」を実現するために策定する施策の方向性を示しています。	評価
施策(◇)	基本方針□に基づいた個々の施策を示しています。	

各小施策の評価基準
をもとに4段階(A~D)

【施策の達成状況】

目 標	施策(◇)の目標を示します。ただし、個々の小施策の目標の総和ではなく、それぞれの小施策を実施することで、何を達成しようとするのかについて示しています。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○目標の達成度を、直接的または間接的に測定するための指標 (総括的な評価指標の場合と典型的な例を評価指標とする場合があります) ○指標の求め方:定量的に示す場合の指標を求めるための計算式(実数の場合は数式はありません)	○習志野市教育振興基本計画(R2年度～R7年度)に定めた基準値を示しています。	○「指標の求め方」による成果の達成の割合(%)で示します。 ○定量的に示すことが難しい場合は、実施前後での経年比較等により目標の達成状況を示せるようにしています。	○成果指標に対する令和5年度末の実績値を示しています。 ※指標によっては毎年度示すことができないものもあります。 (例:市民意識調査)
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
	令和6年度に、新たに成果指標を策定したものについて記載しています。(成果指標を継続したものについては斜線)			
小施策	① 施策を具体化した小施策を示しています。各小施策の達成状況が、施策の評価(ABC)の根拠となります。 ② ③	各小施策の達成状況を3段階(◎○△)で示し		◎ ○ △

【主な取り組みの成果と課題】

① 施策を具体化した小施策を示しています【担当課等を示しています】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
令和5年度の取り組みに対する点検・評価から見えた課題を示しています。	令和6年度の教育行政方針に基づく取り組みとその成果を示しています。	取り組みの結果、残った課題や今後の方向性を示しています。

評価(A~D)は成果指標の達成状況と、教育行政方針に基づく取り組みの成果及び課題の状況を含めた評価としています。

8 教育行政方針の主な取り組みに対する点検・評価

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 Ⅰ/45
基本方針Ⅰ	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価 (B)
施策(Ⅰ)	社会の変化に対応した幼児教育の推進	

【施策の達成状況】

目標	目まぐるしく変化する社会の中で、たくましく生き抜く力の基礎を育む幼児教育を推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○各幼稚園・こども園での意図的・計画的な集団教育の確保についての保護者評価	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○意図的・計画的な集団教育の確保について、「満足している」の保護者評価の取得(70%)	意図的・計画的な集団教育の確保について、「満足している」の保護者評価の取得 77.4%
	○園外の研修会への参加回数	○園外の研修会への参加回数 (全職員1回以上)	○園外の研修会への参加回数 (全職員1回以上)	○園外の研修会への参加回数 (全職員1回以上) 69%
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
達成状況				
小施策	① 主体性を育む教育課程の編成 ② 幼児一人ひとりの発達と理解に基づいた教育活動の展開 ③ 体験を重視した教育活動 ④ 言葉による思いの伝え合いを重視した教育活動 ⑤ 幼稚園教員の資質向上を目指した研修の推進			
	○ ○ ○ ○ ○			

【主な取り組みの成果と課題】

① 主体性を育む教育課程の編成 【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、幼児の理解に努め、実態に即した教育課程の編成及び教育保育が実践できるように、適宜、カリキュラムの見直しを図る。 また、接続期カリキュラムを適宜見直し、小学校への円滑な接続に向け、更に連携を深めていく必要がある。	幼児理解を深める職員間の対話を重ねていくことに努めてきたことで、幼児主体の教育内容を再考していくことが増えた。 また、園のカリキュラムと併せて接続期カリキュラムを活用していくことで、幼保小の接続期を見通した教育課程の編成・実施ができた。	引き続き、幼児主体の教育に取り組み、組織的・発展的な指導計画の作成・実施を行い、教育課程の編成を図る。

② 幼児一人ひとりの発達と理解に基づいた教育活動の展開 【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
次年度も幼稚園は少人数になることから、近隣の小学校や保育施設等との意図的・計画的な交流を行うことで、集団での成長を保證できるよう努める。また、幼児一人ひとりの発達を促すための環境や援助について理解を深める必要がある。	幼稚園において、近隣の幼児教育施設と積極的な交流を実施し、集団の中で育みたい心身の発達を促すことに努めた。 園内研究を通して、幼児理解や、環境・援助のあり方についての学びや理解を深め実践していくことで、実態に即した教育を進めていくことができた。	幼稚園は今年度の取り組みを活かし、近隣の教育施設(私立園・公立園・小学校)との連携を図り、意図的・計画的な教育を進め、心身の発達を促していく。また、園内外の研修での学びや職員間の対話を通して、幼児一人ひとりの発達と理解を深め、教育の質の向上を図る。

③ 体験を重視した教育活動【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
次年度も、様々な人との関わりや実体験ができるよう、計画的に実践をしていく必要がある。	園内外行事での多様な人との関わりや、自然体験、食育体験などを通して、物事への関心を高めると共に、人と関わる楽しさを味わわせることができた。	直接的・具体的な体験を通して、資質・能力を育む教育内容を計画的に実施し、心身の発達を促していく。

④ 言葉による思いの伝え合いを重視した教育活動【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
感性や表現力の育ちを促すツールの一つとして引き続き絵本の読み聞かせ等を取り上げ、感じたことを表現したり思いを伝え合う楽しさを味わったりできるように努める必要がある。	日々の生活や活動の中で、相手の話を聞いたり、自分の思いを伝えたりする体験を通して、自分から言葉で思いを伝えようとする内面の育ちや伝える言葉の獲得を育ててきた。その結果、言葉で伝えようとしたり、言葉で伝えるに難しい場合は、身振りや物を用いたりして、自ら伝える姿と相手の話への関心を抱き思いを伝え合いながら、活動に取り組む姿への変容につなげることができた。	主体的・対話的な教育内容を実施し、言葉による思いの伝え合いを継続的に経験できるようにしていく。

⑤ 幼稚園教員の資質向上を目指した研修の推進【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
研修で学んだことをどのように生かしたか、どのような力を育むことにつながっているかなどを振り返ったり、意識して週日案に記録したりすることで、翌日からの保育につなげる必要がある。	多くの施設で、研修への積極的な参加ができたが、日々の教育・保育運営を考慮し、各施設の参加者数には違いが生じた。しかし、研修参加者が研修で学んだことを職員にも報告をしていくことで、学びを共有し、自身の教育につなげていくことができた。	引き続き、研修での学びを教育内容につなげ、継続的な資質の向上を図る。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 2/45
基本方針Ⅰ	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価 (B)
施策(2)	「健康な心と体」を育てる教育の推進	

【施策の達成状況】

目標	健康な心と体を育む体験と教育の充実を図ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○健康教育・食育教育の実施率	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○健康教育・食育について、保健師・栄養士・看護師・学校養護教諭等、専門職の協力を得ながら実施(各施設 月1回以上の実施80%以上)	○健康教育・食育について、保健師・栄養士・看護師・学校養護教諭等専門職の協力を得ながら(各施設月1回以上の実施)70%
	○人権教育研修の実施回数	○自園の人権教育研修の実施回数(1回)	○自園の人権教育研修の実施回数(3回以上)	○自園の人権教育研修の実施回数(3回)
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
達成状況				
小施策	①健康な心と体を育む身体活動の推進 ②自他を思いやり、命を大切にする人権教育の充実 ③自分の健康に対する意識をもたせる健康教育の充実			○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 健康な心と体を育む身体活動の推進 【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
今後も多様な動きやルールのある遊びを十分に経験できるような環境(物、人、時間)を工夫し、健康な心と体を育めるように努める必要がある。	研修や園内研究で学んだことを取り入れた、教材や環境の工夫を図ってきたことで、幼児が自発的に体を動かす姿が増えた。	「幼児期運動指針 36の動き」を活用し、育みたい多様な動きにつながる環境作りや計画的な取り組みをしていく。

② 自他を思いやり、命を大切にする人権教育の充実 【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
幼児については、具体例を示しながら、自分や他者の気持ちを理解しやすい内容や方法を工夫していく必要がある。 職員については、定期的に研修を行うとともに、日々の保育を振り返る時間の確保に努める。併せて、施設長との面談を実施し、人権を意識した教育内容の把握に努める必要がある。	日々の生活や遊びの中で幼児が他者の気持ちに触れ、折り合いをつけていく経験を積み重ねられるよう、教師の援助のあり方について、日々の振り返りや職員間の対話を通して探った。また、人権に関する絵本や紙芝居を取り入れたり、伝える言葉の工夫をしたりして、幼児への人権教育を積み重ねることができた。 職員に対しては、幼児の人権への意識を高めるために、会議を活用して全体に伝えることと、個別面談を通して、幼児の人権を尊重した教育のあり方について共通理解を図ることに努めてきた。	引き続き職員は、人権理解に努め、幼児への関わり方や環境のあり方を適宜工夫していく。また、園で取り組んでいる人権教育について、保護者にも伝え、保護者との連携を図る。

③自分の健康に対する意識をもたせる健康教育の充実【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
今後は、丈夫な体づくりに対する幼児の意識を高めていくため、保健師・栄養士・看護師・学校養護教諭等、専門職の協力も得ながら月に1回以上の健康教育または食育を実施をしていく必要がある。	幼稚園において、専門職の協力を得ながら、健康教育・食育を実施し、その後の生活につなげていくことで、幼児が自分の健康への関心をもつことができた。また、継続的に健康教育、食育を実施していくことで、必要な生活習慣を身に付けていく意識や態度につながった。	引き続き、専門職の協力を得ながら、継続的に健康教育・食育を実施していく。また、家庭と連携して健康教育の充実を図る。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 3/45
基本方針Ⅰ	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価 (B)
施策(3)	幼児の安全・安心を守る教育の推進	

【施策の達成状況】

目標	幼児が安全・安心な園生活を過ごすための安全教育の充実に向けて取り組みます。				
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	
	○警察署や消防署、近隣学校や近隣施設と連携した避難訓練の実施	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○警察署や消防署、近隣学校や近隣施設と連携した避難訓練を実施している幼稚園・こども園の割合(100%)	○警察署や消防署と連携した避難訓練を実施した園の割合100% 近隣学校や近隣施設と連携した避難訓練を実施した園の割合70%	
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
				達成状況	
小施策	① 安全教育の推進 ② 安全管理の推進				○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 安全教育の推進【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
緊急時に適切な行動がとれるよう、様々な状況を想定した訓練の計画や安全計画・マニュアルの見直しを行う。各近隣小(中)学校との合同訓練が実施できるよう、年間計画に組み入れていく必要がある。	様々な災害や状況を想定した避難訓練を、各園で計画し実施した。状況に応じた避難方法を共通理解したり、保育者が的確な指示を出したりできるようになった。 近隣学校との避難訓練を年間計画に組み入れたことで、実際の避難経路や避難方法について検討・確認をすることができた。	今後も様々な災害や状況等、非常事態が予想されるため、避難訓練の計画を立てるとともに、避難方法や避難経路等についてのマニュアルの見直しを行っていく。 近隣学校や近隣施設との連携を図れるように、未実施だった施設も避難訓練の計画を立てる必要がある。

② 安全管理の推進【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
幼児自身が危険を予知したり安全な行動をとったりできるよう、交通安全教室に加え、登降園時や園外保育時の実地指導の回数を増やし、幼児自身が経験を重ねられるようにしていく必要がある。	交通安全教室のみでなく、登降園時の交通安全指導や実地指導の回数を増やしたことで、幼児自身が交通ルールを理解し、守ろうとする姿が増えた。	自転車や車を利用した登降園をする家庭が増えており、保護者の交通ルールへの意識の低下が見られる。園における幼児への指導に加え、保護者への指導や啓発も行っていく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 4/45
基本方針Ⅰ	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価 (B)
施策(4)	特別支援教育の推進	

【施策の達成状況】

目標	支援を必要とする幼児一人ひとりに応じた特別支援教育を推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○支援員研修における支援 担当職員の参加の割合	○成果指標を令和5年 度設定のため、基準値 なし	○支援員研修への支 援担当職員の参加の 割合 (100%)	○支援員研修への支 援担当者の参加割合 (95.38%)
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
				達成状況
小施策	① 特別支援教育の更なる充実 ② 関係機関との連携と研修体制の充実			
	○ ○			

【主な取り組みの成果と課題】

① 特別支援教育の更なる充実 【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
支援担当職員及びその学級担任が研修に参加することで、特別な支援を必要とする幼児への保育の向上が図れるよう、引き続き特別支援教育に関する研修に取り組む。また、関係機関との連携を図り、特別支援学校における支援の様子の見学や研修会への参加をする必要がある。	年3回の支援員研修では、研修受講者に事前にアンケートを取ったことで、研修で学びたいことや疑問などが明確となり、充実した研修の内容となった。 支援員研修 年間3回 参加人数 62名 (支援担当職員65名中参加62名 95.38%) 幼保特別支援研修 実施回数 年2回 参加人数 87名	引き続き、支援員研修を継続していき、学んだことや今後の取り組みについて、各施設や学級で共通理解が図れるようにする。また、ひまわり発達相談センターやあじさい療育支援センター等主催の研修に積極的に参加するよう働きかけ、職員の資質向上につなげていく。

② 関係機関との連携と研修体制の充実 【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
教育・保育体制の充実を図るため、引き続き、臨床心理士と指導主事の施設訪問及び研修に取り組む必要がある。 また、直接幼児の保育を行う担任等の不安や疑問に応え、寄り添える内容となるように教職員の質の向上に取り組む必要がある。	個別に支援を要する幼児及び、その幼児が在籍する学級全体が共に育つ教育・保育が行われるように、臨床心理士と特別支援担当職員が訪問し、指導助言を行った。支援を要する幼児については、多様な角度から幼児を捉えることができ、理解が深まった。また、支援を要する幼児を含めた学級経営や保育環境、職員同士の連携等について、具体的な手立てや援助に繋げることができた。 訪問件数 25件	各施設のニーズに合わせて臨床心理士と特別支援担当職員が訪問し、保育の場に活かしていけるよう指導助言し、支援を要する幼児とその学級の幼児が共に育ち合えるような教育・保育の推進に努める。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 5/45
基本方針Ⅰ	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価 (B)
施策(5)	幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進	

【施策の達成状況】

目標	幼稚園・保育所・こども園と小学校が連携を図りながら、なめらかな接続に向けて取り組んでいきます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○各小学校区における互いの研究保育・研究授業の参観回数	○各小学校区における互いに研究授業等の参観を行っている地域2地域	○各小学校区における互いに研究授業等の参観を行っている地域16地域 年2回以上実施	各小学校区における互いに研究授業等の参観を行った地域9地域 年2回以上実施
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)

		達成状況
小施策	① 幼児教育と小学校教育の円滑な接続	○

【主な取り組みの成果と課題】

① 幼児教育と小学校教育の円滑な接続 【こども保育課・指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、習志野市接続期カリキュラムを活用しながら、幼児の育ちと互いの教育内容の理解に努める。併せて、より滑らかな接続となるよう、習志野市接続期カリキュラムの見直しを進める必要がある。	研修会の講話の中で、モデル地域の先進事例を通して、幼児教育と小学校教育の接続のあり方を学んだことや、研究保育や研究授業の参観を通して、幼児期と就学後の教育内容に連続性を見出し、職員同士が理解を深めていくことができた。また、各施設、接続期カリキュラムを活用し、教育課程の編成・実施を行っており、円滑な接続への取り組みに努めていくことができた。	令和7年度は、全地区で事例を作成・共有し、接続期カリキュラムを活用した教育内容の充実を図る。年間計画に互いの研究授業の参観を取り入れ、円滑な接続となる教育内容の理解を深め、職員の連携・協働につなげていく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 6/45
基本方針2	子育て・子育て支援の充実	評価 (B)
施策(Ⅰ)	多様なニーズに対応した子育て支援の推進	

【施策の達成状況】

目 標	安全・安心な子育て支援の充実と地域の子どもの心身の健全な育成を目指します。				
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	
	○自園開放及び園庭開放の実施回数 ○地域の方の育児相談に応じた施設の割合	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし ○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○自園開放及び園庭開放を年間170日以上実施した施設の割合(100%) ○自園開放や子育て、ふれあい広場にて、育児相談等に応じた施設の割合(100%)	○自園開放及び園庭開放を年間170日以上実施した施設の割合(90%) ○自園開放や子育て、ふれあい広場にて、育児相談等に応じた施設の割合(60%)	
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
				達成状況	
小施策	① 家庭・地域での子育て支援の推進 ② 預かり保育の内容の充実				△ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 家庭・地域での子育て支援の推進【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
園庭開放や自園開放の回数を増やし、地域の親子が自然にふれあえる場にするとともに、情報発信や教育相談に応じる等、地域の子育て支援の場となるよう努める必要がある。	年間6回の子育てふれあい広場や、園庭開放・自園開放時に職員が関わり、保護者の相談に応じたり、こどもの育ち等についての情報発信に努めたりしたことで、施設の雰囲気を感じながら、親子で安心して楽しめる場になった。	引き続き、子育てふれあい広場や園庭開放を実施する中で、保護者とも積極的に関わり、相談しやすい雰囲気作りに努める。

② 預かり保育の内容の充実【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
遊具の精選や教材の工夫、保育内容等を吟味し、預かり保育の充実を図る。	ゆったりと落ち着いた家庭的な雰囲気の中で、じっくりと集中して遊べる教材を工夫するとともに、長期休業中の預かり保育の実施では、こどもの体力等に配慮し、活動内容や一日の流れの検討を行った。幼児が楽しく過ごす保育を実施できたことで、保護者の安心感に結び付けることができた。	引き続き、預かり保育の内容と教材の充実を図る。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 7/45
基本方針2	子育て・子育て支援の充実	評価 (B)
施策(2)	家庭・地域との連携の強化	

【施策の達成状況】

目標	保護者や地域の方々に信頼される幼稚園・こども園づくりに取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○各幼稚園・こども園の評価指数の平均値 2018年度末と2025年度末の比較指標の求め方:各幼稚園・こども園の学校評価指数(職員による自己評価と保護者によるアンケート評価)	○保護者・地域との連携についての項目について、全施設平均評価「満足している」の取得(67.4%)	○保護者・地域との連携についての項目について、全施設平均評価「満足している」の取得(80%)	保護者・地域との連携についての項目について、全施設平均評価「満足している」の取得(72.7%)
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
				達成状況
小施策	① 地域に根ざした園づくりの推進			
				○

【主な取り組みの成果と課題】

① 地域に根ざした園づくりの推進 【こども保育課】

令和5年度から見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
園教育の理解につながるよう、その日の活動や幼児の姿、教育活動等について、掲示や手紙の他に保護者連絡アプリを活用していく必要がある。	日々の活動内容や幼児の姿を保護者連絡アプリで発信する回数を増やした。また、写真を多く取り入れることで、教育内容が伝わりやすくなり、保護者の信頼や理解を得ることにつながった。 地域行事への参加は、園の教育内容を伝える場となり、地域に根ざした園をつくる一助となった。	保護者連絡アプリを活用して、より保護者に伝わりやすい発信の工夫(内容や回数)をし保護者に園教育の理解を図っていく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 8/45
基本方針3	信頼を築く習志野教育の進展	評価 (B)
施策(Ⅰ)	いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展	

【施策の達成状況】

目標	いじめ・不登校の未然防止、解消を目指した「心の通う教育」を推進していきます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○不登校児童生徒数の割合	○不登校児童生徒数の割合 小学校(0.72%以下) 中学校(3.07%以下)	○不登校児童生徒数の割合 小学校(0.2%以下) 中学校(2.0%以下)	○R7年2月末現在 小学校(2.27%) 中学校(6.71%)
	○いじめアンケートの全市集計	○いじめアンケート実施人数に占める、未解決人数の割合 小学校(7.5%以下) 中学校(0.6%以下)	○いじめアンケート実施人数に占める、未解決人数の割合 小学校(3.0%以下) 中学校(0.5%以下)	○2学期いじめアンケート実施に占める、未解決人数の割合 小学校(3.0%) 中学校(1.0%) ※アンケート実施人数 小学校:8896人 中学校:4073人
	○校内適応指導教室(校内教育支援センター)の全校設置	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○校内適応指導教室(校内教育支援センター)の小中学校への設置の割合 小中学校(100%)	○R6年度の設置の割合 小学校(62.5%) 中学校(100%) 小中学校(73.9%)
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
				達成状況
小施策	① 生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」の推進 ② 計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制の充実 ③ 習志野市いじめ防止基本方針に基づく施策の展開			○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」の推進【指導課・総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
教育支援センター的機能をより充実させるため、各学校の教育計画に適応指導教室「フレンドあいあい」を位置づけ、より教育課程に寄った指導の方向性を研究していく必要がある。	適応指導教室「フレンドあいあい」では、今年度から児童生徒自身が学びたい学習を選択し、午前と午後1時間ずつ集中して学習に取り組むようにした。3学期には毎日10名以上が通室するようになったり、学校でテストを受けられるようになったりするなど、自身で成長を感じ、自信をもたせることができた。	教育支援センター的機能をより充実させるため、各学校の教育計画に位置づけるだけでなく、在籍校との連携により教育課程に寄った指導の方向性を共有する。

② 計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制の充実【指導課・総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
公民館等を利用したアウトリーチ型の支援を「あいあい広場」として開催する。継続的な取り組みにすることで、より多くの不登校児童生徒及び保護者支援の場としていく。また、全保護者や教職員を対象にしたセミナーを実施し、子供たちへの対応理解の場を設ける。 令和6年度に不登校支援基本方針を定める。 また、校内適応指導教室（校内教育支援センター）の全校設置に向けて、さらに教育相談員の増員を目指す。	不登校児童生徒とその保護者を対象に、市内公民館等を利用した出張適応指導教室「あいあい広場」を開催した。特に、東習志野地区から離れた地域での開催では、適応指導教室「フレンドあいあい」を利用していない児童生徒とその保護者が参加することができた。 また、不登校児童生徒をもつ保護者を対象に、子供への対応法についてのセミナーを開催した。保護者同士の交流の場にもなり、有意義な事業となった。 令和6年度、習志野市不登校支援基本方針を策定した。また、校内適応指導教室（校内教育支援センター）については新たに小学校2校に設置し、教育相談員を2名増員した。	公民館等を利用したアウトリーチ型の支援「あいあい広場」を継続して開催する。さらに、より多くの不登校児童生徒及び保護者支援の場とするため、開催場所や実施方法について検討する。 また、不登校児童生徒の支援を目的として保護者を対象にした支援セミナーを開催する。 令和7年度においては、校内適応指導教室（校内教育支援センター）の全校設置に向けて、さらに教育相談員の増員を目指す。

③ 習志野市いじめ防止基本方針に基づく施策の展開【指導課・総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
通称「習志野子どもホットライン」として周知を図っていく。また、導入時において、しっかりと考え、教材に向き合える時間を設定するとともに、提示教材の見直しを行っていく。さらに、対象学年の拡大について研究を進めていく必要がある。 市のいじめ防止基本方針改定に合わせて、各学校のいじめ防止基本方針の見直しを行い、方針に基づいて組織的な体制づくりを行うよう周知徹底を図る。弁護士によるいじめ防止授業は来年度以降も継続し、市内全校で実施していく必要がある。	相談窓口パンフレットにメール相談についての案内を記載し、児童生徒、保護者への周知を図った。 また、公民館や図書館等、市の施設にもパンフレットを置き、幅広い周知に努めた。 各学校においては、脱いじめ傍観者教育やSOSの出し方教育を実施した。匿名メール相談は、小学校5年生から中学校3年生までを対象に導入しており、相談件数は昨年度よりも増加している。メール相談の体制として指導主事、教育相談員、心理士を含めたチームであったり、迅速な対応及び学校との連携ができた。 市のいじめ防止基本方針改定に合わせて、令和6年4月からは、各学校においていじめ防止基本方針を修正し、各学校のホームページに公表している。弁護士によるいじめ防止授業は、小学校7校、中学校3校で実施し、法に基づくいじめの定義やいじめを見かけた場合の対応や相談方法について児童生徒に分かりやすく伝えることができた。	相談したいときにいつでも相談できる利点を児童生徒に啓発する。また、相談に対応する担当者が適切なアドバイスや解決策を提供できるよう教職員のスキルアップを図る。 対象学年については、これまでの受理件数等を分析し、検討する。 各学校のいじめ防止基本方針に、いじめかどうか判断が難しい場合等は警察に相談・通報することを明記するよう周知している。次年度は、このことがしっかりと反映されているかどうか確認する必要がある。いじめ防止授業は、まだ行っていない学校が小学校7校、中学校3校あるため、計画的に実施していく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 9/45
基本方針3	信頼を築く習志野教育の進展	評価 (A)
施策(2)	特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展	

【施策の達成状況】

目標	障がいのある子ども一人ひとりに配慮した特別支援教育に取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○特別支援教育コーディネーター及び特別支援教育担当教員の特別支援教育関連研修の参加率及び校内での情報伝達状況	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○研修参加率(100%)	○研修参加率(96%)
	○特別支援学級数と支援員配置数の差	○特別支援学級数(62学級) 支援員配置数(39人) 差(-23人)	○配置不足数を0人にする。	○不足数0 学校配置23校 学級配置14校 個人配置 6人
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
	○特別支援教育支援員の適切な配置	○特別支援支援員配置要領に基づいて支援員を配置し、不足数0にする。支援員を配置する。学校配置(23校)、学級配置(知的設置校14校)、個人配置(6人)		○不足数0
達成状況				
小施策	① 特別支援教育の充実 ② 就学に係る校内委員会等の機能の充実 ③ 発達障がいなどに対する支援の推進 ④ 特別支援教育の理解啓発のための研修の充実 ⑤ 支援員の適切な配置			
	○ ○ ◎ ◎ ◎			

【主な取り組みの成果と課題】

① 特別支援教育の充実 【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
自閉症・情緒障がい特別支援学級の運営や人材の育成について、今後も継続して研修や要請訪問を行い、担当者の専門性向上を図る。 知的障がい特別支援学級の整備について、学区を越えて通学している児童・生徒がおり、整備拡充に向けて調査・研究を進めていく必要がある。	自閉症・情緒障がい特別支援学級の運営や人材の育成について、学校訪問や指導法研修等を実施し、担当者の専門性向上を図った。 知的障がい特別支援学級の整備拡充に向けて、設置校の検討、人材の育成等、継続して準備を進めていく。	自閉症・情緒障がい特別支援学級の運営や人材の育成について、学校訪問、指導法研修、文書発出等により、引き続き専門性の向上を図る。 知的障がい特別支援学級、及び発達障害に関する通級指導教室の整備拡充に向けて、設置校の検討、人材の育成等、継続して準備を進めていく。

② 就学に係る校内委員会等の機能の充実【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
協議会への管理職の参加が少ない。年間で1回以上参加するよう要請していく。教職員の特別支援教育に関する専門性向上のため、協議会の内容を校内支援委員会等で共有するよう指導する。特別支援教育に関する研修・学校訪問の際に、各校の訪問から把握した共通する課題や好事例について周知する。	特別支援教育コーディネーターに管理職を含めることや、協議会へ管理職が参加することを継続して求めてきた。各校において、巡回訪問やアドバイザー派遣に関する協議会への管理職の参加や、その後の校内における情報共有がされることで、各校特別支援を要する児童・生徒の様子について管理職を含め多くの職員が把握している状況が、様々なやりとりの中で見えてきた。	協議会で、十分に検討して支援を進めていくことが今後の課題となる。他校の取り組みをそのまま実践するのではなく、対象となる児童生徒の教育的ニーズに合わせて、適切な支援を行っていくことが大切である。支援の方法については校内支援委員会等で十分検討し、組織で対応していくことも併せて各学校へ指導していく。

③ 発達障がいなどに対する支援の推進【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
「合理的配慮の提供」や「個別の教育支援計画の作成」について理解が進んでいるが、実態に合わせた見直しは今後の課題となる。形式的なものではなく、支援の内容や厚みを持たせる部分について実態に応じて検討するよう指導していく。	研修や学校訪問を通して、障がい特性及び具体的な支援の手立てについて教職員へ指導を行った。特別支援学級担任・通級指導教室担当者以外の職員も、研修及び学校訪問等を通して、個別の教育支援計画の作成目的の理解と活用を進めることができた。	個別の教育支援計画の作成と活用について理解が深まってきている。一方で、児童生徒の不得意な面に対しての対処に偏って、指導支援の手立てを考える傾向にある。得意な面についても目を向けながら、指導支援の手立てを考えることができるように指導していく。

④ 特別支援教育の理解啓発のための研修の充実【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
継続して各校のニーズに合わせた研修を充実させていく。さらに、研修が校内で共有されていくように特別支援教育コーディネーター研修などの中に校内研修の企画・運営方法についての内容を取り入れていく。	特別支援学級担任・通級指導教室担当者以外の職員を対象とした研修や、要請のあった学校に訪問し研修を行うことで、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害の特性及び具体的な支援の手立てについて指導し、教職員の特別支援教育に関する専門性を向上することができた。また、アセスメント研修を実施し、各校で適切に児童生徒の実態把握ができるような視点をもたせている。	指導法研修等の各種特別支援教育に関する研修の他、心理発達相談員を伴う巡回訪問等で積極的に学校を訪問し、具体的な事例や指導支援の手立てを示しながら、特別支援教育の理解啓発に努めていく。

⑤ 支援員の適切な配置【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
各学校において特別支援教育支援員の増員を求める声が高まっている。人員の確保に努めるとともに、配置基準の見直し、適切な支援員の配置の検討と、各校での支援員の適切な活用についても指導していく。	各学校に学校配置支援員1名、知的学級設置校にさらに加配で1名、肢体不自由者等介助が必要な児童生徒に対してそれぞれ1名の特別支援教育支援員を配置した。また、4月と1月にそれぞれ特別支援教育支援員を対象として障害特性の理解と支援の手立て、教職員との連携などについて研修を実施し、特別支援教育に関する専門性の向上に努めることができた。	各学校の状況及び、市全体のバランスを見ながら適切に支援員を配置していく。各校の教職員の声も聴きながら、特別支援教育支援員がより効果的に児童生徒に支援ができるよう、研修の充実に努める。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 10/45
基本方針3	信頼を築く習志野教育の進展	評価
施策(3)	教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展	(B)

【施策の達成状況】

目標	子どもの「生きる力」を育むためには、学校の教育力の充実が欠かせません。その中核を担う教職員の資質・指導力の一層の向上を図るため、総合教育センターにおける教職員研修をさらに充実していきます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	新規「教育スキルアップ研修」におけるアンケート「今後の教育活動に活用できますか」での期待度	成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	期待度(95%以上)	100%
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
				達成状況
小施策	① 教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実 ② 教職現場の課題やニーズに対応した実践的な研修の推進			○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実【総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
次年度の第1回と第2回初期層教職員研修は全員参集でプラッツ習志野市民ホールで実施する。新規の「教育スキルアップ研修」と連携実施とする。第2回は一日開催とし、午前は「教育スキルアップ研修」で全員参集、午後は「出前あすなろ塾」との連携研修とし、ハイブリッド型で実施する必要がある。 次年度は、ICTマイスター4期生の育成を図る。さらに、校内において、既に認証したICTマイスターの活躍の場を広げていく必要がある。	第1回初期層教職員研修においては、「学校で起こる諸問題への対応」について専門的な知識や実際の対応について学び、第2回初期層教職員研修においては、午前中に「価値観の違いを埋めるコミュニケーションスキル」についての講義、午後には「保護者との関係づくり～生徒指導・保護者対応のケースの演習～」と「教材研究と問い」を題材にワークショップ的な課題に取り組み、実践力を高めることができた。 センター研究会においては、情報モラル教育や情報リテラシー、著作権等について学び、各学校にて伝達研修を実施し、ICTマイスター4期生の育成を行った。 また、各教科におけるICTの活用を各マイスターの実践に基づいて市内各校の教科主任へ講義形式の研修を実施した。教科ごとにICT活用例を紹介したことで、今までにない視点で学習を進められることを学び、教育現場におけるICTの活用の幅が広がった。	次年度は初期層教職員を対象とした教育スキルアップ研修において、第1回に「生涯を通じた教育の実践について」、第2回に「教科の専門的な指導方法について」学びを深めていく。特に、第2回においては、塾講師を研修講師として招き、教科の学びについて学校現場に落とした指導方法の在り方について探っていく。また、「あすなろ塾」を活用し、より実践的な取り組みについても学ぶ。 ICTマイスター事業は次年度以降も継続して実施する予定であり、従来の授業における活用だけでなく、校内支援や環境整備といったICTの全体的な活用においてもICTマイスターが力を発揮できるよう、研修で学ぶ角度を広げ、オンデマンドでも学べるよう、研修の幅を広げていく。また、ICTマイスターが授業支援システムを活用した授業の提案者として、外部に発信していくなどの活動にも挑戦していく。

② 教職現場の課題やニーズに対応した実践的な研修の推進【総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
年度当初の校長会議、教頭会議で、「教育スキルアップ研修」と「出前あすなろ塾」の詳細と募集について、議題として扱い、市内各校に依頼する。教育研究研修の講師を退職校長会に依頼し、研究に長けた退職校長に指導を依頼する。両研修の実践記録と報告書は、市内共有サーバーX(エックス)にて配信し、市内各校への周知していく必要がある。	教育研究研修、及び教育研究論文・実践報告に退職校長会より研究に精通した講師を依頼、派遣していただいたことで、研究の見通しを研究生に丁寧に伝えることができた。また、研究の進め方についても指導いただいたことで、より実践的な研究を行うことができた。合わせて、教科担当の指導主事が助言を行ったことで、研究に厚みを持たせることができた。研究の成果物は市内共有サーバーW(Xより変更)にて配信し、市内各校への周知を行った。	年度当初の校長会議、教頭会議で、「教育スキルアップ研修」と「出前あすなろ塾」の詳細と募集について議題として扱うとともに、市内各校にさらなる周知を図る。また、講師については、研究に長けた退職校長会に依頼する。さらに、両研修の実践記録と報告書は、市内共有サーバーW(Xより変更)にて配信し、市内各校への周知を継続する。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 11/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価 (B)
施策(Ⅰ)	確かな学力を保障する教育の推進	

【施策の達成状況】

目標	教職員の指導力を高め、一人ひとりの児童生徒に「確かな学力」を身に付け、学力向上を図る教育を推進します。		
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
	○全国学力・学習状況調査の結果から、習志野市と全国の平均正答率との比較	○令和元年度 ※調査項目が変更になったため (小6) 国語66%(+2.2) 算数69%(+2.4) (中3) 国語75%(+2.2) 算数60%(+0.2)	○全国比 (+5.0) ※全国1位の県が全国平均より、およそ5ポイント高いため、全国比+5.0ポイントとしている。
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)	
	②学校における教育の情報化の実態に関する調査・ICT活用の割合	○教育プラットフォームの活用について、児童生徒1人当たり1週間の活用回数が3回以上	
			実績値(令和6年度) 市平均で1.9回
			達成状況
小施策	① 個に応じた指導の充実 ② 指導と評価の一体化 ③ 児童生徒の学力の分析と指導方法の改善 ④ 緊急時における学びの保障		
	○		
	○		
	○		
	○		

【主な取り組みの成果と課題】

① 個に応じた指導の充実【総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
AI型デジタルドリルの更なる活用を推進していく必要がある。	学校訪問の際、AI型デジタルドリルの積極的な活用を促すようにした他、教科指導に有効な機能について、教職員に周知を行った。 また、活用調査を実施し、前年度よりも活用数が増えた。	昨年度に比べ、AI型デジタルドリルの活用方法が周知されたため、活用回数が増えた。更なる活用を推進するため、計画的に調査・分析を行う。また、具体的な活用例を周知していく。

② 指導と評価の一体化【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
「指導と評価の一体化が図られた授業」については、令和6年度指導重点事項の学習指導の第一に掲げた。今後は、学校訪問や要請訪問等で、どの教科でも意識して「指導と評価の一体化」が図られた授業とはどのようなものなのか、意識すべき点は何かを指導主事が指導・助言をしていくようにし、授業改善を図るよう促していく必要がある。	学校訪問や要請訪問における指導案検討の際には、どの指導がどの評価と一致しているのか確認し、指導案を練り上げていった。また、授業を参観した後の協議会では、指導と評価を意識し授業展開が図られたかどうか振り返り、改善点がある場合は、指導主事が授業者に伝えるようにした。	指導と評価の一体化を意識し、指導案に記載することはできてきているが、実際の授業時にそれが行われているかどうかについては課題が残る。そのため、次年度は、指導案検討の際に、授業のどの場面で指導と評価がリンクしているのか確認したうえで授業を行うよう指導主事が授業者に促していく必要がある。

③ 児童生徒の学力の分析と指導方法の改善【総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
令和5年度全国学力・学習状況調査の結果を分析し、「今後の授業改善の視点」を3点示した「ならしの学力向上プラン」を活用し、指導改善に努めていくことを各校に伝えていく。その際、すべてのキャリアステージにおける授業改善につながることを目的に「発問・板書・ノート指導」について、具体的ポイントをまとめた、「学力向上につながる取り組み&授業改善ポイント」を作成し、市内各校へ周知していく必要がある。また自校の学力向上に向けた共通理解の場を作るよう依頼していく必要がある。	「学力向上につながる取り組みの確認&授業改善ポイント例」を作成し、各学校へ配付した。また、文書データを市内共有サーバ「総合教育センター(X:)」にて配信し、学力向上の全校的な取り組みに幅広く活用できるようにした。 令和6年度全国学力・学習状況調査の結果を分析し、「ならしの学力向上プラン」を作成した。令和7年度初めに周知して指導改善につなげる。 合同訪問等、指導・助言の機会を通して、より直接的に活用を働きかけるとともに、学校内全体で共有していくように促した。その結果、校内研修等で活用する学校が多くなった	令和7年度全国学力・学習状況調査の結果を分析し、「ならしの学力向上プラン」の作成を継続する。習志野市全体及び各学校ごとの課題を明確にして、具体的な改善方法を検討するとともに対策に取り組む。また、「学力向上につながる取り組みの確認&授業改善ポイント例」を再度、市内各校へ周知していく。

④ 緊急時における学びの保障【総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
整えた環境を活かし、緊急時であっても児童生徒の学びが止まらないよう、普段からタブレット端末の活用方法について指導していく必要がある。	登校が難しい児童生徒からオンライン授業のニーズがあった場合、各学校にて対応できる環境を整えた。また、自宅にネットワーク環境がない家庭には、Wi-Fiルータを継続して活用できるよう貸出を行った。また、休校等の緊急時であってもGIGA端末を用いてオンライン授業が行える環境を整えることができた。	現状の整えた環境を継続しつつ、NEXTGIGAスクール構想に向けた対策を検討する。また、緊急時の対応についても児童生徒の学びが止まらないよう、日常的なタブレット端末の活用状況を把握する。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 12/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価 (B)
施策(2)	豊かな心を育む教育の一層の推進	

【施策の達成状況】

目標	子どもが感動する豊かな体験活動を大切にし、道徳性や社会性を育成する「心の教育」に取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○児童生徒アンケートにおける体験学習に対する満足度	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○第6学年児童(85%)満足度を維持 ・第4,5学年児童(85%) ・中2生徒(85%)	○セカンドスクール満足度 ・第6学年児童 100% ・第4,5学年児童 99%
	○全学級が道徳科授業を公開している学校数	○道徳科の授業の年1回以上の授業公開をする。(23校)	○全学級が道徳科授業を公開している学校数(23校)	○すべての学校で、全学級が道徳科の授業を公開している(23校)。
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
達成状況				
小施策	① 豊かな体験活動の充実 ② 学校、家庭、地域と連携した道徳教育の充実 ③ 学校人権教育の充実 ④ 豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進			
	○ ○ ○ ○			

【主な取り組みの成果と課題】

① 豊かな体験活動の充実【指導課・鹿野山少年自然の家】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
鹿野山の1泊2日での実施の検証をしていく。同時に、自然体験学習検討委員会において、今後の宿泊自然体験学習の在り方や、新たな体験学習の場所と開拓等を行い、令和7年度の試行に向けた準備を行う必要がある。	6年生の鹿野山セカンドスクールを1泊2日で実施したが、大きな問題もなく、1泊2日でも児童も満足感を得られる体験活動となった。 自然体験学習検討委員会において、今後の宿泊自然体験学習の方向性について検討し、令和7年度には市内小学校2校が富士吉田青年の家での検証実施を決定した。	令和7年度に試行実施する小学校2校の実施後、その様子を踏まえ、今後の宿泊自然体験学習の実施場所を検討していく必要がある。また、実施日数や対象学年についても考えていきたい。自然体験学習検討委員会にて今後の方向性を固めていく。

② 学校、家庭、地域と連携した道徳教育の充実【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
学校から家庭や地域に対して、道徳教育についての取り組みを発信するとともに、ゲストティーチャー等の取り組みを進めるために、家庭や地域の人材発掘を進めていく必要がある。	市内全ての小・中学校において、全ての学級で授業参観等の機会を通じて道徳科の授業を公開した。多くの保護者や学校運営協議会委員の方に参観していただき、取り組みの発信につながった。	引き続き、授業参観等の機会を活用するとともに、学校だよりやホームページなどでも道徳の取り組みの様子を積極的に発信していく。また、家庭や地域の人材発掘をより推進していく必要がある。

③ 学校人権教育の充実【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
人権への児童生徒の理解を深められるよう人権作文コンテスト、人権ポスター、人権標語コンテスト、人権教室などを活用しながら、さまざまな人権課題を理解する必要がある。	障がい者当事者をゲストティーチャーとした講演会や車いす等の体験活動に取り組んだ。多様な立場から人権課題について考える取り組みを充実させ、理解を深めることができた。また、人権に関する各種取組への応募を通して多様な人権課題について考えるきっかけとなった。	子ども基本法が施行され、こども施策が努力義務化を受けたことによって、子どもの人権についての理解を教職員と児童・生徒に広く啓発活動を行う必要がある。

④ 豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
総合教育展では、運営するにあたり児童生徒、保護者へ開催についての周知方法に課題が見られた。より多くの方に参観いただくよう、小中学校へ計画的に要項を周知する必要がある。また、理科の科学工夫作品では、参観者がより具体的に参観できるよう作品紹介の映像を流した。運営側の負担が削減するよう、各校で動画を作成するよう周知していく。	今年度は、総合教育展の開催期間を昨年度より縮小して行ったが、土日を含めていたため、たくさんの方が来場した。展示作品数は令和5年度と同様で、優秀特別賞も選定した。市内全小中学校の代表児童生徒の作品を展示することができた。	総合教育展は、多くの児童生徒の発表の場である。昨年度は、教育センター展示と校内展示が参観者には理解しづらく、問い合わせが数件あったため、参観者にとって把握のしやすい、より良い運営方法を検討していく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 13/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価 (B)
施策(3)	健やかな体を育む教育の推進	

【施策の達成状況】

目標	生涯にわたって心身の健康を保持し、よりよい生活習慣を実践するための基礎を育てます。 学校教育の充実のために、児童生徒の教育に携わる教職員の心身の健康の保持増進を図ります。		
	成果指標	基準値 (平成30年度)	実績値 (令和6年度)
	○小・中学校の歯科治療率(治療済みの人数÷治療勧告者数) ○全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力総合評価(5段階で評価しAが最上位、Eが最下位)のA評価とB評価の児童生徒の割合の合計ポイントからD評価とE評価の児童生徒の割合の合計ポイントを引いた値の全値との比較 [(A・B) - (D・E)]のポイント差 ○ストレスチェックの実施率	○小学校:68.1% 中学校:42.5% ○小学校 5年男子:市26.5 国9.6 5年女子:市53.5 国21.9 中学校 2年男子:市24.6 国6.2 2年女子:市73.6 国53.3 ○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○基準値+5% ○小学校 5年男子:市-国>20P 5年女子:現状値31.6を上回る 中学校 2年男子:市-国>20P 2年女子:現状値20.3を上回る ○100%
	新たな成果指標	実績値(令和6年度)	
			達成状況
小施策	① 学校と家庭・地域が連携した健康教育の推進 ② 体力・運動能力の向上 ③ 児童生徒・教職員の健康管理		○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 学校と家庭・地域が連携した健康教育の推進【保健体育安全課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
中学校区学校保健委員会の参加人数が少なかった。学校保健委員会のテーマや開催方法を見直し、学校医、学校職員、保護者が多く集まり、児童生徒の健康について活発に意見を交わす委員会にしていく必要がある。 歯垢の染め出しや、家庭のメディア環境調査などを学校から発信し、家庭と連携した健康教育をさらに推進していく必要がある。	中学校区学校保健委員会の開催については、各学区でテーマの工夫等により、より多く参加してもらえるような計画を立てている様子が伺えた。学区によっては学校保健委員会前に児童生徒の実態を把握するために、学区での健康教育に取り組んだところもあった。 一方、学校で実施した健康教育の様子を家庭に発信する、児童生徒の健康についての呼びかけをしたりする等、各学校で行っている働きかけは継続されている。外部講師を招いての健康教育もコロナ禍があけてから増えてきている。	中学校区学校保健会の参加者については、いろいろ工夫をしてもまだ多いとは言えない状況であり、引き続きテーマの設定や開始時期等の検討が必要であると考え。 また、児童生徒の健康増進のためには保護者の協力が必要不可欠であることから、保護者への働きかけの方法についても検討するとともに、各学校で健康教育の内容などを見直し、より一層の推進を図りたい。

② 体力・運動能力の向上【保健体育安全課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
コロナ禍と比べると体力は上昇傾向にあるが、運動時間と体力は相関関係にあることから、体育の授業で「できた・わかった」を体感させ、運動好きの児童生徒を増やして、運動を習慣化する必要がある。	学校における体育の授業では、運動量を確保するとともに、児童生徒が楽しく取り組める内容に工夫を加えた。また、県の施策である「遊・友・スポーツランキング」を活用し、授業外の運動機会の確保に努めた。小学5年生男子や中学2年生男子においては体力数値が前年より上昇するなど、一部、回復の兆しが見られた。	新型コロナの影響が依然として残っており、全体として平成30年度の水準には戻っていない。今後は学校・家庭が一体となり、継続的に運動習慣を定着させるための連携を進める。また、体育の授業における内容の充実に加え、保護者向けに家庭で取り組める運動プログラムを紹介する。

③ 児童生徒・教職員の健康管理【保健体育安全課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
健康診断実施を勧めても実施しない職員がいる。全員が受診するように、管理職から引き続き勧奨する必要がある。 健康診断の結果、精密検査が必要な職員に対して、特休を利用し再検査を受けるよう管理職より勧奨する必要がある。 ストレスチェックの結果、高ストレスと診断された者の医師の面談を受診するよう周知を徹底する必要がある。	今年度より、県費負担任用講師が教育委員会で行う教職員健康診断を受診できるようになった。受診できる職種の幅が広がったことにより、受診者も増加した。 各校では、健康診断の受診や精密検査の受診について、管理職や養護教諭から勧奨をしている。衛生委員会や衛生部会の議題として、健康診断の受診勧奨を取り上げる学校も多くなっている。 ストレスチェックについては、各校の管理職等からの勧奨もあり、昨年度より実施率が上昇した。	令和7年度より公立学校共済の人間ドック補助金事業について年齢制限がなくなるため、教職員健康診断の受診状況がどう変化するか注視する必要がある。 健康診断及び精密検査の受診については、管理職からの勧奨を継続し、受診もれがないよう確認を行う。 ストレスチェックの実施にあたっては、学校と教育委員会が協力して受検を勧奨し、職員のメンタル不調を未然に防ぐ一助としたい。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 14/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価 (A)
施策(4)	食育の充実と安全・安心な学校給食の実施	

【施策の達成状況】

目標	栄養教諭や栄養職員による食に関する指導の充実を図り、健全な食習慣の育成を促すとともに、給食食材の安全確保を図り、安全・安心な学校給食を実施していきます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○毎日朝食を食べる児童生徒の割合 ○食育の授業に取り組む学校数	○90.3% ○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○98% ○全ての学校(23校)で、食育に関する授業を実施する。	○89.9% ○23校中16校実施
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
	○毎日朝食を食べる児童生徒の割合 ○食育の授業に取り組む学校数	朝食を食べることの大切さを含めた食育や放送資料、献立表や給食だより等で併せて3回以上指導する。食育の授業ができる学校が増えるよう、保健体育安全課から習志野市栄養士会、各学校へ働きかける。		
				達成状況
小施策	① 食育の充実 ② 地産地消の推進 ③ 安全な給食の提供 ④ 第3子以降の学校給食費の無償化			○ ◎ ◎ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 食育の充実 【保健体育安全課・学校給食センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
朝食については、個々の家庭の事情もあるため、指導の難しさがある。引き続き、学校・家庭・地域と連携しながら、指導にあたっていく必要がある。	日々の食育や食育授業、毎日の放送資料、また保護者向けの献立表や給食だより、試食会等で、学校、家庭、地域と連携して指導した。朝食をとる大切さや規則正しい生活についての知識が高まった。	朝食については、個々の家庭の事情等もあるため、指導の難しさがある。引き続き、学校・家庭・地域と連携しながら、朝食をとる大切さやそれに関わる食育指導を行っていく。

② 地産地消の推進 【保健体育安全課・学校給食センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
来年度は市内農家が更に減少することから、キャロット計画の回数を減らすなどして継続していく。引き続き千産千消が継続できるよう、方法などを検討しながら行っていく必要がある。	市内農家が昨年よりも減少したが、キャロット計画の回数を減らすなどして全校取り組むことができた。また、にんじん以外でも地元農家の野菜を使用した献立や、県民の日献立、千産千消デー献立等、千葉県産の食材を使った給食の提供も行うことで、地元食材への理解を深めることができた。	来年度も市内農家が減少することから、市内農家の実情に合わせ、キャロット計画の回数を減らす等で継続していく。引き続き千産千消が継続できるよう、方法などを検討しながら行っていく必要がある。

③ 安全な給食の提供 【保健体育安全課・学校給食センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き学校給食衛生基準を守り、安全な給食の提供を行っていく必要がある。	学校給食衛生基準を守り、安全な給食の提供が行うことができた。	引き続き学校給食衛生基準を守り、安全な給食の提供を行っていく。

④ 第3子以降の学校給食費の無償化 【保健体育安全課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
無償化は保護者からの申請が必要であることから、制度の丁寧な周知が必要である。	対象児童生徒1,089人の給食費無償化をし、多子世帯の経済的負担軽減を図ることができた。	引き続き第3子以降の学校給食費の無償化について周知し、多子世帯の経済的負担軽減を図っていく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 15/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価 (A)
施策(5)	特色ある学校づくりの進展	

【施策の達成状況】

目標	各学校が児童生徒や地域の実態等を十分に踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を推進します。		
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
	○地域の特色を生かした授業を実践した教員の割合	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○70%以上
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)	
	○地域住民との交流活動が児童生徒の能力向上に寄与したと考える地域学校協働活動推進員の割合	○実施後のアンケート項目「地域住民と交流することにより、子どもたちのコミュニケーション能力の向上につながると感じますか」に対して肯定的な回答が80%以上となる。	
			実績値(令和6年度)
			実績値(令和6年度)
			達成状況
小施策	① 特色ある学校づくりの推進		
	② 地域の教育環境を生かした教材の開発		

【主な取り組みの成果と課題】

① 特色ある学校づくりの推進【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
タブレット端末等のICT機器の効果的な活用を引き続き推進する中で、今後は児童生徒が自ら選択し、使用する場面を意図的に作ることを目指し、取り組んでいく必要がある。また、各校の自主研究を支援するとともに、市指定研究において今日的な課題に対する先行した取り組みを推進する必要がある。	公開研究会において、各教科の特性に応じたICT機器の活用について研究に取り組んだ学校があり、タブレット端末等の意図的・効果的に活用していた。 今年度、中学校1校、小学校7校において公開研究会を実施した。いずれの学校もこれまでの研究成果を土台に、各校の実情・児童生徒の実態に応じた研究主題のもと、多くの参観者を招いて日頃の学習の成果を発表した。	これまで長年にわたり培ってきた研究スタイルに対して、どのようにICT機器を取り入れ活用していくかが課題である。児童生徒が発信する情報を的確に処理し、情報共有が行える場面を意図的に設定し、デジタル化を進めていけるようにする必要がある。

② 地域の教育環境を生かした教材の開発【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
地域人材や学校支援ボランティアの協力を得て、地域の環境や特性を生かした充実した取組が実現できている学校もある一方で、地域差が大きいことが課題である。	学校運営協議会において地域学校協働活動推進員と連携し地域人材の発掘や支援ボランティアの募集活動を行った。その結果、登校パトロールや昔遊びなどのボランティア活動が行われ、児童・生徒が安心・安全で充実した学校生活を過ごすことができた。	地域の環境や特性を生かした学校運営にはまだ地域差が大きい。地域人材の高齢化も進み、世代交代や、新たな人材の確保などが各地で課題となっている。学校運営協議会や地域、自治会などと連携を強めていく必要がある。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 16/45
基本方針5	子どもを未来につなげる教育の展開	評価 (B)
施策(Ⅰ)	学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開	

【施策の達成状況】

目標	児童生徒の自己実現を図る教育を推し進めます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○全国学力・学習状況調査 質問紙調査(主体的・対話 的で深い学びの視点から の授業改善に関する取組 状況)の結果	○成果指標を令和5年 度設定のため、基準値 なし	○肯定的な回答をした 児童生徒の割合80% 以上	○肯定的な回答をし た児童生徒の割合 79.8%
	○学校図書館の貸出冊数	○成果指標を令和5年度 設定のため、基準値なし	○小学校30冊以上 中学校5冊以上	○小学校 14.8冊 中学校 1.6冊
	○学校電子図書館の閲覧 数	○成果指標を令和5年度 設定のため、基準値なし	○小学校25冊以上 中学校5冊以上	○小学校 11.5冊 中学校 0.8冊
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
				達成状況
小施策	①「主体的・対話的で深い学び」の実現			○
	②読書教育の充実			○

【主な取り組みの成果と課題】

①「主体的・対話的で深い学び」の実現【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
学習活動の質を高め授業改善を図る。交流活動については、いつ、何をどのように交流し、アウトプットさせるかを明確にした効果的な交流学习となるよう改善を図る。また、めあてとまともにズレがなく、児童生徒が課題解決の過程を踏むことができるような学習過程となるような授業づくりをすることで、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図り、資質・能力の一つである学びに向かう力、人間性の育成につなげていく必要がある。 学習内容の定着に時間がかかる児童生徒への指導の充実を図ることも含め、タブレット端末等も有効に活用した個別最適な学びと協働的な学びが実現できるような学習の在り方を研究していく必要がある。	児童生徒の思考の流れを意識した単元計画を立て、自ら解決したくなるような課題を提示することで、主体的に学習に取り組む場面が見られた。授業の中で、いつ、どのような意図で交流活動を取り入れるのかを助言することで、効果的な交流学习となるよう改善を図った。また、課題解決の過程を取り入れることを意識した単元計画を組むことにより、児童生徒が主体的・対話的に学習に向かう授業づくりができるようになった。 さらに、タブレット端末を使った授業展開が多く見られるようになった。全体での共有、調べ学習等、用途に合わせて効果的に活用する場面が増えてきた。個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて少しずつ意識して取り組む様子が見られた。	今後、どの児童生徒に対しても個別最適な学びと協働的な学びの更なる実現に向けて、タブレット端末の効果的な活用方法を検討していく必要がある。使うことが目的ではなく、個別最適な学びの実現に適した活用ができるように支援していくことが大切だと考えられる。 また、学習活動の質を高め授業改善を図ることは今後も続けていく必要がある。特に、交流活動については、意図を明確にした取り組みが求められる。教師主導の授業ではなく、児童生徒が主体的に学習に取り組み、対話的活動を通して深い学びに繋がれるようにし、学びに向かう力、人間性の育成につなげていく。

②読書教育の充実【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
読書教育の推進に向けた学校図書主任会議と学校司書の有効活用について、今後も読書活動の充実を図っていくようにする。また、学校電子図書館については、副読本や文集「ならしの」などの独自資料を掲載すること、また中学生向けの図書を多く入れることで、中学生の活用促進を図っていく必要がある。	読書活動の推進に向け、今年度は学校図書主任会議の中で、各学校の取組を持ち寄り紹介した。学校図書主任は毎年入れ替わる学校が多いため、どのような活動を行えばよいかの引き出しが少ない教職員が多い。そのため、学校司書にも助言をもらいながら、たくさんの取り組みを知る機会を設けた。 電子図書館には、中学生の活用推進を図るために、ラインナップを中学生が注目しやすいよう変更した。副読本や文集についても掲載し、多くの児童生徒の目に触れる機会を作っている。	今後も学校図書主任が代わる可能性があるため、業務の引継ぎを確実に行うよう各学校に要請する必要がある。また、貸出冊数の学校差が大きく見られたので、今後も読書活動推進に向けて具体的な取り組みを研修等で伝えていく必要がある。 電子図書館の活用については、学校図書館とともにどのように活用していけるのかを検討していく。現状として利用頻度が低いので、研修会や会議等で具体的な利用可能場面を検討するなどして利用を促していく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 17/45
基本方針5	子どもを未来につなげる教育の展開	評価 (B)
施策(2)	国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開	

【施策の達成状況】

目標	基礎的・汎用的能力や自らの考えや意見を自らが発信し具体的に行動できる態度の育成に向けて、キャリア教育や国際教育に取り組みます。				
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	
	○中学校職場体験実施状況	○中学校職場体験の実施 7校	○中学校職場体験の実施(7校)	○中学校職場体験の実施 5校	
	○小学校キャリア教育にかかわる体験学習実施状況	○小学校キャリア教育にかかわる体験学習実施 16校	○現状維持(16校)	○小学校キャリア教育にかかわる体験学習実施 16校	
	○外国語の小中連携実施状況	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○中学校区ごとに授業参観や情報交換を全ての中学校区(7学区)で実施 ○全校で実施	○外国語小中連携推進協議会において、中学校区ごとに情報交換を実施	
	○小中学校における人権擁護委員による人権教室の実	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値		○8校(小学校6校、中学校2校)	
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
達成状況					
小施策	① 個に応じた進路指導の充実 ② キャリア教育の基礎的・汎用的能力の育成 ③ 外国語教育・国際理解教育の充実 ④ 平和教育・環境教育の充実				○ ○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 個に応じた進路指導の充実【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
東邦大学と連携を継続して、生徒向けの講座や保護者向けの講座を実施するとともに、令和6年度は理科の教員向けの講座も取り組み、理系進路選択支援を推進していく。また、令和6年度は全ての千葉県の公立高校において、インターネット出願が実施されるため、実施形態を早期に確認し、市内で情報を共有して生徒や保護者に伝えていく必要がある。	東邦大学との連携を継続し、令和6年度は中学校への出前授業や理科教員に向けた講座を実施することができた。また、令和6年度は全ての千葉県の公立高校において、インターネット出願が実施されたが、市内全中学校の進路指導主任を年5回参集し、情報を共有する中で、各校の進路事務に関する業務を丁寧に進めることができた。	東邦大学との連携を継続していくとともに、千葉工業大学等、本市及び隣接市にある大学との連携も推進していく。また、高等学校等における入試の形態の多様化が今後も予想されるため、情報収集を迅速かつ丁寧に行い、各中学校との情報共有の徹底を図り、生徒たちの進路の実現を指導支援できるよう取り組んでいく。

② キャリア教育の基礎的・汎用的能力の育成【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
実際に施設を訪れて体験・見学を受け入れてもらえる方針の企業が増えているので、各小・中学校により多く情報提供し、積極的にキャリア教育に取り組むことを推奨していく必要がある。	千葉県教育庁教育振興部指導課教育課程指導室長から「職場体験・インターンシップ等実施事業所一覧」の提供をうけ、各小・中・高等学校へ周知した。校外学習等の見学・体験先として、県内の施設からの案内を各学校へ周知し、活用を依頼し、取組の充実につながった。	職場体験等では、地元商店や企業への依頼が必要であり、生徒自らが選択して体験先を決定するなどが増えている。今後も学校運営協議会での協力依頼の協議や地域の自治会などのつながりを強め連携していく必要がある。

③ 外国語教育・国際理解教育の充実【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
小・中学校相互の授業参観や情報交換の場を設定するよう促し、研究の柱である「相手意識でつながる外国語小中連携」について研究を進めていく必要がある。	外国語小中連携推進協議会において、中学校区ごとに情報交換を実施した。習教研外国語部会と連携し授業参観を行い、小中学校それぞれが意見を交え授業改善を図った。これまでの取り組みの研究成果を関東甲信地区中学校英語教育研究協議会千葉大会で発表を行った。	ALTやデジタル教科書の活用等について、小・中学校相互の実践を共有することで、コミュニケーションを図る場面や学習の個別化を充実させる。

④ 平和教育・環境教育の充実【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
さらなる人権意識啓発のため、人権教室、人権作文、人権標語等のコンテストなどの活用を図るよう周知していく必要がある。	人権週間(12月)に合わせて、各校の人権教育担当者に動画研修を位置付け、人権について理解を広めた。「多様な性」と「子どもの人権」をテーマに動画研修を実施し、各校職員の人権への理解を深めた。	人権作文、人権標語、人権ポスター等の実施を今後も人権意識啓発のため継続していく必要がある。教職員の人権に対する理解を深めるため、研修を行っていく必要がある。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 18/45
基本方針5	子どもを未来につなげる教育の展開	評価 (B)
施策(3)	1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開	

【施策の達成状況】

目標	教職員がICT機器を活用し、主体的・対話的で深い学びにつながる質の高い教育を推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○GIGAスクール構想の実現 ・学習者用端末の配備 ・ICT支援員の配置	○1台当たり12.5人 ・ICT支援員:0人	○1台当たり1人 ・ICT支援員: 4校につき1人	○1台当たり1人 ・ICT支援員: 4校につき1人
	○学力・学習状況調査質問 ・「ICTをほぼ毎日使用して授業を受けた」児童生徒の割合	○(令和元年度) ・小学6年生:6.3% ・中学3年生:5.5%	○100%を目指す	○小学6年生:7.5% 中学3年生:9.8%
	○学校における教育の情報化の実態に関する調査 ・「授業にICTを活用して指導できる教員」の割合	○77%	○100%	○令和5年度:84% 令和6年度:未確定
	○総合教育センター主催のICT関連の研修の中の、マイスターが実施する回数	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○年間3回以上を維持し続ける	○年間4回実施した。
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
達成状況				
小施策	① 1人1台タブレット端末の効果的な活用 ② 学校のデジタル化における1人1台タブレット端末の活用の充実 ③ 1人1台タブレット端末を活用した指導力向上のための研修等の充実			
	○ ○ ○			

【主な取り組みの成果と課題】

① 1人1台タブレット端末の効果的な活用【総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
特徴的な機能を活かし、授業や家庭学習での活用場面を増やしていく必要がある。	Office365によるクラウドサービスやAI型デジタルドリルの機能を活かし、授業や家庭学習での活用場面を増やすことができた。	新たに導入する授業支援ソフトを有効に活用した授業展開ができるよう周知・啓発に努める。 デジタルドリルは、授業での活用のほか、家庭学習での活用も啓発する。

② 学校のデジタル化における1人1台タブレット端末の活用の充実【総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
好事例として取り上げる教材を継続して増やす。また、児童生徒が簡単に活用できる教材を増やしていく。利活用の好事例を横展開し、1人1台端末だからできる主体的・対話的で深い学びを実現した授業を推進していく。そのために、ICT学習指導員の直接指導により、タブレット端末の活用における指導が進んでいない教員へのサポートを行っていく必要がある。	好事例として取り上げる教材を継続して増やすことができた。学習eポータルを活用して、児童生徒が簡単に活用できる教材を増やすことができた。ICTマイスターが講師となって各校の教科主任に教科におけるICT活用方法を講義することで、利活用の好事例を横展開し、1人1台端末による主体的・対話的で深い学びを実現した授業を推進できた。ICT学習指導員の直接指導により、タブレット端末の活用における指導が進んでいない教員へのサポートを行う事ができた。	ICTマイスター育成事業・ICT支援員・ICT学習指導員により、令和7年度より導入する授業支援ソフトによるタブレット端末活用方法の好事例を教職員間で横展開し、教職員の技能向上を図る。

③ 1人1台タブレット端末を活用した指導力向上のための研修等の充実【総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
教職員共有フォルダ内で閲覧できる情報を充実させ、指導力向上に有益な情報を探しやすくする必要がある。	教職員共有フォルダ内で、授業実践例や各種マニュアル等閲覧できる情報を充実させ、指導力向上に有益な情報を探しやすくした。成果として1人1台タブレット端末の活用率が増えた。	令和7年度より導入する授業支援ソフトを活用した教科ごとのICT活用研修を行い、授業改善のさらなる充実を図る。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 19/45
基本方針5	子どもを未来につなげる教育の展開	評価 (B)
施策(4)	安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開	

【施策の達成状況】

目標	各学校の実態に応じた災害安全・生活安全における危機管理マニュアルを作成するとともに、交通安全も含めた3領域(生活安全・交通安全・災害安全)について、地域住民とともに実効性のある訓練や研修会を推進し、自助・共助の精神を養います。				
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	
	○市立小・中学校にて、地域と連携した避難訓練および交通安全教室の実施(連携の内容は、学校の実態や地域の状況に応じる)	○100%	○100%	○90%	
	○自分の命を守るための体験などを含めた避難訓練の実施率	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○100%	○100%	
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
	○児童生徒、教職員が自分の命を守るための実効性のある避難訓練の実施率	100%		○70%	
				達成状況	
小施策	① 安全管理の徹底 ② 安全教育の推進				○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 安全管理の徹底 【保健体育安全課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
交通安全については、これまで通り、安全点検、安全教室等を実施していく必要がある。 管理面では、実際に足を運んで点検、指導していく必要があるため、引き続き公開研究会や訪問等で学校の安全管理について注視していく必要がある。	令和6年度においては、安全担当が公開研究会や訪問の参加はなかったが、避難訓練の指導に行った際に校舎内や校庭の管理面について確認を行った。 防災の視点から、指導に当たった防災士や安全担当から廊下においてある棚やキャスター付きのテーブルなど危険なものについて指摘し、改善した学校があった。 また、鉄棒の腐食による事故報告もあったため、安全点検の仕方や安全点検簿の見直しの依頼等を行った。	施設や遊具において、経年劣化が見られることから、安全点検をこれまで以上に丁寧に行う必要がある。 教育総務課と連携し、安全点検簿の見直しを図っていくと同時に、実際に学校に足を運び、見て触れて確認する機会を作る。

② 安全教育の推進【保健体育安全課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
近年、大きな災害が多くなり、被害を最小限にするための防災教育が必要である。令和6年度から保健体育安全課が発足することから、避難訓練や防災教育にも力を入れていく。特に、避難訓練においては、自分の命は自分で守れるように起震車体験や、煙体験をセットにしたり、避難訓練の事前指導についてマニュアルを作成したり、各学校が取り組みやすいよう、内容や計画について提案できるものを準備していく必要がある。	令和6年度、以下の3点について重点的に取り組んだ。 ①実効性のある避難訓練 防災士、消防と連携し、市立各小中学校23校の避難訓練を視察。児童生徒、管理職にフィードバックを行う。 ②防災出前授業の取り組み 防災出前授業依頼は14校。 主なものは起震車や煙ハウス、応急手当、心肺蘇生等体験学習で、身の守り方の学習も行った。 体験学習によって防災意識の向上が見られた。 ③「学校防災マニュアル作成ガイド」の作成 地震、風水害、その他の災害についての学校対応、職員の動きを発災前、発災時、発災後に分けてまとめたガイドを令和7年1月に市立各小・中・高等学校に発出した。	今後も実効性のある避難訓練、防災出前授業を実施していく。 これらを持続可能にするために、防災士や消防、危機管理課等の専門機関と連携を図り、学校へ積極的な働きかけと実施まで、習志野市内の学校職員、児童生徒の安全・防災意識が高まるように計画的に取り組む。 また、「学校防災マニュアルガイド」についても、変更があった場合には見直しを図り、いつ災害が起きても対応できるように最新のものにしていく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 20/45
基本方針6	魅力ある市立高校づくり	評価 (A)
施策(Ⅰ)	多様な高校教育の一層の充実	

【施策の達成状況】

目標	生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した学校教育に取り組み、豊かな人間性と、体・徳・知を身につけ、社会を逞しく生きていく力の育成を目指します。 文武両道を実現するため、進路実現と、部活動の充実を目指します。				
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	
	○進路:現役での進路決定率	○95.1%	○98.0%	○94.5%	
	○部活動:部活動加入率	○95.2%	○98.0%	○96.7%	
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
				達成状況	
小施策	① 充実した学校生活を送るための取り組みの推進 ② 魅力ある学校づくりへの取り組みの推進				◎ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 充実した学校生活を送るための取り組みの推進【習志野高校】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
多様な進路希望を実現させるため、タブレット端末やポートフォリオに学習履歴を蓄積することで、生徒一人ひとりの進路実現に生かせるようにする必要がある。	多様な進路希望を実現させるため、進路ガイダンスの充実に向けて取り組んだ。進路講演会では様々な学校・専門学校の講師を招聘して、具体的な講話をしていただくことで、将来を見据えた進路選択を考えるきっかけとすることができた。今後、学習した内容をポートフォリオに蓄積することで、継続して生徒一人ひとりの進路実現に生かせるようにしていく。	進路希望の実現に向けて、データの蓄積により生徒の希望傾向が把握できた。今後は、進路講演会や職業体験活動をより生徒の実態に寄り添った内容を計画・実施できるようにする。

② 魅力ある学校づくりへの取り組みの推進【習志野高校】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
姉妹都市(アラバマ州タスカルーサ市)との派遣・受入事業(派遣は隔年実施)の実施を図る。 高大連携事業の更なる活用を計画し実施できるようにする必要がある。	姉妹都市(アラバマ州タスカルーサ市)との派遣・受入事業(派遣は隔年実施)を6月に実施した。生徒同士の交流する時間を多く設定し、国際交流に積極的に参加することができた。 高大連携事業について、夏季休業中に実施される大学の講座を紹介し生徒の参加を促した。	留学や国際交流委員会に関する情報を積極的に生徒へ周知するとともに、教科やキャリア教育への連携をしていきたい。 高大連携については、計画的に実施できるよう進路と計画していく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 21/45
基本方針6	魅力ある市立高校づくり	評価 (B)
施策(2)	地域や社会に開かれた高校づくりの推進	

【施策の達成状況】

	開かれた学校づくり推進に取り組み、地域や社会と連携し、豊かな人材を活用しながら地域の核となる高校づくりを目指します。		
	成果指標	基準値 (平成30年度)	実績値 (令和6年度)
	○地域の方の学校評価アンケート 地域と連携して教育活動を進めているの項目の肯定度と満足度	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○90%
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)	実績値(令和6年度)
			達成状況
小施策	① 地域に開かれた学校づくりの推進		○
	② 地域との連携と交流の推進		○

【主な取り組みの成果と課題】

① 地域に開かれた学校づくりの推進 【習志野高校】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
今後、学校運営協議会の際に授業公開の推進・充実を行う。また、学校運営協議会及び学校評価等を活用し教職員の意識改革に努めていく必要がある。	学校運営協議会の際に授業公開の推進・充実を図った。また、学校運営協議会及び学校評価等を活用し、教育活動を見直すきっかけにすることができた。	継続して、学校運営協議会を授業公開の日に実施し、日々の教育活動の様子を見ていただく。また、委員の方にICT活用の実践について参観していただく。

② 地域との連携と交流の推進 【習志野高校】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
今後は、地域イベントの参加について計画的に行うと共に、生徒会の積極的な地域参加を図ることで地域との連携を強化していく必要がある。	今年度、地域イベントの参加を計画的に行うと共に、生徒会の積極的な地域参加を図ることで地域との連携を強化することができた。	地域参加については、生徒の興味・関心に沿った内容を紹介することで、参加率を上げられるように生徒会と連携を図っていく。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 22/45
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価 (B)
施策(Ⅰ)	学習機会の充実	

【施策の達成状況】

目標	目的や志向、ライフステージに応じた学習ができる機会を提供します。		
	成果指標	基準値 (平成30年度)	実績値 (令和6年度)
	○公民館主催事業の開催回数及び参加人数	○1,239回、 50,439人	○令和6年度の実績 1,278回 42,630人
	○図書館の図書貸出冊数 (個人貸出冊数)	○1,016,360冊	○1,058,331冊 (R4:1,118,969冊) (R5:1,084,264冊)
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)	実績値(令和6年度)
			達成状況
小施策	① 公民館講座の充実 ② 図書館資料の充実 ③ 公民館と図書館が連携した事業の実施 ④ 習志野市民カレッジの充実 ⑤ 子どもの読書活動の推進		○ ○ ○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 公民館講座の充実【公民館】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
大学や企業などとの連携した講座については、引き続き実施していく必要がある。	利用者満足度調査により、市民ニーズに応じた公民館講座を企画・実施した。市内3大学と連携した子ども向け講座を実施。大学生が企画、講師を務めることで、異年齢交流を図ることができた。企業が提供する出前講座を活用した子ども講座を開催することで、それぞれの企業の専門性を生かし、子どもたちの興味、関心を引き付ける講座を実施することができた。	引き続き、市民ニーズに応じた公民館講座の企画・実施に努めるとともに、大学や企業と連携した取り組みを進める。

② 図書館資料の充実【図書館】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、市民により多く利用されるために資料の提供に努め、情報源の整備と周知に取り組んでいく必要がある。	蔵書の更新を行ったことにより、市民の学習に役立つ資料の提供ができた。 ・資料の購入(16,355冊) ・寄贈本の受入(2,237冊) ・除籍(15,161冊)	引き続き、市民により多く利用されるために資料の提供に努め、情報源の整備と周知に取り組んでいく。

③ 公民館と図書館が連携した事業の実施【社会教育課・公民館・図書館】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
【公民館】今後も公民館・図書館が連携し、魅力ある講座を開催していく必要がある。 【図書館】公民館・図書館の利用者が、ともに両施設の認知度を高め、利用者の増を図るため、それぞれの施設の特性を活かした事業を行う必要がある。	【公民館】中央図書館のティーンズコーナーにおける、保育所、こども園、小学校等の作品展示を実施し、園児、保護者等の来館するきっかけを作ることができた。 中央公民館、中央図書館の共催事業として、文学講座を実施した。 谷津公民館子ども映画会において、谷津図書館司書による大型絵本・紙芝居の読み聞かせを実施し、子どもたちが絵本などに親しむ機会を作ることができた。 【図書館】プラッツ習志野や公民館の主催事業を中央図書館の閲覧室内でPRし、図書館利用者の目に留まるよう工夫した。また、フューチャーセンターとの共催で、中央図書館こどもとティーンズのフロア内でイベントを行った。	【公民館】中央公民館及び中央図書館が連携した講座を企画開催するとともに、市内公民館および図書館が連携した取り組みができるよう、検討する。 【図書館】引き続き、公民館・図書館の利用者が、ともに両施設の認知度を高め、利用者の増を図るため、それぞれの施設の特性を活かした事業を行い、プラッツ習志野・公民館利用者に向け、図書館の蔵書や取り組みの周知を行う。

④ 習志野市民カレッジの充実【社会教育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、卒業後の活動を見据えつつ、受講生のニーズに合わせたカリキュラムを作成し、新規受講者の獲得に努める必要がある。	「LGBTQと性の多様性について知ろう」「SGDs学習ゲーム『Get the point』を体験しよう」、起震車体験など、社会課題への理解をより深めるための講義を継続・導入した。 また、ICTの活用については、アンケート結果を基にLINEの講座を充実させた。	引き続き、卒業後の活動を見据えつつ、受講生のニーズや社会の動向に合わせたカリキュラムを作成し、新規受講者の獲得に努める。

⑤ 子どもの読書活動の推進【社会教育課・図書館・指導課・学校 等】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
【社会教育課】アンケートの実施、庁内各所属を対象としたヒアリングにより、現行計画の成果把握や子どもの読書活動推進計画における取組内容を検討する必要がある。 【図書館】児童生徒の図書館利用を促進し読書活動を推進するため、中央図書館で図書館休館日の図書館開放を行う必要がある。学校や地域で読書の楽しさや大切さを広めていく生徒を育むため、学校の夏休み期間中に、中央図書館を会場にジュニア司書講座を開催する必要がある。	【社会教育課】現行の習志野市子どもの読書活動推進計画の成果検証と課題把握のため、保護者や児童生徒を対象としたアンケートを実施した。その後、庁内関係部署へのヒアリング等を経て、次期計画（令和8年度～）の骨子案を作成し、内容について社会教育委員に諮問を行った。 【図書館】中央図書館で、小学校2校に対し休館日の図書館開放を行い、図書館を知り、身近に感じる場の提供に努めた。 10月28日：大久保東小4年生 12月2日：大久保小4年生 中学生を対象とし、ジュニア司書講座を行い、9名の参加があった。講座終了後も継続的に図書館に関わる能够提供するプログラムを提供した。	【社会教育課】庁内関係部署へヒアリング等を行いながら目標設定や実効性のある取り組み事項等を検討し、次期計画を策定する。 【図書館】引き続き、児童生徒の図書館利用を促進し読書活動を推進するため、中央図書館で図書館休館日の図書館開放を行う。学校や地域で読書の楽しさや大切さを広めていく生徒を育むため、中央図書館を会場にジュニア司書講座を開催し、ジュニア司書に活動の場を提供する。 児童生徒にとって図書館が身近な存在になるよう、児童生徒がより興味を持てるような資料の収集に努める。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 23/45
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価 (B)
施策(2)	学習成果の活用	

【施策の達成状況】

目標	社会教育施設が活動拠点となるように努めます。				
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	
	○公民館の利用団体数及び利用人数	○30,093団体 402,261人	○31,600団体 422,300人	○令和6年度の実績 38,301団体 446,488人	
	○図書館の利用登録率	○28% (自治体外数含む)	○29% (自治体内数) ※令和5年度より目標値を変更	○28.4% (R5:28.7%)	
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
				達成状況	
小施策	① 学習成果を生かす場の提供				○
	② 地域における人材(コーディネーター)の育成				○

【主な取り組みの成果と課題】

① 学習成果を生かす場の提供【社会教育課・公民館・図書館】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
【公民館】新たな日常を見据えた施設利用の手法を確立し、市民ニーズに対応した学習機会の提供と学習成果を生かせる環境づくりを進めていく必要がある。 【図書館】引き続き、市民ニーズに対応した学習機会の提供と学習成果を活かせる環境づくりを進めていく必要がある。	【公民館】・学習成果の発表、地域交流を図る場として市内6公民館において市民文化祭を開催した。 いずれの文化祭においても、近隣の保育所、幼稚園、こども園、小・中学校の作品を展示し、学習成果を発表するとともに、学校と取り組みを地域に紹介する機会となった。 ・市内6公民館の寿学級生が一堂に会する寿まつりを開催し、学習成果の発表・交流の場とすることができた。 【図書館】近隣の幼稚園、こども園、保育所の子どもの作品を図書館の閲覧室内に掲示・展示を行い、学習成果発表の機会の確保に努めた。また、公民館文化祭で展示した第六中学校美術部の作品を、図書館内に引き続き展示し、一般利用者からの感想を募り、学校へフィードバックした。	【公民館】引き続き、関係機関等と連携し市民文化祭や寿まつりの開催を通じて、学習成果発表の場を設ける。 【図書館】引き続き、市民ニーズに対応した学習機会の提供と学習成果を活かせる環境づくりを進めていく。

② 地域における人材(コーディネーター)の育成【社会教育課・公民館】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、市民カレッジでは、受講生の卒業後の活動を見据え、充実したカリキュラムを作成すると共に、受講生の活動について積極的に支援していく必要がある。	市民カレッジでは、地域活動に関する講義のほか、谷津干潟自然観察センターや社会福祉協議会と連携してボランティア体験を実施し、引き続き卒業後にボランティアの継続や紹介を受けやすい環境をつくった。その結果、複数の受講生が現在も継続してボランティアに参加している。	引き続き、地域活動に意欲がある受講生が卒業後にそのまま活動を継続するように在学時から活動出来るようなカリキュラムを作成する。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 24/45
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価 (B)
施策(3)	社会教育指導者の確保と養成	

【施策の達成状況】

目標	社会教育指導者の確保と資質の向上を図ります。		
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
	○社会教育課、公民館、図書館職員の専門的研修の受講回数	○29回	○31回
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)	
		実績値(令和6年度)	
			達成状況
小施策	① 指導者の確保 ② 指導者の養成		○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 指導者の確保【社会教育課・公民館】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、国や県、公民館連絡協議会など様々な研修機会の情報収集に努め、積極的に職員が参加できるよう努める必要がある。	千葉県公民館連絡協議会や葛南地区公民館連絡協議会が主催する研修会へ参加し、情報収集および資質向上を図った。 指定管理制度を導入している公民館においては、社会教育主事有資格者を配置した。公民館への指定管理制度導入にあたっては、仕様書に社会教育主事有資格者の配置を明記し、専門性を活かした講座等を実施した。	引き続き、研修会等への参加などを通じて情報収集、資質向上に努め、公民館講座の充実に努める。 また、指定管理者制度を導入している公民館において、仕様書に基づく有資格者の配置により、講座等の充実に努める。

② 指導者の養成【社会教育課・公民館】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、国や県、公民館連絡協議会など様々な研修機会の情報収集に努め、積極的に職員が参加できるよう努める必要がある。	専門的知識を得るため、各種研修会へ積極的に参加するとともに、有資格者を中心に互いに学びあうことで資質の向上に努めている。	引き続き、国や県、公民館連絡協議会など様々な研修機会の情報収集に努め、積極的に職員が参加できるように努める。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 25/45
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価
施策(4)	自主自立課題解決型社会の推進	(B)

【施策の達成状況】

目標	地域や社会教育団体が自らの力で地域の課題を解決できる環境づくりを推進します。				
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	
	○公民館主催事業の開催回数及び参加人数	○1,239回、 50,439人	○1,300回、 53,000人	○1,278回 42,630人	
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
				達成状況	
小施策	① 自主活動(サークル活動等)の場の提供				○
	② 図書館機能の充実				○

【主な取り組みの成果と課題】

① 自主活動(サークル活動等)の場の提供【社会教育課・公民館】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、市民の活動場所を確保するとともに、さまざまな世代の市民がより活発に活動できるよう活動場所を提供していく必要がある。	市民の自主的な活動をより活発に展開し、サークル社会教育団体や周辺地域の町会・自治会等が継続的に活動することができるよう、公民館を活動場所として提供し、これらの団体が継続的に活動できるよう支援・促進することができた。 1 公民館において、サークルの会員数減少の対策としてサークル活動の見学・体験ができる「参観日」を実施し、新規会員の入会につなげることができた。	引き続き、市民の活動の場所を確保するとともに、様々な世代が活発に活動できるよう、活動場所を提供する。 各公民館において、サークル団体と連携した、会員減少対策を検討する。

② 図書館機能の充実【図書館】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、便利なサービスをより多くの市民に利用してもらうため、様々な媒体を利用して周知活動を行う必要がある。	習志野市電子図書館において、来館が難しい市民、開館時間中に図書館を利用しにくい市民への読書の機会を提供した。 (貸出数9,585点、延べ貸出人数5,826人) 市庁舎2階社会教育課窓口で予約図書の受け渡しを行った。 (貸出数5,347冊、延べ貸出人数2,918人) ちば電子申請サービスによる、カードレスを希望する方への利用登録申込みを行った。 (申請人数35人)	引き続き、資料の充実を図るとともに、便利なサービスをより多くの市民に利用してもらうため、様々な媒体を利用して周知活動を行う。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 26/45
基本方針8	芸術・文化活動の振興	評価
施策(Ⅰ)	芸術・文化活動の振興	(B)

【施策の達成状況】

目標	芸術・文化活動の振興を図るとともに、活動団体の自立を支援します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○芸術・文化行事の開催回数	○28回	○33回	○38回 公民館文化祭 6回 地域コンサート他 32回
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
				達成状況
小施策	① 文化振興計画に基づいた事業の推進 ② 市民参加行事の充実 ③ 質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供			○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 文化振興計画に基づいた事業の推進【社会教育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
市庁舎等での発表機会の提供については、通常業務をしている市役所の窓口業務への影響のほか、選挙等で突発的に会場が使用できなくなる課題がある。	(公財)習志野市文化スポーツ振興財団に委託し、市庁舎等での発表機会を提供した。ハミング階段で子どもを中心としたメンバーによるお琴のコンサートを実施したほか、受託者の市内文化団体との強い結びつきを活用し、芸術文化協会所属団体である「こぶしの会」によるクリスマスコンサートを実施した。さらに、市教育委員会が主体となって弦楽四重奏のコンサートを実施した。	モリシア津田沼の閉館に伴い、令和7年度は市庁舎等で「市展」や「市民文化祭」の文化行事の開催を予定している。これまで文化芸術に関わりがなかった新規の来場者の獲得が見込まれ、文化の裾野の広がりが期待される。

② 市民参加行事の充実【社会教育課・公民館】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、地域の特徴を生かしたコンサートや講座を開催し、市民が芸術・文化を身近に親しめる機会の充実を図っていく必要がある。	各公民館で、地域の歴史や文化の学習、体験等を目的とした講座や行事の開催、地域の特徴を活かしたコンサート等を開催するなど、市民の芸術・文化活動の発表の場と芸術・文化を身近に親しめる機会の充実を図った。 各館で実施する市民文化祭において、多くの地域住民の交流を図った。	引き続き、地域の特徴を生かしたコンサートや講座を開催し、市民が芸術・文化を身近に親しめる機会の充実に努める。

③ 質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供【社会教育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
財団「公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団」の支援を行い、新文化ホール開館までの間、本市の芸術・文化の振興と推進が停滞しないよう連携を図っていく必要がある。	本市の芸術・文化の振興と推進を担う「公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団」より、習志野文化ホール長期休館後の芸術・文化振興の方向性について、各地域へ赴いて実施するアウトリーチ活動に力を入れていく方針が示され、「旧鴛田家住宅 お月見コンサート」を実施したほか、合併した利点を活かし袖ヶ浦体育館でオーケストラが演奏した「市民のためのオーケストラ入門」、「美術品で顧みる習志野文化ホール2025」等を実施し、市民が文化芸術に触れる機会の提供に寄与した。	引き続き「公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団」の支援を行い、新文化ホール開館までの間、本市の芸術・文化の振興と推進が停滞しないよう連携を図っていく。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 27/45
基本方針9	文化財の保存と活用	評価 (B)
施策(1)	文化財の保存	

目標	本市の歴史や文化に対する理解を深めるため、文化財の保存を推進します。				
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	
	○指定・登録文化財数	○19件	○21件	○21件	
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
				達成状況	
小施策	① 文化財の収集・保存の充実				○
	② 開発に伴う埋蔵文化財調査の充実				○

令和5年度の取り組みから見た課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、市にゆかりのある物品の寄附の依頼をホームページ等で周知していく必要がある。 旧大沢家住宅の茅葺屋根の葺き替え完了後、旧鶴田家住宅の葺き替えにも着手したいと考えているが、財源の一部である県補助金も減少の傾向にあることから予算の確保が大きな課題である。	市内の古い写真5枚の寄附、旧大沢家住宅の畳12畳の寄贈を受けた。 また、県補助金を活用し、令和5年度から2年計画で旧大沢家住宅の茅葺屋根の葺き替え工事を行い、令和6年度をもって工事が完了し、施設・設備の修繕を図ることができた。	引き続き、市にゆかりのある物品の寄附の依頼をホームページ等で周知していく。 また、今後修繕が必要な文化財も多いことから、適切な管理を行っていくための修繕計画の策定について検討する。

令和5年度の取り組みから見た課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
鷺沼特定土地区画整理事業においては民間事業者が発掘調査を実施する予定であり、現在も協議を重ねているところであるが、市の担当職員（埋蔵文化財を専門とする学芸員有資格者）が一名しかいないことから現状においても対応が難しい。	鷺沼特定土地区画整理事業地内の向原南遺跡について担当各所と協議を行い、調査が完了した。 また、現地見学会を開催し、市民に埋蔵文化財に興味を持っていただける機会を設けることができた。 その他、埋蔵文化財包蔵地として、新たに和田北遺跡を指定した。	埋蔵文化財発掘調査が増加傾向にあるが、現在担当職員が1名しかおらず、発掘調査の予定が重複した際の対応に苦慮するという課題がある。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 28/45
基本方針9	文化財の保存と活用	評価 (B)
施策(2)	文化財の活用	

【施策の達成状況】

目標	市の歴史・文化に対する理解を深めるため、文化財の活用を推進します。		
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
	○旧大沢家住宅、旧鴛田家住宅の一日あたりの入館者数	○60人	○70人
			○64.2人 (内訳) 旧大沢家住宅22.1人 旧鴛田家住宅42.1人
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)	
			実績値(令和6年度)
			達成状況
小施策	① 旧大沢家住宅・旧鴛田家住宅の活用の充実		
	② 文化財の展示・普及の推進		

【主な取り組みの成果と課題】

① 旧大沢家住宅・旧鴛田家住宅の活用の充実【社会教育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、施設及び催し物について、ホームページ、広報誌などでの周知活動を継続する必要がある。 現行の催し物においても、例えば対象者や時期を変更するなど、今まで参加したことのない市民の参加を図るべくブラッシュアップしていく必要がある。	以下のイベントを催し、ホームページ等を使って市民に周知することができた。 旧大沢家住宅 ・七夕飾り(6/23~7/7) ・茅葺屋根の表層葺き替え工事 西・南側(11/16~3/7) ・広報紙に紹介記事を掲載(3/1号) 旧鴛田家住宅 ・七夕飾り(6/23~7/7) ・お月見会(9/17) 153名 ・おはなし会(10/20) 8名 ・落語会(11/15) 21名 また、旧大沢家住宅及び旧鴛田家住宅の子供向け紹介パンフレットの作成に着手した。	引き続き、施設及び催し物について、ホームページ、広報紙、近隣施設への情報提供などの周知活動を継続する。 現在の催し物はリピーターが多いことから、初めて参加する方も増える企画・内容への変更を検討する。

② 文化財の展示・普及の推進【社会教育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
市庁舎等の展示については引き続き年間数回の入れ替えを行っていく必要がある。 展示物については内容的には興味深いものと自負しているが市民の目が展示ケースに届いていないもどかしさはある。ホームページ等で発信していくなど市民に注目してもらえるような周知方法等を試行していく必要がある。	以下の展示を引き続き行っている。 ・市内出土考古資料(鷺沼古墳、谷津貝塚、不三戸貝塚、屋敷貝塚)(令和5年8月~) 過去に出土した縄文・古墳・平安時代の出土品を展示することができた。 ・市内出土考古資料(花咲台遺跡)(令和6年1月~) 市内で初めて発掘調査を行った弥生時代の遺跡である花咲台遺跡の出土品を展示することができた。	市庁舎等の展示について、定期的な入れ替えを行っていく。 市内の文化財の認知度を高めるため、ホームページへの掲載やパンフレットの作成等、情報発信の回数を増やす。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 29/45
基本方針10	青少年健全育成の推進	評価 (A)
施策(1)	青少年育成団体の活動支援	

【施策の達成状況】

目 標	青少年育成団体の活動支援を積極的に行い、「豊かな心」の育成を図ります。				
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	
	○市民まつり子ども広場の来場者数	○12,090人	○13,000人	○13,342人	
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
	育成団体間における交流の推進	育成団体連絡協議会に関するアンケートにおいて、「他団体との交流が増えた」の割合80%			
				達成状況	
小施策	① 青少年育成団体連絡協議会の協力体制の推進				◎
	② 各団体の自主事業に対する支援体制の強化				○

【主な取り組みの成果と課題】

① 青少年育成団体連絡協議会の協力体制の推進【社会教育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
目的である団体の活動および情報交換の場として会議が充実した内容になるよう検討するとともに、市民まつり子ども広場参加団体のみの会議の実施も同様に行い、子ども広場への来場者を増加させることができるよう、運営方法の検討を行う必要がある。	活動計画のとおり年5回会議を実施し、うち1回は子ども広場参加団体のみの参加とした。子ども広場参加団体のみの会議では、子ども広場を運営するにあたり必要な事項等に絞って確認し、十分な調整を行うことができた。第31回市民まつり「習志野きらっと」において子ども広場を円滑に実施することができ、来場者数は目標値である13,000人を超えた。	目的である団体の活動および情報交換の場として会議が充実した内容になるよう検討するとともに、市民まつり子ども広場参加団体のみの会議の実施も同様に行い、子ども広場の運営をより良いものとする。

② 各団体の自主事業に対する支援体制の強化【社会教育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
各団体の自主事業も通常通り実施される中で、団体が活動しやすい環境づくりや広報活動などの支援を継続して実施する必要がある。また、一部団体においては、役員等において次世代への円滑な交代が課題であり、団体のなかで幅広い世代の指導者の育成が必要となるため、情報共有等の支援を行う必要がある。	各団体行事への後援・共催を行うとともに、現場訪問を通じた人的支援を行うことができた。	団体が活動しやすい環境づくりや広報活動などの支援を継続して実施する必要がある。また、一部団体においては、役員等において次世代への円滑な交代が課題であり、団体のなかで幅広い世代の指導者の育成が必要となるため、情報共有等の支援を行う必要がある。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 30/45
基本方針10	青少年健全育成の推進	評価 (B)
施策(2)	家庭や地域の青少年教育力の向上	

【施策の達成状況】

目標	情報の共有を促進し、関連機関との連携により、青少年の健全育成を推進します。 インターネットトラブルの未然防止に向けて取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○不審者等による実被害者数	○実被害者0人	○実被害者0人	○実害なし0
	○ネット被害防止に向けた出張授業の実施校数	○0校	○市内小中学校:23校	○県講師派遣:3校 市講師派遣:11校 民間講師:2校 その他:10校 (重複あり)
	○教職員・保護者など大人向けの研修等の実施	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○市内小中学校:15校 ○大人向け研修等:3校	○教職員向け 0校 大人向け研修2校
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
	○教職員・保護者など大人向けの研修等の実施	○大人向けの研修実施校:5校		
達成状況				
小施策	① 情報の共有を促進し、関連機関等との連携による青少年の健全育成の推進 ② インターネットトラブルの未然防止			
	◎ ○			

【主な取り組みの成果と課題】

① 情報の共有を促進し、関連機関等との連携による青少年の健全育成の推進【保健体育安全課(青少年センター)】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、各学校からの情報収集を行う必要がある。 青少年補導委員や中学校区青少年健全育成協議会情報と情報交換をして青少年の健全育成の推進につなげていく必要がある。 不審者情報では、これまでの蓄積を活用し、正確かつ迅速な対応をしていく。不審者に遭遇しないために、通学路を確認することが有効だったため、引き続き呼びかけていく必要がある。	青少年補導委員会と中学校区青少年健全育成協議会と連携してパトロール活動や情報交換することができた。 不審者情報においては、学校や警察、防犯安全課等関係機関と連携を図り、迅速な対応に努めることができた。また、公民館や社会教育課、子ども部等にも情報を提供し、注意喚起することで未然防止につなげることができた。	不審者情報では、正確かつ迅速な対応をしていく必要があるが、青少年センターへの一報までに時間がかかってしまう。不審者に遭遇したらずくに110番をすること、関係機関と連携して未然防止教育等にも力を入れる。

② インターネットトラブルの未然防止【保健体育安全課(青少年センター)】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
アンケートから、低年齢でもスマホや携帯の所持、インターネットに触れる機会が増加していることがわかり、小学校と連携してトラブルの未然防止に努めていくことが引き続き課題である。 教職員や保護者など大人の知識やスキルを向上していくことも課題である。外部講師などの紹介も含めて行っていく必要がある。	インターネット適正利用啓発学習会において、高学年の依頼が多く、令和6年度は3年生の依頼が1校あった。3年生においてもほぼ全員の児童がインターネットを利用していたため、意識も高かった。 児童の学習に保護者が参加したり、1000か所ミニ集会や新入生保護者会で扱う学校もあり、大人向けの学習会ではインターネットの問題や悩みを共有することができた。	インターネットに係る知識や社会問題について、常にアンテナを高めておく必要がある。また、インターネット利用の低年齢化も進んでおり、今後リテラシー教育は必須となってくることを考えられる。 全ての学校、学年において県、市、民間等外部講師を招いての学習会は今後も必要になるため、県と連携を図りながら全校での実施を目指していく。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 31/45
基本方針10	青少年健全育成の推進	評価 (B)
施策(3)	青少年のための施設における活動の充実	

【施策の達成状況】

目標	青少年に自然の中での豊かで多様な体験活動の場を提供します。		
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
	○富士吉田青年の家の利用者数	○12,256人	○平成30年度の基準値を維持
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)	
			実績値(令和6年度)
			達成状況
小施策	① 富士吉田青年の家における活動の充実		○

【主な取り組みの成果と課題】

① 富士吉田青年の家における活動の充実【社会教育課・富士吉田青年の家】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
新型コロナウイルスを危惧し、利用者側が宿泊利用を自制する動きがあり、予約者の約3割がキャンセルとなった。習志野市民を中心に、安全に施設を利用できることを広く訴え、まずは年間利用者数1万人までの回復を図り、併せて、施設が持つ特性(富士山の大自然を教材とした様々な体験プログラムの提供)を各利用者に寄り添って提供していく必要がある。	ICTやロコミを活用して利用促進を図り、令和6年度の4月から11月までは、利用者的大幅な回復を実現していたものの、12月下旬から2月にかけて、インフルエンザが過去最高水準でまん延し、公衆衛生上の要因で目標値の74%に留まった。ただし、主催事業においては、富士山麓ならではの催しを5事業企画し、参加数137人、応募者数202人と、現行の実施方法(現地集合、解散)となってから過去最高となった。	令和7年度から8年度の2ヶ年は、長寿命化改修工事を実施し、工事期間中は宿泊利用を制限する必要が生じることから、当該2ヶ年は利用者数の減少を見込んでいるが、使用が可能な期間を十分に活用し、市民の宿泊者数が全体の50%台(現在は45%)となるように市民へのパンフレットの配布やホームページの充実、SNSを活用することで新たな魅力の創出を図る。 市内小学校16校の自然体験学習を受け入れることを想定し、職員一人ひとりの引率対応力の向上や利用者により充実したホスピタリティ溢れるサービスを提供するとともに、顧客満足度100%を維持し、市内の児童や生徒に質の高い教育的効果を提供するため、研修支援の対応力の向上を図る。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 32/45
基本方針10	青少年健全育成の推進	評価
施策(4)	子どもの居場所づくりの推進	(A)

【施策の達成状況】

目標	放課後等における子どもの安全・安心な居場所の計画的な整備に取り組みます。				
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	
	○放課後子供教室の開設数	○事業未実施	○11小学校で実施	○11小学校で実施 大久保東(R2開設) 東習志野、秋津(R3開設) 袖ヶ浦西、袖ヶ浦東、藤崎(R4開設) 屋敷、実花、向山、香澄(R5開設) 鷺沼(R6開設)	
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
	○放課後子供教室の開設数	○16の小学校で実施		○11の小学校で実施	
				達成状況	
小施策	① 放課後等における子どもの安全・安心な居場所の整備 ② 地域で子どもを育てる環境づくりの推進				◎ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 放課後等における子どもの安全・安心な居場所の整備【社会教育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
「習志野市後期第2次実施計画」に基づき、R7年度に津田沼小学校、大久保小学校、谷津南小学校の3校に放課後子供教室を開設するべく準備を進める必要がある。 この他の未設置校2校の開設にあたっては、「習志野市こども若者まんなか計画子ども計画」(R7～R11)等へできるだけ早期の位置付けを図る必要がある。 また、学級推計等を踏まえ、学校運営に支障のない余裕教室などの安全・安心な実施場所の確保や今後経率的に増大する予算を確保していく必要がある。	就学児童を対象に放課後等の安全・安心な子どもの居場所づくりとして、鷺沼小学校に「放課後子供教室」を新たに開設するとともに、令和7年度に開設する津田沼小学校、大久保小学校、谷津南小学校の契約候補者の選定や活動場所の環境整備等の開設準備を行った。 令和7年度を始期とする「習志野市こども・若者まんなか計画」において、未設置校の開設年度を位置づけた。 開設校の保護者を対象とした満足度調査の結果では、子どもが安心して過ごせる場所との回答が95%であり、放課後等における安全・安心な居場所として多くの子どもに利用された。 令和6年度は新たに、責任者であるコーディネーターを対象とした研修会と児童を対象としたアンケートを実施し、職員の資質向上と児童の意見を反映する運営に努めた。	「習志野市こども・若者まんなか計画」に基づき、未設置校について開設準備を行い、全市立小学校での実施を目指す。 高学年児童の参加率が低い、高学年児童でも楽しめるよう学年に応じたプログラムの実施、書籍・遊具の充実を図る必要がある。 コーディネーターを含めた従事職員の資質向上に向けて、引き続き研修会の実施や情報共有できる場を設ける。 学級推計等を踏まえ、学校運営に支障のない余裕教室などの安全・安心な実施場所の確保や今後経率的に増大する予算を確保していく必要がある。

② 地域で子どもを育てる環境づくりの推進【社会教育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
地域住民との交流などの機会を提供するため、引き続き、放課後子供教室事業の活動や見守りに協力いただける地域ボランティアの募集を行っていく必要がある。	放課後子供教室において地域住民が主体となり、プログラムを実施することができた。 青少年育成団体連絡協議会等において、放課後子供教室地域ボランティアへの登録を呼びかけ、スポーツ団体を中心に新たに14名が登録した。(ボランティア登録人数 27名)。 放課後子供教室に通っていた児童が中学生となり、ボランティアに登録するなど、幅広い年齢層がボランティアとして活動した。	地域住民との交流などの機会を提供するため、引き続き、放課後子供教室の活動や見守りに協力いただける地域ボランティアの募集を行っていく。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 33/45
基本方針Ⅱ	「する」「みる」「支える」スポーツの推進	評価 (B)
施策(Ⅰ)	生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進	

【施策の達成状況】

目標	「する」「みる」「支える」スポーツを推進し、市民のスポーツ活動が充実するよう取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	(市民アンケートの結果において) ○週1回以上スポーツ・運動を行っている市民の割合 ○会場でスポーツ観戦したことのある市民の割合 ○スポーツボランティアなどの活動を経験したことのある市民の割合	○51.9% ○34.5% ○13.3%	○60.0% ○40.0% ○20.0%	○53.7% ○28.0% ○9.0%
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
				達成状況
小施策	① 「する」スポーツの推進 ② 「みる」スポーツの推進 ③ 「支える」スポーツの推進			○ ○ △

【主な取り組みの成果と課題】

① 「する」スポーツの推進 【生涯スポーツ課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
子育て世代が参加しやすい企画・運営を引き続き行っていく必要がある。 令和6年度は現在流行しているニュースポーツ「モルック」を主としたイベントを実施する予定であり、より多くの親子が参加しやすいよう、スポーツイベントの充実を図っていく必要がある。	働き盛り・子育て世代がスポーツに取り組めるよう、「親子参加」の機会拡充を図った。 文化スポーツ振興財団が実施するスポーツイベントにおいて、親子や家族で参加できるファミリーイベントや親子体操を実施した。 ・親子体操参加者数22回 184組 ・ファミリーイベント参加者 4回 1,328人 ニュースポーツの周知・普及を推進し、誰でも気軽に取り組むことができる環境づくりに努めた。 ニュースポーツ用具を団体や市民に貸し出し、ニュースポーツの普及を推進した。 ・ニュースポーツ用具貸し出し回数 226回 新たなスポーツ奨励大会として「みんなでモルック」を企画・開催した。 ・みんなでモルック参加者数104人	令和6年度実施のアンケート結果から、週1回以上スポーツ・運動をしている人で割合が低いのは、子育て世代や働き盛り世代であった。また、定期的にスポーツ・運動を実施しない市民の多くが、「時間がない」ことを理由として挙げていることから、引き続き子育て世代が参加しやすいイベントの企画・運営を行っていくことや少ない時間で取り組むことができるスポーツ・運動の提供方法を検討していく必要がある。

② 「みる」スポーツの推進【生涯スポーツ課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
トップチームの試合およびイベント等が開催できるよう、トップチームと連携し、実施に向けて取り組んでいく必要がある。また、PRの手法について検討していく必要がある。	第一カッターフィールドにてアメリカンフットボールオービックシーガルズのホームゲームを4日間開催し、市民が身近に観戦できる機会を提供した。 ・オービックシーガルズホームゲーム観客数 3,667人(4日間) 千葉ロッテマリーンズ公式戦や新たにアルティリー千葉(プロバスケットボールチーム)公式戦の市民招待を実施し、プロの試合を見る機会を提供した。 市制施行70周年記念事業として「ドリーム・ベースボール」を開催し、元プロ野球選手のプレーを間近で見る機会を提供した。 ・ドリーム・ベースボール観客数 約2,500人	引き続き、トップチームの試合およびイベント等が開催できるよう、トップチームと連携し、実施に向けて取り組んでいく。 また、令和6年度実施のアンケート結果では、会場に行き観戦する人の割合が減少していることから、実際に会場に足を運んでもらうための取り組みの工夫が必要である。

③ 「支える」スポーツの推進【生涯スポーツ課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、スポーツイベントの企画・運営にアドバイスをし、参加者の増加を見込んだ開催方法やPR方法を検討し、イベントの振興を図っていく必要がある。	スポーツ活動やコミュニティ活動の充実を図るため、スポーツ推進委員や市民スポーツ指導員、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ推進団体の活動を支援した。 また、スポーツ推進委員主催による習志野市スポーツ奨励大会5大会を実施した。 ・スポーツ奨励大会参加者数 686人(5大会) 市内16地区において、市民スポーツ指導員による地区事業実施した。 ・60事業、参加者9,674人 市制施行70周年記念事業として「ドリーム・ベースボール」を開催し、市民ボランティアを募り運営等に協力いただいた。 ・ドリーム・ベースボールボランティア参加人数 約135人	引き続き、スポーツ活動やコミュニティ活動の充実を図るため、スポーツ推進委員や市民スポーツ指導員、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ推進団体の活動を支援していく。 また、市民のスポーツボランティア活動の経験者が減少していることから、スポーツボランティアの認知度の向上やボランティア機会の提供について検討していく必要がある。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 34/45
基本方針12	家庭教育力の向上	評価 (B)
施策(1)	家庭教育に関する学習機会の充実	

【施策の達成状況】

目標	家庭教育に関する学習機会を増やし、地域に根差した家庭教育力の向上に努めます。		
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
	○家庭教育に関する事業の開催回数及び参加者数	○251回 4,022人	○263回 4,223人
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)	
			達成状況
小施策	① 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の充実		○

【主な取り組みの成果と課題】

① 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の充実【公民館】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、子どもの発達段階に応じた家庭教育に係る講座の充実に努める。また保護者が参加しやすい環境づくりに努める必要がある。	乳幼児から中学生まで、子どもの発達段階に応じた家庭教育に係る講座を実施し、育児に対する保護者の不安の解消や子育て中の保護者の仲間づくりの一助となった。	子どもの発達段階に応じた家庭教育に係るニーズを捉え、講座の充実に努める。 また、保護者が参加しやすい環境づくりに努める。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 35/45
基本方針12	家庭教育力の向上	評価 (B)
施策(2)	家庭教育相談の充実	

【施策の達成状況】

目 標	学校や行政・他機関等とネットワークを構築し、家庭教育に関わる相談体制の充実を図ります。また、「生活アンケート」を実施し、子ども達の日常生活を把握し、虐待されている恐れがある子どもの迅速な安全確保に努めます。				
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	
	○来所相談件数における終結数の割合		○来所相談件数における終結数の割合 50%	○34%	
	○「生活アンケート」を基にした教育相談の実施	○0校	○23校	○23校	
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
				達成状況	
小施策	① 家庭と学校、他機関をつなぐコーディネーター的役割の推進				○
	② 長欠・不登校児童生徒解消の推進				○
	③ 児童虐待の未然防止、早期発見・解消に向けた迅速な対応				○
	④ 一時保護等から学校に戻った児童生徒への組織的な対応				○

【主な取り組みの成果と課題】

① 家庭と学校、他機関をつなぐコーディネーター的役割の推進【総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
児童生徒一人ひとりにあった支援をするために、各学校、関係機関、SSWとの連携を強化する。市の子育て支援課や状況によっては児童相談所との関わりをもつようにする。	各学校との連携においては、必要があるときに相談担当者が電話連絡をしたり、指導主事が学期ごとに学校を訪問したりして情報共有を行った。学校訪問では管理職、教育相談担当職員、養護教諭などとも情報を共有し、より良い支援策について協議を行った。 また、子育て支援課等関係機関と連携し、家庭と学校との連携状況や、総合教育センターと家庭との関わり方などについても情報共有を行った。	児童生徒一人ひとりにあった支援をするために、各学校、関係機関、SSWとの連携を強化する。学校でのケース会議を推進し、相談員が積極的に参加していけるよう、関係機関との綿密な連携を図る。

② 長欠・不登校児童生徒解消の推進【総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
不登校児童生徒支援事業として実施している「あいあい広場」の令和5年度実績を検証し、それを踏まえた今後の方針を検討する必要がある。	公民館等を利用した「あいあい広場」を、昨年に引き続き年間5回開催した。「あいあい広場」に参加したことで、フレンドあいあいにつながった方もいた。開催場所によって人数差が見られるが、保護者同士が自分の悩みや苦しみを話し合える場となり、子供たちにとっても家族以外の人と関わるができる機会となった。	令和6年度の実績を検証することにより、令和7年度も市内の西部地区や中央地区地域での開催を継続する。また、保護者の支援を目的としてセミナーを開催すると共に、保護者同士の交流の場を提供する。

③ 児童虐待の未然防止、早期発見・解消に向けた迅速な対応【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
早期発見・早期対応が継続されるように、各学校の情報共有体制を整える必要がある。	各学期で「教育相談アンケート」を実施するとともに、アンケート回収後に教職員による個別の教育相談の期間を設定することで、早期発見・早期対応に努めた。	管理職研修において初期対応と関係機関との連携について周知を図る。

④ 一時保護等から学校に戻った児童生徒への組織的な対応【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
令和5年度の実績を検証し、令和6年度も試行を継続し、今後の方針を検討する必要がある。	公民館等を利用した適応指導教室「フレンドあいあい」の充実に向けた支援事業を、昨年引き続き年間5回開催した。さらに不登校児童生徒をもつ保護者を対象に、子どもへの対応法についてのセミナーを開催した。保護者同士の交流の場にもなり、有意義な事業であった。	令和6年度の実績を検証することにより、令和7年度も市内の西部地区や中央地区区域での開催を継続する。また、保護者の支援を目的としてセミナーを開催すると共に、保護者同士の交流の場を提供する。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 36/45
基本方針13	地域に開かれた学校づくり【教育課題①】	評価 (B)
施策(1)	積極的な情報公開と意見交換の充実	

【施策の達成状況】

目標	学校・家庭・地域の円滑な関係を構築し、相互の意思疎通・共通理解を図ります。				
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	
	○学校ホームページ作成の基本方針に則り、必ず掲載する内容を全校で達成する。	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○ホームページ作成の基本に則ったすべての内容を掲載できた学校数23校	○19校	
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
				達成状況	
小施策	① 学校と家庭・地域相互の情報交換の推進				○

【主な取り組みの成果と課題】

① 学校と家庭・地域相互の情報交換の推進【総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
調査研究について、データを経年で蓄積し、過去と現状について閲覧できるようにする。フレンドあいあいやわくわく学びランドなどのイベント情報や、活動の様子がわかる情報発信を継続していく必要がある。 学校ホームページ作成の基本方針に則り、必ず掲載する内容については全校で統一し、意思疎通・共通理解のための基本情報を整える必要がある。	各学校において研究に取り組んだデータを経年で蓄積し、過去と現状について閲覧できるようにした。フレンドあいあいやわくわく学びランドなどのイベント情報や、活動の様子がわかる情報発信についても継続した。 学校ホームページ作成の基本方針に則り、必ず掲載しなければならない内容について19校で統一することができた。	学校ホームページ作成の基本方針に則り、必ず掲載する内容について全校で統一するよう校務支援システムを使って呼びかけを行っていく。 ただし、児童生徒の顔や名札などが関連付けられ、個人が特定される画像は掲載しない。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 37/45
基本方針13	地域に開かれた学校づくり【教育課題①】	評価 (B)
施策(2)	地域とともにある学校づくりの推進	

【施策の達成状況】

目標	社会に開かれた教育課程の実現を図り、学校・家庭・地域の連携・協働した活動をより進めます。				
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	
	○教職員の地域学校協働活動の概要や取組みに対する理解度	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○地域学校協働活動アンケート調査において「1全て理解している」「2ある程度理解している」の割合90%	○地域学校協働活動アンケート調査において「1全て理解している」「2ある程度理解している」の割合 69%	
	○学校運営協議会を通して学校運営協議会委員や地域の方々との連携やコミュニケーションについての推進度	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○アンケート項目「校長、教頭、教職員とコミュニケーションをとりやすくなったと感じましたか」において、「とても感じている」の割合80%	○アンケート項目「校長、教頭、教職員とコミュニケーションをとりやすくなったと感じましたか」において、「とても感じている」が74%、「やや感じている」が23%	
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
小施策	① 社会に開かれた教育課程の推進 ② 地域社会との連携・協働した活動の推進 ③ 学校運営協議会の設置の促進				達成状況 ○ ○ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 社会に開かれた教育課程の推進【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
協議する議題や協議結果の実践についての具体的な方策について、学校運営協議会ガイドラインに沿って各学校で実施できるよう周知を行っていく必要がある。また協議会の進め方や日程の組み方のモデルを示し、各校で地域の特色を生かしたテーマを設定し、協議が行えるようにする必要がある。	年度当初の担当国会議にて協議会の流れを例示し周知した。保護者負担軽減についての協議や周年行事についての協議が行われ、学校運営協議会の議題内容が具体化してきている。年度末の担当国会議において、課題を共有し次年度重点的に取り上げるについて指導をした結果、令和7年度の取組について見通しが持てるようになった。	学校運営協議会の議題内容を各校で事前に計画する必要がある。報告事項だけでなく協議をするために、学校が年間を見通した計画の中で、地域の協力において何をしたいのか、何ができるのかを明確にするよう指導が必要である。地域の特色を生かすテーマ設定ができるようにする。

② 地域社会との連携・協働した活動の推進【社会教育課・指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
学校及び推進員を対象に実施したアンケート調査において、「人材」、「活動費」、「認知度」が課題として確認できた。 推進員及び学校教職員向けの研修を実施し、本制度への理解度を深めるとともに、より多くの地域住民に活動に参加していただくため、各校の取り組み活動等を地域に周知していく必要がある。また、令和6年度より、各校へ活動に対する費用を支給する必要がある。	地域住民と学校との情報共有を図り、連絡調整等を行う推進員を各校1名配置し、推進員と連絡・調整を円滑に行うための学校側の窓口として地域連携推進担当教職員を配置した。 活動を推進するため、各校の推進員と地域連携推進担当教職員を対象とする「地域学校協働本部連絡会議」を年2回実施し、各学校における取組事例の共有や推進員同士の交流を図った。 本制度について周知するため、各校の取り組み活動等を記したグランドデザインを作成し、市庁舎等の公共施設とモリシア津田沼にて展示した。 活動を推進するため、各校に活動に対する費用を支給した。	本制度についての理解を深めるため、引き続き、推進員及び学校教職員向けの研修を実施する。 活動に協力していただけるボランティアの募集などについて、幅広い年齢層にアプローチできるよう、アプリ等を活用した方法を検討していく。

③ 学校運営協議会の設置の促進【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
学校教育活動への参加や連携にはまだ課題が残る。地域住民への理解や人材確保などが必要である。学校側から、学校教育活動の地域への情報提供や発信を行い、地域の人々が参加しやすい環境づくりを行うことが必要である。	令和5年度に市立小・中・高等学校に学校運営協議会の設置が完了し、令和6年度の学校運営協議会の活動については、令和5年度と令和6年度を比較し検証を行った。学校ホームページに学校運営協議会の会議録などを市立小・中・高等学校の全校が公開し、地域の人々が閲覧できるようにした。	地域と共に活動する取組にはまだ課題が残るため、地域の方々が学校教育活動へ理解を深められるよう情報発信をする。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 38/45
基本方針14	地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり	評価
施策(1)	地域住民との協働による防犯・補導活動の推進	(B)

【施策の達成状況】

目 標	青少年補導委員と連携し、街頭補導活動を定期的に実施します。 中学校区青少年健全育成連絡協議会と連携し、環境浄化や防犯活動を実施します。 「子ども110番の家」を拡充させ、学校と地域と行政が協力して子どもの安全を守ります。				
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	
	○街頭補導及び自主的な防犯パトロールの継続的な実施による子どもの非行や犯罪等の実被害数 ○子ども110番の家加入件数	○非行・犯罪被害補導数23件 (喫煙や交通面等) ○加入者943件	○非行・犯罪被害0件 ○加入者1,200件	○非行・犯罪行為0件 補導数139件 (1月末日現在) ○加入数 1,089件 (新規加入29件、 2月10日現在)	
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
				達成状況	
小施策	① 街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実				◎
	② 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりの推進				○

【主な取り組みの成果と課題】

① 街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実【保健体育安全課(青少年センター)】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
インターネットの浸透については、今後も拡大、低年齢化が進んでいくことが予想されることから、SNSに関する情報発信について、引き続き重点的に行っていく必要がある。インターネット適正利用啓発学習会でも、児童の発達の状況に応じた学習プログラムを実施していく必要がある。 街頭補導については、毎日の地道なパトロールを引き続き実施していく必要がある。 青少年補導委員と連携し、街頭補導で発見した問題については、関係所管に連絡するなど改善していく必要がある。	以下のとおり街頭補導を計画的に実施することができた。 ①毎日の午前・午後パトロール ②週1回の朝パトロール ③補導委員と行う薄暮パトロール ④補導委員と行う夜間パトロール 等 パトロールにおいては、児童生徒の非行行為、問題行動はなかった。また、補導委員と学区の様子について情報共有し、心配な場所についてはパトロールを強化することで未然防止に努めることができた。 毎月行われる青少年補導委員との役員会、センター連絡会では、各中学校区における児童生徒、地域の様子や環境浄化状況について情報を共有し、効果的な補導活動を行うことができた。	学校の訪問や事故の対応、議会対応等があると、パトロール活動を行うことができなかった。これまで同様のパトロール活動を継続していけるよう関係機関や補導委員等と連携を図る。

② 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりの推進【保健体育安全課(青少年センター)】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
拡充に向けた目標値を意識し、実際に地道に活動して、個別の訪問などでも子どもたちの安全のため、という使命感を持って拡充していく必要がある。 民家については、引き続き課題であるが、小学校入学説明会学校などでも周知していく必要がある。	入学説明会や、小中学校の保護者向けの会議等で周知し、29件の入会があった。2、3月に商工会議所や商連に協力いただいて周知活動を図り、入会件数が増えることが予想される。	1件ずつ依頼することが時間的に難しく、商工会議所のように関係団体から組織全体に働きかけていただくような周知活動を考えていく必要がある。

※ 「子ども110番の家」は、子どもが何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動です。本事業では、加入者に、道路(通学路)に面した場所へ「子ども110番の家」プレートを設置していただき、子どもが救いを求めてきた際の一時保護、関係機関(主に警察)への通報などを依頼しています。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 39/45
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価 (B)
施策(Ⅰ)	幼稚園・こども園の教育環境の整備	

【施策の達成状況】

目標	教育・保育活動の充実に向けて、快適で安全・安心な教育・保育環境の整備に取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○「こども園整備計画」に基づく市立こども園の開設の割合 ○施設の安全に関する保護者アンケートで満足している評価の割合	○3園 43% ○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○7園 100% ○施設の安全に関する保護者アンケートで満足している評価の割合 75%以上	○6園 86% ○施設の安全に関する保護者アンケートで満足している評価の割合 72.3%
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
				達成状況
小施策	① 新たなこども園の設置と幼稚園の再編 ② 幼稚園・こども園の施設補修			
	○ ○			

【主な取り組みの成果と課題】

① 新たなこども園の設置と幼稚園の再編 【こども政策課・こども保育課】

令和5年度から見た課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
向山こども園では、小学校や地域との調整を行うことにより、開園後の安全対策等を実施することで、安全・安心な施設運営を行う必要がある。 引き続き、藤崎こども園の建設工事に取り組むとともに、教育・保育目標及び教育・保育計画、行事のあり方等の運営に関する詳細を、運営準備委員会を中心に検討を進めていく必要がある。	・「向山こども園」(令和6年4月開園) 小学校や地域との調整を密に行うと共に、施設利用者にも車両通行ルールなどの安全対策を周知徹底したことで、安全・安心な施設運営を実施することができた。 ・「藤崎こども園」の施設整備については、建設工事が工程通りに進み令和7年4月開園の準備が整った。	・向山こども園では、引き続き小学校や地域と調整を行うことで、安全・安心な施設運営を行う。 ・藤崎こども園では、小学校や地域との調整を行うことにより、開園後の安全対策等を実施することで、安全・安心な施設運営を行う。

② 幼稚園・こども園の施設補修 【こども政策課】

令和5年度から見た課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
予防的な修繕や維持管理委託では対応できない事例に対し、大規模な改修などの検討を進めていく必要がある。 引き続き園児の安全性を確保するため、日々の点検及び適切な修繕を実施する必要がある。	・各施設の老朽化対策として、予防的な修繕及び維持管理委託を実施したことにより、安定的な施設の維持ができた。 ・特定建築物定期点検を行うことで、施設の劣化部の特定を行い、今後の修繕に反映することができた。	・予防的な修繕や維持管理委託では対応できない事例が多いことから、東習志野こども園では大規模改修設計などを進めていく。 ・引き続き園児の安全性を確保するため、日々の点検及び適切な修繕を実施する。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 40/45
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価 (B)
施策(2)	小・中学校の教育環境の整備	

【施策の達成状況】

目標	子どもたちにとって、快適で安全・安心な教育環境を整備し、教育活動の充実と教育の質の向上に取り組めます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○小・中学校校舎トイレの改修 (整備済みトイレ箇所数÷トイレ総箇所数)	○73.7%	○100%	○90.5%
	○小・中学校体育館トイレの改善 (洋式トイレ設置学校数÷全学校数)	○39.1%(洋式トイレ) ○34.8%(乾式化等)	○100%(洋式トイレ) ○69.6%(乾式化等)	○100%(洋式トイレ) ○60.9%(乾式化等)
	○小・中学校の特別教室並びに体育館へのエアコンの設置の割合	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○100%	○87%(特別教室) ○ 0%(体育館)
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
				達成状況
小施策	① 学校施設の改築・長寿命化改修・大規模改修等の推進 ② 小中学校の体育館への空調設置の推進			○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 学校施設の改築・長寿命化改修・大規模改修等の推進【教育総務課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、引き続き設計、工事を進めていく必要がある。	全小中学校体育館空調の設計にあたっては、避難所機能の確保等の観点から、停電時でも使用可能な発電機能を有するガス機器を選定した。また、工事期間中は体育館の使用ができなくなることから、近隣の学校で代替できるよう、中学校区ごとにグループ分けするとともに、避難所としての収容人員や風水害時優先開設等を考慮し、グループ内における空調設置順を決定した。 大久保小学校、第二中学校の校舎改築工事、向山小学校、第一中学校の長寿命化改修工事、谷津南小学校の大規模改修工事が完了した。 大久保東小学校、鷺沼小学校の校舎・体育館改築工事の設計及び屋敷小学校の長寿命化改修工事、袖ヶ浦東小学校の大規模改修工事を進めた。	習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、引き続き設計、工事を進めていくとともに、令和8年度からを計画期間とする次期計画を策定し、計画的に学校施設の再生を進めていく必要がある。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 41/45
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価 (B)
施策(3)	市立高等学校の教育環境の整備	

【施策の達成状況】

目標	施設の老朽化に対応するため、習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、計画的な改修を行っています。また、必要に応じた改修を適宜行います。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○学校アンケートにおける学習環境の項目の肯定的評価の割合	○生徒:82.4% ○保護者:77.4%	○生徒:87% ○保護者:82%	○生徒:63.7% ○保護者:76.3%
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
				達成状況
小施策	① 習志野高校の教育環境の整備の推進			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 習志野高校の教育環境の整備の推進 【習志野高校】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
老朽化した施設・設備が多々残っているため、引き続き計画的な改修が必要となる。	第二グラウンド照明改修工事や生徒棟4階のトイレ改修など、老朽化した施設・設備の改修を行った。	老朽化した施設・設備が多々残っているため、引き続き計画的な改修が必要となる。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 42/45
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価 (A)
施策(4)	学校関連施設の環境整備	

【施策の達成状況】

目標	【給食センター】 PFI事業による運営になったことを受け、受託者（以下「SPC」という）に対する指導を徹底し、直営に変わらない安全・安心な給食の提供を行います。（なお、献立の作成や食材の選定・購入は引き続き、市職員が行います。） 【鹿野山少年自然の家】 学校関連施設として、衛生管理の徹底に努め、安全・安心な施設整備を行います。			
	成果指標	基準値 （平成30年度）	目標値 （令和7年度）	実績値 （令和6年度）
	○給食センター 学校給食の安定的な供給	○給食センター 給食提供件数 100%	○100%	○100%
	○鹿野山少年自然の家 施設に関するアンケート	○鹿野山少年自然の家 満足度 98%	○100%	○100%
	新たな成果指標	新たな目標値（令和6年度設定）		実績値（令和6年度）
				達成状況
小施策	① 給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバック			○
	② 給食センターの日常業務の円滑化			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバック 【学校給食センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
安全・安心な給食の提供を維持するため、モニタリングを確実にを行い、業務運営に支障がないよう、引き続き情報共有を図っていく必要がある。	年に4回のSPC企業によるモニタリングを確実にを行い、内容について精査し運営・維持管理事業に反映している。 またSPC企業が参加する「関係者協議会」を月1回開催することにより、共通理解が必要な情報を共有することができた。	安全・安心な給食の提供を維持するため、モニタリングを確実にを行い、業務運営に支障がないよう、引き続き情報共有を図っていく。

② 給食センターの日常業務の円滑化 【学校給食センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
安全・安心な給食の提供を維持するため、定期的に協議会を開催することで情報共有を図り、業務運営及び維持管理事業を確実に進める必要がある。	月に1度開催されるSPC企業の「関係者協議会」にて運営企業と情報共有を図り、業務運営及び維持管理事業を確実に進めることができた。	安全・安心な給食の提供を維持するため、定期的に協議会を開催することで情報共有を図り、業務運営及び維持管理事業を確実に進める。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 43/45
基本方針16	社会教育施設の再編・整備	評価 (B)
施策(1)	社会教育施設の整備	

【施策の達成状況】

目標	社会教育施設を安全で快適に利用できるよう再編・整備に取り組みます。				
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	
	○「第2次公共建築物再生計画～老朽化対策の行程表～」における生涯学習施設の改修・整備の実施	○実施	○富士吉田青年の家 長寿命化改修を実施 (本館棟) ○生涯学習施設について必要な改修整備を第3次公共建築物再生計画へ計上	○富士吉田青年の家 長寿命化改修設計業務委託を実施。 ○総合教育センター再整備において、現施設利用者等の意見を「(仮称)新総合教育センター再整備基本構想」へ反映。	
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
				達成状況	
小施策	① 社会教育施設の改修・整備の推進				○

【主な取り組みの成果と課題】

① 社会教育施設の改修・整備の推進 【社会教育課・公民館・図書館・富士吉田青年の家】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、「第2次公共建築物再生計画」及び「生涯学習施設改修整備計画」に基づき、施設の改修・整備を進める。また、施設の老朽化や設備の経年劣化により、修繕・工事が必要な箇所が増加傾向にあるため、計画的に修繕を進める必要がある。 令和6年度は、富士吉田青年の家 長寿命化改修設計を引き続き行い、令和8年度の改修完了に向けて、適切に進行管理を行う必要がある。 また、総合教育センター再整備・複合化については、令和6年4月以降に地域住民への意見聴取を行った上で、令和6年10月を目途に「習志野市総合教育センター再整備基本構想」を策定し、再整備に向けた検討を進めていく必要がある。	「第2次公共建築物再生計画」に基づき、富士吉田青年の家 長寿命化改修のための設計業務委託を実施した。 総合教育センターの再整備・複合化においては、総合教育センターとともに、令和6年4月のまちづくり会議での説明後、5月に地域で全4回の説明会を開催した。また、総合教育センターが実施した地域住民へのアンケート調査や、令和5年度に社会教育課が実施したサークル連協加盟15団体への個別ヒアリングの結果と合わせ、総合教育センターが令和7年3月に策定した「(仮称)新総合教育センター再整備基本構想」において、これらの意見を最大限反映し、「整備方針(基本方針)」及び「対象施設が持つ機能及び施設整備の基本的な方向性」に機能・施設整備の内容を明記した。	引き続き、「第2次公共建築物再生計画」及び「生涯学習施設改修整備計画」に基づき、施設の改修・整備を進める。また、施設の老朽化や設備の経年劣化により、修繕・工事が必要な箇所が増加傾向にあるため、計画的に修繕を進める。 令和7年度は、富士吉田青年の家 長寿命化改修工事の1年目として、本館棟の工事を実施する。 総合教育センター再整備・複合化については、各施設の施設利用者、関係団体、地域住民から意見聴取した内容を反映しながら、再整備基本計画の策定作業を進める。併せて、第3次公共建築物再生計画への反映について市長事務部局と協議する。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 44/45
基本方針Ⅰ7	健康・体力を育むスポーツ施設の整備	評価 (B)
施策(Ⅰ)	「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用)	

【施策の達成状況】

目標	スポーツ施設を安全かつ快適に利用できるよう改修・整備を図ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	スポーツ施設利用者アンケートにおける項目 ①施設内の安全は確保されていると思いますかの質問で「はい・ふつう」と答えた人の割合	①97%	①97%以上	①(R4 97%) (R5 96%) (R6 97%)
	②施設の総合的な満足度はいかがですかの質問で「満足・ふつう」と答えた人の割合	②96%	②96%以上	②(R4 96%) (R5 95%) (R6 95%)
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
				達成状況
小施策	① スポーツ環境の整備、安全性の維持			○

【主な取り組みの成果と課題】

① スポーツ環境の整備、安全性の維持 【生涯スポーツ課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
限りある市の施設を有効に活用するため、引き続き小学校の校庭や体育館及び学校水泳プールの開放を実施し、市民がスポーツをする場を提供していく必要がある。 老朽化したスポーツ施設を安全安心に利用できるよう、改修等に努める必要がある。 秋津野球場・サッカー場の再整備については、事業手法、事業規模、費用対効果の検討を行いつつ、利用団体との意見交換を引き続き行っていく必要がある。	学校体育施設開放事業の安心安全な運営に努めた。 ・学校体育施設開放事業を実施した 学校数 16小学校 ・学校水泳プール一般開放事業を実施した 学校数 4校 秋津野球場・サッカー場の人工芝化に向け、事業手法や費用対効果の検討を行った。	限りある市の施設を有効に活用するため、引き続き小学校の校庭や体育館及び学校水泳プールの開放を実施し、市民がスポーツをする場を提供していく。 老朽化したスポーツ施設を安全安心に利用できるよう、改修等に努める。 秋津サッカー場の人工芝化工事を行い、今後多くの市民に利用していただくための周知方法等について検討していく必要がある。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 45/45
基本方針18	教育行政の効率的・効果的な展開	評価 (B)
施策(1)	教育委員会事務局の活性化	

【施策の達成状況】

目標	教育行政に関するPDCAサイクルの確立と、積極的な情報発信により、教育委員会の活動の充実を図ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○市民意識調査における教育施策に対する満足度で、満足・やや満足と回答した割合	○23.4%	○35%	○26.8% ※R3年度28.1%
	○学校事務に関する会議、学校徴収金検討委員会の実施に伴う情報交換の回数	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○7回以上	○学校事務に関する会議6回 学校徴収金検討委員会1回、情報交換8回
	○平日・休日含む80時間以上超過勤務者数の軽減率	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○令和5年度比5%軽減	○令和6年度 小学校 176人→164人(6.8%減) 中学校 485人→322人(33%減)
	○点検・評価のA評価の割合	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○40%	○15.6%
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
達成状況				
小施策	① PDCAサイクルに基づく活動の推進			○
	② 広報活動の充実			◎
	③ 学校事務との連携の強化			○
	④ 先進的な施策の研究			○
	⑤ 学校における働き方改革の推進			○

【主な取り組みの成果と課題】

① PDCAサイクルに基づく活動の推進【教育総務課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
経年により「施策の達成状況」における成果指標が、現状の施策を評価するための指標にそぐわないものが散見されたため、再設定を行い改めて目標値を定めることで、成果向上を目指す必要がある。	各施策の成果指標についての見直しを行い、令和6年度については45施策中28施策で新規や追加の成果指標を定めて点検及び評価を行った。新たな成果指標で実施状況を省みたことで、課題がより明確になり、現教育振興基本計画の残りの期間で実施すべきことの見通しを持つことができた。	令和7年度は次期教育振興基本計画の策定を行う。ここまでの施策の成果と課題を精査するとともに、市民意識調査における市民の声や、パブリックコメントを含めた様々な声を聴取し、次期計画の方針に沿って施策に反映させていく。

② 広報活動の充実【教育総務課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
機構改革に伴い、各課の担当行事などを見直し、精選され充実した記事作成を行うことで、教育活動の周知を図る。 今後も学校教育のみの記事ではなく、生涯学習に関する取組や地域での教育活動など、幅広い内容を取り上げ、「地域とともにある学校」「学校を核とした地域」という視点で広報活動に努めていく必要がある。	市の市制施行70周年を受け、記念行事や冠行事が多く実施された中の一つとして、教育委員会が主催で実施した「子ども議会」については、広報誌やホームページに掲載して広くその実施を周知した他、学校写真展を実施して広報活動の充実を図ってきた。また、「学校教育だより」においては、学校教育に加え可能な範囲で社会教育に関する取組を取り上げて紹介するようにしてきた。	学校行事や地域行事を数多く取り上げていた地域の新聞が廃刊になったことを受け、教育委員会が作成する「学校教育だより」においては、これまで以上に幅広い範囲から取り上げて記事を作成し、紹介していくようにする。また、ホームページについて、広報の視点からの活用を工夫していくようにする。

③ 学校事務との連携の強化【学務課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
若年層支援職員を置いたため、統括主任の負担は昨年度よりも減ったが、それでも統括主任の負担は大きい。また統括主任、若年層支援職員が在籍する学校のもう一人の事務職員の負担が大きかった。若年層支援、共同実施ともに大きな効果があるため、今後も行っていく必要がある。	若年層支援職員による初若年層、経験年数の浅い臨時的任用職員に対する訪問支援の充実と、支援内容の確認及び助言を行った。 若年層研修会を市教委との連携により実施。また、講師として1コマ担当する中堅層に対し、研修内容の確認や指導助言を行い育成に取り組んだ。 市学校徴収金検討委員会や働き方改革検討委員会において市教委と学校事務職員との連携を図ることができた。	将来的に主任となるべく人材の育成（中堅層の育成）や、事務職員が自校で教育支援や教員の事務負担軽減に向けた取組みへの意識向上を図っていく必要がある。 事務の滞りによる訪問指導や各ブロックを巡回し指導、助言することにより、統括主任の負担が大きくなっているため、改善策を検討していく。

④ 先進的な施策の研究【教育総務課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
国の第4期教育振興基本計画について研究するとともに、県の動向状況の情報収集し、習志野市基本構想をもとに次期「習志野市教育振興基本計画」策定に取り組む必要がある。	国の第4期教育振興基本計画を受け、県の第4期教育振興基本計画策定の進捗状況及び市の基本構想策定の進捗状況を確認しながら、令和8年度～15年度計画期間とする次期習志野市教育振興基本計画の骨子案までの作成を終えた。この作成の過程においては、現行の計画の成果と課題を踏まえつつ、様々な調査の結果分析や市民意識調査の結果分析も含め、次期計画の方針について検討を重ねてきた。	令和6年度に作成した骨子案をもとに、令和7年度は計画案の作成、パブリックコメントの実施、そして策定までを終え、令和8年度からの実施とする。特に計画案の策定後には、パブリックコメントに向けた様々な手続きや、教育委員会会議での議決が必要となるため、遺漏なく実施していく必要がある。

⑤ 学校における働き方改革の推進【学務課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
超過勤務者は減少傾向にあるが、まだ減らしていく必要がある。 令和4年度は、始業式前の年度初め準備期間が3日であったのに対して、令和6年度は4日間になる。 始業式前の準備期間を確保していく必要がある。 令和6年度途中より、C4th（シーフォース）を利用し、フェリカカードで出退勤を記録するシステムを導入予定である。この導入が勤務時間縮減にどう影響していくかを注視していく必要がある。	今年度始業式前の準備期間を4日間確保できた。 昨年度までは教職員が50名以上の学校のみ産業医を配置することができなかったが、今年度より時間外勤務が100時間を超えた教職員に対し健康確保のため、教職員49名以下の学校につきましても産業医による面談を実施することができた。面談を実施したことにより、教職員の意識が高まり超過勤務者が減少してきている。 また、引き続き学校においてノー残業デイやノー部活デイ、教育課程の工夫をして事務処理時間を確保する等、様々な取り組みをしている成果と考えられる。 昨年9月よりC4th（シーフォース）を利用し、フェリカカードで出退勤を記録するシステムを導入したことによる勤務時間縮減については令和5年11月の80時間超35人、100時間超27人、令和6年11月の80時間14人、100時間超0人と減少が見られた。	C4thを利用した、出退勤記録システムや産業医面談により、超過勤務者は減少傾向にあるが、まだ減らしていく必要がある。また、今後も始業式前の年度初め準備期間を確保していく必要がある。 コピー機のリース期間満了に伴い、スキャン機能を備えたコピー機を配置する予定なので、業務の効率が上がり、勤務時間削減につながると予想されるので注視していく。

Ⅲ 学識経験者からの意見聴取の結果

教育委員会が行った点検・評価案に対して、学識経験者からの意見聴取を行いました。いただいた御意見は令和7年度の教育行政方針の実施及び令和8年度の点検・評価の際に参考とさせていただきます。

(基本方針1) 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上

(施策1) 社会の変化に対応した幼児教育の推進

- ・コロナ禍後の諸活動が再開される中で、コロナ禍前との比較において変化していくべきものと従前の教育課程を再開するものとの精査を行い展開していくべきと考える。その中で、職員研修は非常に重要であると考えるので、研修への参加とそのフィードバックに一層努めるべきである。
- ・全般的によく取り組んでいる。一方で、社会の変化による課題を「①実態に応じたカリキュラム編成（特に接続期）②少人数化③実体験④表現機会⑤研修転移」と捉えているのに対して、成果指標や目標値が妥当であるかについては検討の余地があるだろう。指標は「意図的・計画的な集団教育の確保」に対する保護者評価となっているが、経年変化にも意味があると同時に、目標値が実績値を下回っている点、保護者の満足度の向上と課題解決との関連性等についての検討が必要である。また、少人数化への対応としての近隣の教育施設との交流を、回数等ではなく、職員間の対話に着目しているのは、優れた視点である。

(施策2) 「健康な心と体」を育てる教育の推進

- ・令和5年度の数値目標の設定により、実績が数値化され具体的になったことは評価できる点である。しかし「健康な体と心」の育成は、最重要項目である点から考えると、小施策の達成状況のすべて B 評価である点はやや残念である。

(施策3) 幼児の安全・安心を守る教育の推進

- ・「安全・安心」は、職員の意識の持ち方が大変重要であることを十分に理解し、推進するべきである。

(施策4) 特別支援教育の推進

- ・数値目標が明解で、次への課題・方針が明確化しやすいので、一層の充実を期待したい。
- ・日々特別支援教育に取り組み、補助教諭との連携も必要な担任教諭のサポートが重要である。研修だけでなく相談体制作りについても検討が必要である。

(施策5) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進

- ・関連研修も長く行われており実績のある所と思われるが、接続への配慮事項は年とともに増加しているので、より個々の幼児児童のニーズに合わせたケースの研修の質を高めてほしい。
- ・相互参観等、職員の相互理解の推進に向けての取組みが進展しているのは評価される。目標値の達成と同時に、「習志野市接続期カリキュラム」の児童期の実践事例の充実を図っていただきたい。

(基本方針2) 子育て・子育て支援の充実

(施策6) 多様なニーズに対応した子育て支援の推進

- ・情報が必要な人でも、自ら情報を取りにいかないケースもあると思われる。せっかくの支援の機会も届かないことは残念である。次年度に向けて目標値の達成に向けて、様々な手立てを一層工夫する必要があると考える。

(施策7) 家庭・地域との連携の強化

- ・実際に多様な子育て支援が推進され、施設開放についても目標値に向けての努力がなされている点は評価される。目標値の達成が望まれるが、育児相談開設比率が低い点、①家庭・地域での子育て支援の推進が△となっている点については、要因と改善策を検討する必要がある。
- ・園教育の理解につながる様々な取り組みがなされていることが評価され、市の広報への写真掲載等も効果的である。一方、若い世代は SNS から情報収集を行っている実態を踏まえ、保護者対象のアプリに加え、より一層の発信の工夫が望まれ、それが課程・社会との連携強化につながると考えられる。

(基本方針3) 信頼を築く習志野教育の進展

(施策8) いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展

- ・依然として高い数値を示しているが、相談方法、居場所づくり、授業への参加等においては、タブレット端末による WEB 対応が、今後大きな役割を担っていくと思われる。通信環境整備等も含めて、より実効性のある取り組みの研究・導入・活用を図っていくべきである。
- ・不登校児童生徒数の割合の実績値に、改めて課題の大きさが実感される。より多くの不登校児童生徒及び保護者支援の場とするため、開催場所や実施方法についての検討と教育相談員の増員という方針を実現してもらいたい。また、「子供に必要な具体的な取り組みの推進が図られるような数値目標を追加すべきではないか」という指摘に対して、校内適応指導教室設置 100%を目指すという数値が示されたことは評価される。いじめについては、アンケート以外にも防止の取組みの進展を示す指標があることが望ましい。

(施策9) 特別支援教育の一層の充実にに向けた取り組みの進展

- ・個々の児童・生徒のニーズに合わせて、手厚い対応が図られつつあると思われる。支援員も多く配置され、授業時もすき間のない支援体制がとられている。今後は各学校の司令塔ともいべきコーディネータの育成が急務だと思われる。
- ・支援員の適切な配置が実現したことは成果であるが、基本方針の推進のために指標設定をするのであれば、支援員の専門性の向上（個別最適化、ICT 活用等）を促す指標の検討が望まれる。

(施策10) 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展

- ・中堅層について手厚く手立てがとられている点は評価されると思う。しかし初期層も含め中学校においては教科指導について、小学校においては自校の研究教科について研修する機会を充実させる必要がある。ICT 機器の利活用は、まだまだ職員個人のスキルに頼むところが大きく差が大きいように思うので一層の充実に期待したい。
- ・ICT 等、ニーズに応じた研修の充実が伝わる記述となっている。一方、教職員のメンタルの側面が課題となっていることから、研修内容の幅を広げることも検討してほしい。

(基本方針4) 子どもの生きる力を育む教育の充実

(施策11) 確かな学力を保障する教育の推進

- ・学力学習状況調査の数値目標により、目標が具体的で改善の状況を精査しやすくなっている点が評価できる。さらに学力向上に向けて質問紙の回答をクロス集計するなどして、個に応じたきめ細やかな学力向上のための支援を期待したい。指導と評価の一体化はただ形にとらわれることなく、そうすることによる効果についても指導していきたい。
- ・全国学力・学習状況調査の比較だけでなく、ICT 活用の割合が加えられたのは改善されたが、「確かな学力」とは何なのかを検討しながら今後も評価指標を検討することが期待される。

(施策12) 豊かな心を育む教育の一層の推進

- ・セカンドスクールは本市の教育にとってかけがえのない財産である。富士吉田青年の家等の使用についてはさまざまな面からの検証が必要と思われる。

(施策13) 健やかな体を育む教育の推進

- ・ストレスチェックをどのようにいかすかについて、検討していただきたい。

(施策14) 食育の充実と安全・安心な学校給食の実施

- ・よく取り組まれている。

(施策15) 特色ある学校づくりの進展

- ・タブレットの活用は、学習用具の一つとして自然に活用していくことがより積極的な活用につながっていくと思われる。多くの小学校が公開研究会を実施し、成果を上げている点から中学校が1校限定である必要はあるのか。特色ある学校づくりの観点からも公開研究会の機会を生かせればより良いと考える。
- ・目標値が実績値を下回っているが、目標値か指標の見直しが必要ではないか。

(基本方針5) 子どもを未来につなげる教育の展開 (施策16) 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開 ・電子図書館の活用状況は数値化が図りやすいと思われるので一考を図ってほしい。 ・数値にできる指標と【主な取り組みの成果と課題】における文章での評価のバランスがよく、達成状況と課題がわかりやすい。 (施策17) 国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開 ・人権意識の向上が最重要であろう。その面で人権について擁護委員の招聘等の実施がやや低調に思う。 ・中学校職場体験実施状況における実績値が5校となっているのに対し、目標値が7校で現状維持となっているのは、なぜなのかがわからない。文章は具体的でわかりやすい。 (施策18) I人I台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開 ・広く活用が進展している面も見られる。今後は、教員のスキルの向上と新規導入ソフトの活用習熟の研修機会の確保が必要である。 ・「ICTをほぼ毎日使用して授業を受けた」児童生徒の割合の実績値と目標値が乖離している。ほぼ毎日使用することが高水準な教育の展開につながるかの検討も含め、検討の余地があるのではないか。 (施策19) 安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開 ・令和6年度実績値が90%というのは、各種災害や事件等が多く報道される現在においていかなものか。実効性のある避難訓練や、その通りに動ける防災マニュアルの作成と周知は、確実に図られなければならないところである。
--

(基本方針6) 魅力ある市立高校づくり (施策20) 多様な高校教育の一層の充実 ・進路ガイダンスの充実、進路後援会の工夫、学習内容の蓄積が図られ進路選択の動機づくりが手厚く行われていることは生徒の適正な進路選択のために大変評価できる。今後は、進路選択の基盤となる学力向上の取り組みについても生徒の実態を踏まえた具体的な施策を評価項目に加えるべきと考える。 ・適切な評価がなされており、市立高校に対する評価も高い。さらに、生徒の満足度を指標とすると、一層実態に即した評価になると考えられる。 (施策21) 地域や社会に開かれた高校づくりの推進 ・学校運営協議会との有機的な連携が図られている点は評価できる、より一層の進展を図るとともに、通学してくる生徒の住んでいる地域との連携の方策についても考えてほしい。 ・地域の方の学校評価アンケートの結果を成果指標としているが、生徒がどう感じているかについても指標に加えるとなおよいのではないか
--

(基本方針7) 生涯学習推進のまち習志野の推進

(施策22) 学習機会の充実

- ・生涯学習に対する市民の関心と参画意欲の高さが数値上からも理解できる。公民館事業の方向性により子ども向け講座を特化していくのであれば、評価の観点としてこの部分の実態と今後に向けての数値目標等が立てられるのではないかと考える。
- ・取り組みの充実度が伝わる評価となっているが、課題としている「大学や企業と連携」はとてもよい取り組みなので、その達成度に関する指標があるとなおよいのではないかと考える。

(施策23) 学習成果の活用

- ・継続した活動が展開されており、本市の生涯学習の発展に大きく寄与してきたものであると評価できる。市民カレッジの卒業生が市内各所で活躍している様子もあり、今後もさらなる発展に向けて努力してほしい。
- ・利用団体や利用者数が指標となっているが、年齢層の偏りが課題となっている。若年層の利用を促す取り組みがなされていることは記述から読み取れるが、その契機になるような評価方法の導入も期待したい。

(施策24) 社会教育指導者の確保と養成

- ・指導者としての向上と養成を図る研修に職員が参加。指導者への意欲を持った市民にその内容が伝達されることで、裾野がひろがるのではないかと考える。

(施策25) 自主自立課題解決型社会の推進

- ・コロナ禍を経たことにより公民館利用や各サークルの状況に変化が起こっていることは否めないと思われる。新たな中心世代のニーズを調査してそれにマッチした企画・運営について研究する必要がある。
- ・「サークル団体と連携した、会員減少対策を検討する。」は具体的で有効な取り組みである。サークルの存在を知らせる広報活動については、学校施設への掲示や市民が多く訪れる商業施設等に協力を求めるなども一案ではないかと考える。

(基本方針8) 芸術・文化活動の振興

(施策26) 芸術・文化活動の振興

- ・日常空間の中での文化活動の展開やアウトリーチによる聴衆や参画者を増やす取り組みなど、大変評価できる展開がある。文化ホールという中心地が閉じた中で、この弱点を利点に変える豊かな発想やそれに基づく活動は今後もさらに発展させてほしい。
- ・文化ホールとモリシア津田沼の閉館がもたらす影響が大きい。開館時期が見通せなくなっていることから、週末にも市庁舎で「市展」や「市民文化祭」等の文化行事を開催できるよう、行政関連施設と区分する追加工事を行うなどして、週末の来場に応じる必要があると考える。

(基本方針9) 文化財の保存と活用
(施策27) 文化財の保存 ・円滑に事業が進捗していて評価できる。担当課における人的配置は市民サービスの観点からも早急に対応すべきである。 (施策28) 文化財の活用 ・文化財の活用はさまざまな遺著事項や規制も多く、なかなか難しい側面もあると思うが、特に子ども世代には文化財は身近なものとして活用が図られることを希望する。 ・「一日あたりの入館者数」だけではなく、ホームページの閲覧数も加えてはいかがか。小学校の授業で閲覧し、活用する指導の提案もできるのではないか。

(基本方針10) 青少年健全育成の推進
(施策29) 青少年育成団体の活動支援 ・各団体の調整が円滑に進んでいる状況は好ましい。役員の交代・指導者の育成等についてはどの分野でも過渡期を迎えていると思われる。今後、そのための具体的方策と支援を一層進めてもらいたい。 (施策30) 家庭や地域の青少年教育力の向上 ・情報リテラシーの啓発・研修は必要性の高まりから、何らかの形で実施されているのは評価できる。これは身近に起こりうる問題を多く含むので単年で終わるのではなく、継続的に実施すべき課題である。 ・新たな成果指標が設定されたのは評価される。教職員はじめ、大人が学ぶ必要性が高まっている。 (施策31) 青少年のための施設における活動の充実 ・社会的要因により利用者状況に波があるが、小学生の受け入れについては鹿野山のノウハウも参考により良いものとする研究をしっかりと進めてもらいたい。 (施策32) 子どもの居場所づくりの推進 ・満足度も高く評価できる。早急に完全な形での開設に至るよう準備してほしい。 ・放課後子供教室が新たな子どもの居場所となり、市民の活躍の場にもなっているのがよくわかり、今後に期待したい。居場所の多様化や人財発掘に公民館との連携が求められる。

(基本方針11) 「する」「みる」「支える」スポーツの推進
(施策33) 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進 ・「する」「みる」「支える」の各推進項目についてしっかり取り組まれているのは評価できる。実績値に上昇と下方ブレがみられる。実態を精査して、目標値の実現を望む。 ・支えるスポーツボランティアの認知度の向上が求められる。中高生に対して周知するのも一案ではないか。

(基本方針12) 家庭教育力の向上

(施策34) 家庭教育に関する学習機会の充実

- ・参集型の講座形式では、参加可能な保護者の人数が頭打ちになっているのではないかと。オンラインでの参加や学習可能な時間に視聴できるオンデマンド配信など、環境整備について研究してはどうか。
- ・オンラインでの学習機会の充実も検討する必要がある。

(施策35) 家庭教育相談の充実

- ・各学校・関係機関がよく連携し、個々の児童生徒のケースに応じた対応が図られ、大変評価できる。不登校対応については校内適応指導教室も「フレンドあいあい」もともに成果をはたしていると受け止められる。

(基本方針13) 地域に開かれた学校づくり

(施策36) 積極的な情報公開と意見交換の充実

- ・情報公開について、市の整備状況と各学校の運用状況に開きがある。適切な情報を適切な時期に毎日発信するなど自校の教育活動の発信ツールと捉えている学校もある反面、更新がなかなかされず滞っている学校、児童生徒の顔等全て出してしまう学校、過度な自主規制でパスワードにより一切の情報が見られない学校がある等、学校差が激しい。市教委の基準に照らして精査すべきと考える。

(施策37) 地域とともにある学校づくりの推進

- ・学校運営協議会については、事前の準備から案内、学校公開の様子、議題に沿った会議運営など行政と学校の連携ができる。次年度もさらに充実した内容となり、地域とともにある学校の具現化が各校で図られることを期待したい。
- ・今後は、学校運営協議会設置の成果についても評価を考える必要がある。市民の認知度も評価対象となる。

(基本方針14) 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

(施策38) 地域住民との協働による防犯・補導活動の推進

- ・各団体のパトロール活動はきちんと実施され、子どもたちの健全育成と地域防犯に大いに力を発揮しており大変評価できる点である。反面、非行・トラブルの型が変化してきており、パトロールが始まった頃とは様相が変わってきている。現代の非行の状況を関係機関とも連携し探っていく必要もあると考える。
- ・犯罪件数が0という成果があるが、一方、犯罪が街頭ではなくインターネット上で起きているという実態がある。ネット上のパトロールなどにより被害が生じないようにする施策が求められる。

(基本方針15) 安全で潤いのある学校環境の整備
(施策39) 幼稚園・こども園の教育環境の整備 ・整備が計画に基づき粛々と進められており、教育環境整備は評価できる。 ・藤崎こども園の視察を通して、配慮された教育環境を確認することができた。評価基準が設置数だけでなく保護者アンケートの結果が併記されたことは評価される。 (施策40) 小・中学校の教育環境の整備 ・施設再生計画に基づき粛々と進められており、教育環境整備は評価できる。小中学校は避難場所としての用もなすことから、非常時を想定した整備状況も確認したい点である（特に体育館の設備）。 (施策41) 市立高等学校の教育環境の整備 ・習志野高校については、県立高校並みの施設設備への環境整備が必要であると思われる。 ・学校アンケートの結果を成果指標としていることは評価される。 (施策42) 学校関連施設の環境整備 ・運営計画に沿って必要な環境整備がなされていると評価できる。

(基本方針16) 社会教育施設の再編・整備
(施策43) 社会教育施設の整備 ・各計画に従って粛々と環境が整えられていると思われる。総合教育センターの再整備については、生涯学習も加味した教育センターとの意味づけもされると思われるが、長年習志野市の学校教育を支えてきたという当初の設置理念も踏まえて整備をしていく必要があると考える。

(基本方針17) 健康・体力を育むスポーツ施設の整備
(施策44) 「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用) ・整備・安全性の維持について数値目標に基づいて進捗させてほしい。 ・学校水泳プールの不使用等の実態が示されていない。アンケート対象が施設利用者となっているが、市民における利用者比率やその理由なども明確になると、施策の推進につながると考えられる。

(基本方針18) 教育行政の効率的・効果的な展開

(施策45) 教育委員会事務局の活性化

- ・PDCA サイクルに基づき、年度ごとに有効な指標が加味され評価できる。数値目標化しにくい観点の扱いをどういう視点で行っていくかをよく吟味してほしい。学校における働き方改革が、単に時短にのみ目が向かないように、学校という職場の特性も鑑みながら推進していただきたい。人的保証が必要な分野を洗い出し配置に向けた努力をすることも大切であるとする。
- ・①に記載されている通り、各施策の成果指標について見直したことは高く評価される。市民目線で評価することで、課題がより明確になることから、今後も見直しを継続していただきたい。一方、「検討委員会の実施に伴う情報交換の回数」を成果指標とし、目標値を「7回以上」としている点について、その次の項目で「超過勤務者数の軽減」を目指しているのと矛盾しているように感じられる。回数を増やすことを目標にするのではなく、オンライン化等で実質的な成果をあげる工夫が必要なのではないか。働き方改革については、書類に追われて子どもと向き合えないことがないよう、当事者の声を聞く評価を行い、目標を設定し、保育者や教師を目指して社会に巣立った若者が働き続けられる一層のサポートを期待したい。

資料Ⅰ

○習志野市の教育課題（平成26年度～令和元年度）

習志野市教育委員会では、「習志野市教育振興基本計画（令和2年度～令和7年度）」の策定にあたり、文部科学省や千葉県教育委員会の理念や施策、前「教育基本計画（平成26年度～令和元年度）」、市民意識調査の実施状況などを踏まえ、本市の教育課題として以下を抽出し、市民の皆様の理解と協力を得ながら、課題解決に邁進しております。

学 校 教 育		生 涯 学 習	
課題1	「地域の風がいきかう学校づくり」の推進 (地域に開かれた学校教育の確立)	課題1	新しい公共の形成をめざす社会教育の推進 (一市民、一ボランティアの確立)
課題2	「確かな学力」を育成する教育の推進 (生きる力→知の確立)	課題2	市民の学びを支援する公民館・図書館活動 の推進(一市民、一文化の確立)
課題3	豊かな心を育む教育の推進 (生きる力→徳の確立)	課題3	芸術と文化の薫る都市“習志野”の推進 (一市民、一文化の確立)
課題4	健やかな体を育む教育の推進 (生きる力→体の確立)	課題4	生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進 (一市民、一スポーツの確立)
課題5	いじめ、不登校の未然防止・解決を目指す 教育の推進(人間関係力の確立)	課題5	次代を担う青少年の健全育成の推進 (青少年の心と体の伴った成長の確立)
学社連携		「家庭・地域の教育力の充実」 (家庭教育・地域で子どもを育てる環境づくりの推進)	

習志野市は
持続可能な開発目標「SDGs」に取り組んでいます。



議 案 第 29 号

令和8年度習志野市立幼稚園園児募集要項について

令和8年度習志野市立幼稚園園児募集要項を別記のように制定する。

令和7年8月26日提出

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

習志野市立幼稚園管理規則の規定により、令和8年度習志野市立幼稚園の園児募集方法等について定めるものである。

令和8年度習志野市立幼稚園園児募集要項

1 募集人員

募集人員は、習志野市立幼稚園管理規則(昭和41年教育委員会規則第2号)第17条に規定する各園の定員のうち、別表1のとおりとする。

2 応募資格

本人及びその保護者(親権者又は後見人をいう。)が、習志野市内に住民登録をして実際に居住し(令和8年3月31日までに住所変更予定の者を含む。)、次のいずれかに該当するもの。

- (1)1年保育の5歳児(令和2年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた者)
- (2)2年保育の4歳児(令和3年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた者)

3 応募可能施設

- (1)習志野市立幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則(昭和49年教育委員会規則第4号)第2条に規定する通園区域(以下「園区」という。)のうち、応募しようとする者(以下「応募予定者」という。)の住所が属する園区の幼稚園(別表2参照)。
- (2)前号に係わらず、兄弟が令和7年度から在園している幼稚園が園区外にあり、かつ、令和8年度も引き続き当該幼稚園に在園する場合は、当該兄弟の在園している幼稚園に応募することができる。
- (3)同時に複数の幼稚園及びこども園に応募することはできない。

4 入園願及び給付認定申請書の配布並びに園児募集説明会及び保育参観

(1)日時

【入園願及び給付認定申請書の配布】

令和7年10月15日(水)及び10月16日(木)

各日とも午前9時30分から午後4時まで

【園児募集説明会及び保育参観】

令和7年10月15日(水)及び10月16日(木)

各日とも午前9時30分から午後4時の間(各園による)

(2)配布及び説明会場所

各幼稚園

※説明会への参加を希望しない方は、応募手続きに必要な書類を市のホームページよりダウンロード可能

(3)対象者

原則、各幼稚園への応募予定者

5 入園願及び給付認定申請書の受付

(1) 受付日時

令和7年11月5日(水) 午後2時15分から午後4時まで

(2) 提出先

応募する各幼稚園

(3) 提出書類及び提示書類

ア 提出書類・入園願 1通

- ・教育・保育給付認定・変更申請書(1号認定用)
- ・教育・保育給付認定・変更申請書(1号認定用)兼施設等利用給付認定書(2号・3号認定用)(※要件がある方)
- ・給付認定に係る必要書類一式

イ 提示書類・本人及びその保護者が現在市内に居住していることを確認できるもの(住民票の写し・子ども医療費助成受給券等)

- ・住所変更予定者については、市内の居住先が確認できるもの(家屋の登記簿謄本、建築確認通知書、売買契約書、賃貸借契約書、社宅契約書等。なお、住民票の写し、子ども医療費助成受給券等については、住所変更後に提示すること。)

6 応募者数の公表

(1) 公表日時

令和7年11月6日(木) 午前9時以降

(2) 公表場所

各幼稚園

市のホームページ

(3) 公表内容

各幼稚園及びこども園における園ごとの応募者数

7 入園候補者の決定方法

(1) 応募者数が募集人員以下の場合は、応募者全員を入園候補者とする。

(2) 応募者数が募集人員を超える場合は、公開抽選を実施し、入園候補者を決定する。

(3) 前号の場合において、多胎児については、1件の応募として抽選を行う。

(4) 公開抽選となる場合でも、次のア、イの応募者は入園候補者とする。

ア 応募する幼稚園に兄弟が令和7年度から在園し、かつ、令和8年度も引き続き在園する弟妹。

イ 同一幼稚園に兄弟で応募し、そのうち一人が入園候補者となった場合の残りの応募者。

(5) 抽選は次の方法で行う。

ア 抽選は、適正且つ公正なくじを各幼稚園で作成し、習志野市こども保育課職員立ち合いのもと、保護者がくじを引く。

イ くじは2回実施する。1回目は抽選順を決める予備抽選、2回目は当選者を決める

本抽選とする。

ウ 抽選は、5歳児、4歳児の順で行う。

エ 抽選にもれた応募者は、希望により補欠登録を行う。補欠登録を希望する応募者が複数いる場合は、登録順を決める抽選を行う。

8 公開抽選の実施等

(1)実施日

令和7年11月7日(金) 午後3時

(2)実施場所

各幼稚園

(3)補欠の登録

欠員が生じて追加募集を行う場合に、入園候補者とならなかった者で補欠の登録をしたものを、優先して当該幼稚園の入園を許可することができる。

9 応募変更の受付

(1)受付対象者

応募した幼稚園で入園候補者とならなかった者

(2)受付日時

令和7年11月10日(月)

午前10時から午前11時30分まで

(3)受付場所

入園候補者数が募集人員に満たない幼稚園及びこども園(園区は定めない)

(4)応募変更者数の公表

令和7年11月10日(月) 午後1時30分以降

各園の掲示板に掲示、市ホームページに掲載

(5)応募変更者の抽選

11月6日時点では募集人員を満たしていなかったが、応募変更により、募集人員を超えてしまった場合は、応募変更者のみで抽選を行う。

実施日11月12日(水) 午後3時

抽選方法は7(5)に準じる。

(6)提出書類及び提示書類

ア 提出書類 入園候補者とならなかった幼稚園及びこども園から返却された次の書類(あて名の園名を二重線で訂正)

・入園願 1通

・教育・保育給付認定・変更申請書(1号認定用)

・教育・保育給付認定・変更申請書(1号認定用)兼施設等利用給付認定書(2号・3号認定用)(※要件がある方)

・給付認定に係る必要書類一式

イ 提示書類 ・本人及びその保護者が現在市内に居住していることを確認できるもの(住民票の写し・子ども医療費助成受給券等)

- ・住所変更予定者については、市内の居住先が確認できるもの（家屋の登記簿謄本、建築確認通知書、売買契約書、賃貸借契約書、社宅契約書等。なお、住民票の写し、子ども医療費助成受給券等については、住所変更後に提示すること。）

10 面接の実施

(1)実施対象者

入園候補者及びその保護者

(2)実施日時

令和7年11月13日(木)及び14日(金)

各日とも午後1時から午後4時の間(各幼稚園による)

(3)実施場所

各幼稚園

(4)その他

入園候補者の状況に応じて再面接を行う場合がある。

11 入園許可書の交付

(1)交付日時

令和7年12月18日(木)

午後2時15分から午後4時まで

(2)交付場所

各幼稚園

(3)交付書類

入園許可書1通

12 追加募集

入園許可者数が募集人員に満たない場合は、各幼稚園において、随時、入園願の受付及び面接を行う。

別表1 令和8年度習志野市立幼稚園定員・募集人員について

園名	定員	募集人員	
		2年保育の4歳児	1年保育の5歳児 (現4歳児人数)
谷津幼稚園	210 人	105 人	101 人(4 人)
津田沼幼稚園	210 人	105 人	105 人(0 人)
屋敷幼稚園	210 人	105 人	99 人(6 人)
合計	630 人	315 人	305 人(10 人)

○ 1年保育(5歳児)園児数は、令和7年7月31日現在の4歳児園児数を基に算出している。園児の転出入により、募集人員の変動あり。

【参考】・令和8年度習志野市立こども園(短時間児)募集及び定員については別途市長が定める。

・手続きや日程等は市立幼稚園と同様に行う。

園名	利用定員 (短時間児)	募集人員		
		3年保育の 3歳児	2年保育の4歳児 (現3歳児人数)	1年保育の5歳児 (現4歳児人数)
東習志野こども園	140 人	20 人	46 人(14 人)	46 人(14 人)
杉の子こども園	130 人	20 人	36 人(19 人)	36 人(19 人)
袖ヶ浦こども園	142 人	22 人	46 人(14 人)	42 人(18 人)
大久保こども園	80 人	20 人	21 人(9 人)	12 人(18 人)
新習志野こども園	60 人	20 人	11 人(9 人)	3 人(17 人)
向山こども園	80 人	20 人	11 人(19 人)	9 人(21 人)
藤崎こども園	80 人	20 人	23 人(7 人)	25 人(5 人)
合計	712 人	142 人	194 人(91 人)	173 人(112 人)

別表2 市立幼稚園・こども園の所在地・園区等一覧

令和8年度

	園名	所在地	電話番号	園区
A	谷津幼稚園	谷津 5-1-17	476-0522	谷津1丁目・2丁目3番～23番・3丁目～7丁目、奏の杜1～3丁目、谷津町1丁目(国道14号線以北の地域)・4丁目、津田沼1丁目～5丁目・6丁目4番～14番・7丁目3番～17番、藤崎1丁目～4丁目・5丁目1番、6番、7番、9番～11番・7丁目、鷺沼2丁目13番～19番、鷺沼台1丁目・2丁目
	津田沼幼稚園	津田沼 4-5-1	453-8677	
	向山こども園	谷津 2-16-36	451-1919	
	藤崎こども園	藤崎 4-20-3	477-3686	
B	屋敷幼稚園	屋敷 2-1-1	475-9531	大久保の全域、本大久保の全域、藤崎5丁目2番～5番、8番、12番～15番・6丁目、泉町の全域、実叡の全域、実叡本郷の全域、新栄の全域、東習志野の全域、花咲の全域、屋敷の全域、鷺沼台3丁目・4丁目
	大久保こども園	泉町 3-2-1	472-0015	
	杉の子こども園	本大久保 2-3-15	472-4255	
	東習志野こども園	東習志野 3-4-1	477-0115	
C	新習志野こども園	香澄 4-6-1	451-6299	袖ヶ浦の全域、津田沼6丁目1番～3番・7丁目1番、2番、18番、谷津2丁目1番、2番、谷津町1丁目(国道14号線以南の地域)、鷺沼1丁目・2丁目1番～12番・3丁目～5丁目、秋津の全域、茜浜の全域、香澄の全域、芝園の全域
	袖ヶ浦こども園	袖ヶ浦 2-5-3	454-6318	

[弾力化区域について]

- 藤崎7丁目 鷺沼2丁目13番～19番 鷺沼台1丁目・2丁目
 ※これらの弾力化区域はBの園区に通園することができる。
- 大久保1丁目・3丁目 本大久保1丁目6番～12番 泉町1丁目1番
 藤崎5丁目2番～5番・8番・12番～15番・6丁目
 ※これらの弾力化区域はAの園区に通園することができる。

議 案 第 30 号

令和8年度使用教科用図書の採択について

(学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書)

令和8年度に習志野市立小学校及び中学校の特別支援学級で使用する
ことができる教科用図書を別記のとおり採択する。

令和7年8月26日提出

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

習志野市教育委員会行政組織規則第3条第16号の規定に基づき、令和8年度に習志野市立小学校及び中学校の特別支援学級で使用する
ことができる教科用図書を採択するものである。

令和8年度使用教科書について

1 教科書採択のスケジュール

種類ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

特別支援は、児童生徒の状況に応じて適切な教科書を選べるよう毎年実施。

2 調査の観点

(1)内容 (2)組織・配列 (3)表現 (4)造本

3 新たにあげられた4冊の一般図書

(1)【算数】「さわって学べる算数図鑑」

(2)【算数】「スキンシップ絵本 かずのえほん」

(3)【生活・社会】「絵でわかるこどものせいかつずかん1 みのまわりのきほん」

(4)【保健・体育】「改訂新版 くらしに役立つ保健体育」

4 選定の理由

(1)【算数】「さわって学べる算数図鑑」

〈内容〉 動かす・開けるなどの操作を通して体験的学べる。

〈組織・配列〉数量や図形の問題を操作して解いていく。

〈表現〉 算数用語がわかりやすく説明されている。100以上のしかけがある。

(2)【算数】「スキンシップ絵本 かずのえほん」

〈内容〉 日常生活を踏まえて、数の概念を学べる。

〈組織・配列〉前半は数の数え方、後半は考える力を養う構成になっている。

〈表現〉 数字が大きく、指でなぞることができる。

(3)【生活・社会】「絵でわかるこどものせいかつずかん1 みのまわりのきほん」

〈内容〉 日常生活の基本動作が20場面紹介されている。

〈組織・配列〉朝起きてから寝るまでの生活習慣が、時間を追って理解できるようになっている。

〈表現〉 短い文とシンプルなイラストで表現されている。

(4)【保健・体育】「改訂新版 くらしに役立つ保健体育」

〈内容〉 生涯スポーツにつながるよう、運動やスポーツの多様性に触れている。

二次元コードを用いて動画でも学べる。

〈組織・配列〉理論編と実技編に分けられている。

学習の進め方に基づき配列されている。

〈表現〉 体の動き一つ一つイラストで表現されている。

※造本については、4冊とも扱いやすい大きさと紙質も丈夫である。

学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による一般図書について

令和8年度使用 学校教育法附則第9条第1項の規定による一般図書一覧

教科	通し	No.	発 行 者 略 称	発行者コード	図書コード	図 書 名	定価(円)	備考
国 語	1	1	あ か ね 書 房	01-1	A 0 1	もじのえほん あいうえお	3,000	
	2	2	あ か ね 書 房	01-1	A 0 2	もじのえほん かたかなアイウエオ	3,000	
	3	3	偕 成 社	06-1	O 0 1	五味太郎・言葉図鑑(1) うごきのことば	1,600	
	4	4	偕 成 社	06-1	O 0 3	五味太郎・言葉図鑑(3) かざることば(A)	1,600	
	5	5	偕 成 社	06-1	O 0 5	五味太郎・言葉図鑑(5) つなぎのことば	1,600	
	6	6	偕 成 社	06-1	O 0 6	五味太郎・言葉図鑑(6) ぐらしのことば	1,600	
	7	7	偕 成 社	06-1	O 1 0	五味太郎・言葉図鑑(10) なまえのことば	1,600	
	8	8	偕 成 社	06-1	T 0 1	エリック・カールの絵本 はらぺこあおむし	1,200	
	9	9	偕 成 社	06-1	T 0 4	エリック・カールの絵本 くまさんくまさんなにみてるの?	1,000	
	10	10	偕 成 社	06-1	T 0 5	エリック・カールの絵本(ぬりえ絵本) ごちやまぜカメレオン	1,400	
	11	11	偕 成 社	06-1	T 0 6	エリック・カールの絵本 月ようびはなにたべる?—アメリカのわらべうた	1,200	
	12	12	偕 成 社	06-1	T 0 7	エリック・カールの絵本 できるかな?—あたまからつまさきまで—	1,200	
	13	13	偕 成 社	06-1	W 0 1	木村裕一・しかけ絵本(1) みんなみんなみつけた	1,100	
	14	14	偕 成 社	06-1	Y 0 1	ともだちだいすき(2) おべんとうなあに?	1,200	
	15	15	く も ん 出 版	08-1	B 0 1	生活図鑑カード たべものカード	1,200	
	16	16	く も ん 出 版	08-1	C 0 1	書きかたカード「ひらがな」	1,800	
	17	17	く も ん 出 版	08-1	D 0 1	ひらがなカード	1,400	
	18	18	こ ぐ ま 社	10-4	B 0 3	こぐまちゃんえほん第2集 こぐまちゃんのみずあそび	900	
	19	19	こ ぐ ま 社	10-4	B 0 5	こぐまちゃんえほん第3集 しろくまちゃんのほっとけーき	900	
	20	20	こ ぐ ま 社	10-4	G 0 1	柳原良平のえほん かおかおどんなかお	800	
	21	21	小 峰 書 店	10-5	C 0 1	くまたんのはじめてシリーズ よめるよよめるよあいうえお	1,200	
	22	22	太 郎 次 郎 社	16-4	A 0 1	漢字がたのしくなる本シリーズ 漢字がたのしくなる本ワーク1基本漢字あそび	1,155	
	23	23	太 郎 次 郎 社	16-4	A 0 2	漢字がたのしくなる本シリーズ 漢字がたのしくなる本ワーク2あわせ漢字あそび	1,155	
	24	24	童 心 社	20-1	H 0 2	14ひきのシリーズ 14ひきのびくにつく	1,300	
	25	25	戸 田 デ ザ イ	20-4	O 0 3	あいうえおえほん	1,800	
	26	26	戸 田 デ ザ イ	20-4	O 0 7	よみかた絵本	1,800	
	27	27	同 成 社	20-5	A 0 1	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」1(改訂版) (ひらがなのことば・文・文章の読み)	1,300	
	28	28	同 成 社	20-5	A 0 2	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」2(改訂版) (かたかな・かん字の読み書き)	1,100	
	29	29	同 成 社	20-5	A 0 3	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」3(改訂版) (文章を読む、作文・詩を書く)	900	
	30	30	同 成 社	20-5	A 0 4	ゆっくり学ぶ子のための 国語4	1,100	
	31	31	同 成 社	20-5	B 0 1	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編1(改訂版) (表音形成・音韻形成・発声・発音)	1,100	
	32	32	同 成 社	20-5	B 0 2	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編2(改訂版) (ひらがなの読み書き)	1,100	
	33	33	東 洋 館	20-7	O 0 2	改訂新版ぐらしに役立つ国語	1,500	
	34	34	エ ス ト デ ィ	22-3	A 0 1	ひとりだちするための国語	1,700	
	35	35	ひ か り の く	27-1	D 0 1	202シリーズ たべもの202	1,200	
	36	36	評 論 社	27-2	B 0 1	しかけ絵本の本棚 コロちゃんはどこ?	1,200	
	37	37	ひ さ か た	27-3	C 0 4	スキンシップ絵本 かたかなアイウエオ	1,600	
	38	38	P H P	27-4	O 0 1	子どもの字がうまくなる練習ノート	1,200	

令和8年度使用 学校教育法附則第9条第1項の規定による一般図書一覧

教科	通し	No.	発 行 者 略 称	発行者コード	図書コード	図 書 名	定価(円)	備考
国 語	39	39	福 音 館	28-1	H 2 5	こどものとも絵本 そらいろのたね	1,000	
	40	40	福 音 館	28-1	J 0 1	世界傑作絵本シリーズ てぶくろ	1,000	
	41	41	福 音 館	28-1	J 0 3	世界傑作絵本シリーズ 三びきのやぎのがらがらどん	1,200	
	42	42	福 音 館	28-1	K 0 4	ぐりとぐらの絵本 ぐりとぐらの1ねんかん	1,400	
	43	43	ポ プ ラ	30-2	D 0 5	ねずみくんの絵本1 ねずみくんのチョッキ	1,300	
	44	44	リ ー プ ル	40-3	O 0 1	あっちゃんあがつくたべものあいうえお	1,800	
	45	45	U D 絵 本	87-11	5 3 0	ユニバーサルデザイン絵本6おでかけまるちゃん	1,000	
	46	46	日 点 (一 般)	T 217	O 0 1	T217-001 視覚障害者の漢字学習 (教育用漢字 小学1年)	34,000	
	47	47	日 点 (一 般)	T 217	O 0 2	T217-002 視覚障害者の漢字学習 (教育用漢字 小学2年)	40,000	
	48	48	日 点 (一 般)	T 217	O 0 3	T217-003 視覚障害者の漢字学習 (教育用漢字 小学3年)	44,500	
	49	49	日 点 (一 般)	T 217	O 0 4	T217-004 視覚障害者の漢字学習 (教育用漢字 小学4年)	44,500	
	50	50	日 点 (一 般)	T 217	O 0 5	T217-005 視覚障害者の漢字学習 (教育用漢字 小学5年)	43,500	
	51	51	日 点 (一 般)	T 217	O 0 6	T217-006 視覚障害者の漢字学習 (教育用漢字 小学6年)	43,500	
	52	52	日 点 (一 般)	T 217	O 0 7	T217-007 視覚障害者の漢字学習 (常用漢字中学校編)	12,000	
算 数 ・ 数 学	53	1	あ か ね 書 房	01-1	O 0 1	単行本 さわってあそぼうふわふわあひる	2,500	
	54	2	岩 崎 書 店	02-1	E 0 5	五味太郎のことばとかずの絵本 すうじの絵本	1,400	
	55	3	偕 成 社	06-1	A 0 2	エリック・カールかずのほん 1, 2, 3 どうぶつえんへ	1,200	
	56	4	学 研	06-2	5 3 5	さわって学べる算数図鑑	2,500	R8
	57	5	金 の 星 社	07-2	B 0 3	あかちゃんとおかあさんの絵本 ハティちゃんのまる・さんかく・しかく	1,000	
	58	6	く も ん 出 版	08-1	D 0 2	とけいカード	1,600	
	59	7	講 談 社	10-1	H 0 5	ブルーナのアイディアブックミッフィーの1から10まで	850	
	60	8	小 峰 書 店	10-5	C 0 2	くまたんのはじめてシリーズ おいしいおいしい1・2・3	1,200	
	61	9	こ ば と	10-9	B 0 1	中級編ジャンプアップ とけい・おかね・カレンダー	1,800	
	62	10	三 省 堂	11-4	A 0 4	三省堂こどもかずの絵じてん	1,400	
	63	11	小 学 館	12-2	B 0 2	21世紀幼稚園百科2 とけいとじかん	970	
	64	12	小 学 館	12-2	B 0 6	21世紀幼稚園百科6 かずあそび1・2・3	970	
	65	13	戸 田 デ ザ イ	20-4	O 0 2	1から100までのえほん	1,800	
	66	14	戸 田 デ ザ イ	20-4	O 0 8	6つの色	1,200	
	67	15	戸 田 デ ザ イ	20-4	O 0 9	とけいのえほん	1,600	
	68	16	同 成 社	20-5	C 0 1	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」1 (量概念の基礎、比較、なかま集め)	1,100	
	69	17	同 成 社	20-5	C 0 2	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」2 (1対1対応、1～5の数、5までのたし算)	1,100	
	70	18	同 成 社	20-5	C 0 3	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」3 (6～9のたし算、ひき算、位取り)	1,100	
	71	19	同 成 社	20-5	C 0 4	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」4 (くり上がり、くり下がり、2けたの数の計算)	1,100	
	72	20	同 成 社	20-5	C 0 5	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」5 (3けたの数の計算、かけ算、わり算)	1,100	
	73	21	東 洋 館	20-7	O 0 3	改訂新版くらしに役立つ数学	1,500	
	74	22	エ ス ト デ ィ	22-3	A 0 2	ひとりだちするための算数・数学	1,600	
	75	23	ひ か り の く	27-1	B 0 5	認識絵本5 いくつかの	1,200	
	76	24	ひ さ か た	27-3	C 0 5	スキンシップ絵本 かずのえほん	1,600	R8
	77	25	民 衆 社	32-1	A 0 2	さんすうだいすきあそぶ・つくる・しらべる2年	1,800	

令和8年度使用 学校教育法附則第9条第1項の規定による一般図書一覧

教科	通し	No.	発 行 者 略 称	発行者コード	図書コード	図 書 名	定価(円)	備考
生活・社会	78	1	あ か ね 書 房	01-1	H 0 2	かばくん・くらしのえほん2 かばくんのおかいもの	1,700	
	79	2	岩 崎 書 店	02-1	A 2 3	あそびの絵本 えかきあそび	1,400	
	80	3	旺 文 社	05-3	B 0 6	学校では教えてくれない大切なこと (6) 友だち関係 (気持の伝え方)	1,100	
	81	4	偕 成 社	06-1	Z 0 1	子どものマナー図鑑 (1) ふだんの生活のマナー	1,500	
	82	5	学 研	06-2	C 0 3	はっけんずかん のりもの改訂版	2,200	
	83	6	学 研	06-2	G 0 7	あそびのおうさまBOOK はじめてぬるほん	1,200	
	84	7	学 研	06-2	G 0 8	あそびのおうさまBOOK はじめてきるほん	1,200	
	85	8	学 研	06-2	N 0 1	ほんとおおきさ ほんとおおきさ動物園	1,500	
	86	9	金 の 星 社	07-2	F 0 4	ひとりのできるもん! 4 うれしいごはん、パン、めん料理	2,200	
	87	10	金 の 星 社	07-2	F 0 6	ひとりのできるもん! 6 だいすきおやつ作り	2,200	
	88	11	金 の 星 社	07-2	K 0 1	げんきをつくる食育えほん1 たべるのだいすき!	1,500	
	89	12	教 芸	07-4	O 0 5	5訂版歌はともだち	362	
	90	13	く も ん 出 版	08-1	B 0 2	生活図鑑カード くだものやさいカード1集	1,200	
	91	14	合 同 出 版	10-8	B 0 1	絵でわかるこどものせいかつずかん1 みのまわりのきほん	1,400	R8
	92	15	コ ク ヨ	10-10	A 0 1	かおノート	1,300	
	93	16	小 学 館	12-2	C 0 1	ドラえもんちずかん1 にっぽんちず	1,500	
	94	17	小 学 館	12-2	C 0 2	ドラえもんちずかん2 せかいちず	1,500	
	95	18	鈴 木 出 版	13-2	A 0 5	知育えほん マークのずかん	1,600	
	96	19	チ ャ イ ル ド	17-1	O 0 1	ぬったりかいたりらくがきBOOK	1,500	
	97	20	東 洋 館	20-7	O 0 4	改訂新版くらしに役立つ理科	1,500	
	98	21	ナ ツ メ 社	21-2	O 0 1	子どもの生きる力を育てるせいかつの絵じてん	1,800	
	99	22	ひ か り の く	27-1	I 0 1	改訂新版体験を広げるこどものずかん1 どうぶつえん	1,700	
	100	23	ひ か り の く	27-1	I 0 4	改訂新版体験を広げるこどものずかん4 はなとやさい・くだもの	1,700	
	101	24	ひ か り の く	27-1	I 0 8	改訂新版体験を広げるこどものずかん8 あそびのずかん	1,200	
	102	25	ひ か り の く	27-1	O 0 3	マナーやルールがどんどんわかる! 新装改訂版みちかなマーク	1,200	
職業・家庭	103	1	岩 崎 書 店	02-1	C 0 4	かいかたそだてかたずかん4 やさいのうえかたそだてかた	1,600	
	104	2	岩 崎 書 店	02-1	F 0 8	絵本図鑑シリーズ8 やさいのずかん	1,700	
	105	3	旺 文 社	05-3	5 1 5	学校では教えてくれない大切なこと (9) ルールとマナー	1,100	
	106	4	偕 成 社	06-1	J 0 4	子どもの健康を考える絵本 (4) からだがすきなたべものなあに?	1,200	
	107	5	偕 成 社	06-1	X 0 1	坂本廣子のひとりでクッキング (1) 朝ごはんつくろう!	1,400	
	108	6	偕 成 社	06-1	X 0 2	坂本廣子のひとりでクッキング (2) 星ごはんつくろう!	1,400	
	109	7	偕 成 社	06-1	Z 0 3	子どものマナー図鑑 (3) でかけるときのマナー	1,500	
	110	8	開 隆 堂 出 版	06-4	O 0 1	職業・家庭たのしい職業科 わたしの夢につながる	1,800	
	111	9	教 育 画 劇	07-5	A 0 2	つくってたべよう! お料理マジック2	1,650	
	112	10	さ え ら	11-1	D 0 7	母と子の手づくり教室 母と子の園芸教室野菜をつくろう	1,500	
	113	11	小 学 館	12-2	B 1 1	21世紀幼稚園百科11 からだのふしぎ	970	
	114	12	女 子 栄 養 大	12-7	O 0 1	新・こどもクッキング	1,600	
	115	13	東 洋 館	20-7	O 0 1	改訂新版くらしに役立つ社会	1,500	

令和8年度使用 学校教育法附則第9条第1項の規定による一般図書一覧

教科	通し	No.	発 行 者 略 称	発行者コード	図書コード	図 書 名	定価(円)	備考
職業・家庭	116	14	東 洋 館	20-7	0 0 6	改訂新版くらしに役立つ家庭	1,500	
	117	15	ひ か り の く	27-1	K 0 9	新装版K I D S 2 1 1 2 たべものひやつか	850	
	118	16	ブ ロ ン ズ 新	28-3	C 0 1	しごとば	1,700	
	119	17	山 と 溪 谷 社	36-1	0 0 1	家庭科の教科書小学校低学年～高学年用	1,800	
図工・美術	120	1	岩 崎 書 店	02-1	G 1 2	ひとりのできる手づくりBOX しぜんで工作しよう	1,600	
	121	2	学 研	06-2	I 1 2	あそびのおうさまずかん リサイクルこうさく増補改訂	1,000	
	122	3	国 土 社	10-3	B 0 9	たのしい図画工作9 うごくおもちゃ	2,500	
	123	4	国 土 社	10-3	B 1 6	たのしい図画工作16 ちぎり紙・きり紙・はり絵	2,500	
	124	5	小 峰 書 店	10-5	0 0 1	リサイクル工作ずかん	1,400	
	125	6	小 学 館	12-2	N 0 1	あーとぶっく ひらめき美術館第1館	1,750	
	126	7	の ら 書 店	25-1	0 0 1	はじめてのこうさくあそび	1,700	
外国語	127	1	あ か ね 書 房	01-1	I 0 3	あかね書房の学習えほん ことばのえほんABC	3,000	
	128	2	あ か ね 書 房	01-1	I 0 6	あかね書房の学習えほん えいごえほんぞうさんのピクニック	3,000	
	129	3	あ か ね 書 房	01-1	I 0 7	あかね書房の学習えほん えいごえほんぞうさんがっこうに行く	3,000	
	130	4	岩 崎 書 店	02-1	E 0 2	五味太郎のことばとかずの絵本 絵本ABC	1,300	
	131	5	く も ん 出 版	08-1	H 0 2	CD付き英語カードあいさつと話しことば編	1,800	
	132	6	成 美 堂 出 版	14-4	0 0 5	CDつき楽しく歌える英語のうた	1,400	
	133	7	戸 田 デ ザ イ	20-4	0 0 1	和英えほん	1,500	
保健・体育	134	1	学 研	06-2	I 0 1	あそびのおうさまずかん からだ増補改訂	780	
	135	2	金 の 星 社	07-2	E 0 1	やさしいからだのえほん1からだのなかはどうなってるの？	1,700	
	136	3	合 同 出 版	10-8	A 0 2	子どもとマスターする45の操体法 改訂新版イラスト版からだのつかい方ととのえ方	1,700	
	137	4	合 同 出 版	10-8	A 0 3	運動が得意になる43の基本レッスン イラスト版体育のコツ	1,600	
	138	5	東 洋 館	20-7	0 0 5	改訂新版くらしに役立つ保健体育	1,500	R8
	139	6	ひ か り の く	27-1	I 0 9	改訂新版体験を広げるこどものずかん9 からだとけんこう	1,700	
	140	7	ひ さ か た	27-3	5 7 1	どうなってるの？からだのなか	1,800	
	141	8	エ イ デ ル	54-26	5 0 2	あっ！そうなんだ！わたしのからだ	1,800	